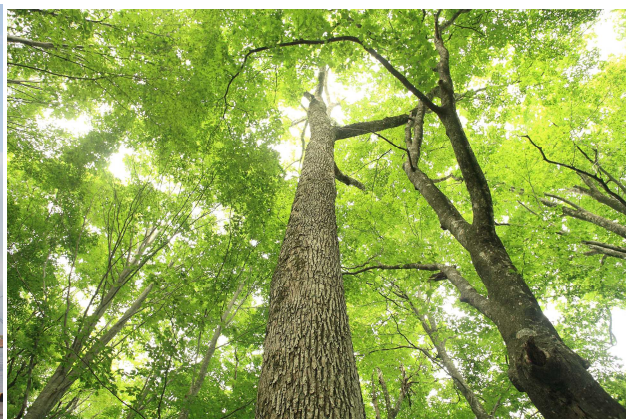


国の施策・予算に関する 提案・要望書



秋田港に寄港したクルーズ船



世界遺産登録30周年を迎える白神山地



あきた移住・交流メタバース万博開催



荷上場バイパス開通式

 AKITAVISION

令和5年5月

秋田県

<< 目 次 >>

番号	提案・要望事項	頁
I 総合的な少子化対策		1
1	総合的な少子化対策の充実と支援の強化について（新規）	2
II 原油価格・物価高騰等への対策		7
1	原油価格・物価高騰等にかかる対策について	8
III 賃金水準の向上		15
1	賃上げ原資の確保及び生産コストの増加に伴う価格への適正転嫁について	16
2	地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直しについて	18
3	中小企業の事業承継・引継ぎ（M&A）支援施策の継続等について（拡充）	22
4	職業訓練受講給付金制度の見直しについて（新規）	24
5	スタートアップ創出に向けた支援の充実について（新規）	26
6	技能実習制度及び特定技能制度の抜本的な見直しについて	28
IV カーボンニュートラルへの挑戦		31
1	カーボンニュートラルの実現に向けた森林整備の推進について	32
2	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備促進とその活用による産業集積について（拡充）	34
3	再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について（拡充）	38
4	海岸漂着物対策の推進について	40
V 新たな時代に対応したデジタル化の推進		43
1	DX（デジタル・トランスフォーメーション）の加速化について（拡充）	44
2	マイナポータル上の電子申請サービスの拡充について（新規）	48
3	地方税におけるマイナンバー制度の活用について	50
VI 地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化		51
1	地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について（拡充）	52
2	地方の財政基盤の充実・強化について	56

<< 目 次 >>

番号	提案・要望事項	頁
VII 時代の変化を見据えた成長産業の拡大		59
1	環日本海交流や地域の拠点となる秋田港等の整備促進について（拡充）	60
2	中小企業・小規模事業者への経営支援の継続について	62
3	中小企業のワンストップ支援事業の継続について	64
VIII 攻めの農林水産業の振興		67
1	食料安全保障の強化に向けた対策の充実について（新規）	68
2	自給率向上と国土強靱化に向けた農業農村整備事業の予算確保について	70
3	みどりの食料システム戦略の推進について（拡充）	72
4	農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について	74
5	新規就農者と農業法人等の確保・育成について（新規）	76
6	農地中間管理事業の着実な推進について（拡充）	78
7	農村の活性化に向けた総合的な対策について（新規）	80
8	需要に応じた米生産推進のための環境整備について	82
9	耕畜連携の推進について（新規）	84
10	各種資材価格の高騰対策について	86
11	物流の2024問題への総合的な対策について（新規）	88
12	豚熱及び鳥インフルエンザの防疫対策について（拡充）	90
13	水産業の持続的な発展に向けた漁港・漁場整備の着実な推進について	92
14	林業公社の経営改善に向けた支援措置について	94
15	森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて	96
16	森林病虫害等防除対策の拡充について	98
17	森林・林業担い手育成対策の推進について	100

<< 目 次 >>

番号	提案・要望事項	頁
IX 観光・交流の活性化と交通基盤の整備		103
1	秋田新幹線新仙岩トンネル整備の促進について	104
2	奥羽・羽越両新幹線の整備促進について	106
3	航空ネットワークの維持・拡充について	108
4	県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について（拡充）	110
5	J Rローカル線の維持・活性化に向けた支援について（新規）	114
6	地方の鉄道路線の強靱化に向けた支援について	116
7	地方空港における国際便の運航再開にかかる支援の拡充について（新規）	118
8	持続可能な地域公共交通網の確立に向けた支援の拡充について	120
9	スタジアム整備に対する支援制度の創設について	121
10	アリーナ整備（新県立体育館）にかかる財政支援について	122
11	国立公園等における公園施設の整備推進について	124
12	国立・国定公園の新規指定・大規模拡張の早期実現について（新規）	126
X 人口減少対策と多様性に満ちた地域社会づくり		129
1	総合的な少子化対策への支援について（拡充）	130
2	女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について	136
3	新たな少子化対策に対応した働き方改革の推進について（新規）	140
4	多様性に満ちた社会づくりの推進について	144
5	安全・安心なまちづくりに資する都市施設の整備について（拡充）	146
6	持続可能な生活排水処理事業への支援について（拡充）	148

<< 目 次 >>

番号	提案・要望事項	頁
XI 健康長寿・地域共生社会の実現		151
1	新型コロナウイルス感染症の五類感染症移行後の保健・医療提供体制の確保にかかる支援について（拡充）	152
2	社会福祉施設・医療機関に対する原油価格・物価高騰対策について	156
3	社会福祉施設等施設整備国庫補助金の予算確保について	159
4	介護施設に入所する人工透析患者への介護報酬上の配慮について	160
5	医療的ケア児への支援の充実について	162
6	公的病院に対する財政措置の拡充について	164
7	医師の地域偏在の解消に向けた制度の構築等について（拡充）	166
8	介護人材の確保に向けた対策の強化について（新規）	168
XII 新たな時代を拓く教育・人づくり		169
1	幼児教育・保育施設における保育士等の確保に向けた対策の強化について（拡充）	170
2	幼児教育・保育施設等に対する原油価格・物価高騰対策について	172
3	幼児教育の質的向上について（新規）	175
4	公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について	176
5	補習等のための指導員等派遣事業の充実による教員の多忙化解消体制の構築について	180
6	デジタル教育の充実に対する支援について	182
7	生徒用1人1台端末の導入支援について（新規）	184
8	特別支援学校における特別支援教育支援員（介助員）の配置にかかる財政支援について（新規）	185
9	世界遺産の整備について	186
10	部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備への支援について（新規）	188
11	地方財政措置における共済組合事務に要する費用の算定方法の改善について（新規）	190
12	地方における多文化共生社会の実現について	192
13	学校図書館・公立図書館の資料の充実について	194

<< 目 次 >>

番号	提案・要望事項	頁
XIII 強靱な県土の実現と防災力強化		195
1	社会資本の整備等に必要の公共事業予算の確保について	196
2	災害に強く安全・安心で持続可能な道路空間の構築について（拡充）	198
3	県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について（拡充）	200
4	治山事業の推進について	204
5	石油製品備蓄の強化について	206
XIV 安全・安心な生活環境の確保		207
1	空き家対策への支援について	208
2	消費者行政の充実に向けた支援について	210
3	雪対策にかかる支援の充実について	212
4	水道事業の基盤強化に向けた支援の拡充について	214
5	東日本大震災等による県外避難者の生活再建に向けた支援について	216
6	道路標示事業にかかる国庫債務負担行為について	217
7	交通取締用四輪車の四輪駆動化について	218
8	無線警ら車・小型警ら車の増強等について	219
9	「人と動物が共生する社会」の実現に向けた取組に対する支援について	220
10	公衆衛生獣医師の地域偏在の解消に向けた制度の構築等について（新規）	222
XV ふるさとの自然や資源を次代につなぐ環境保全対策の推進		223
1	八郎湖の水質保全対策に対する支援強化について	224
2	風力発電所にかかる環境影響評価の実効性及び信頼性の確保について	226
3	ツキノワグマの保護管理への支援について	228

I 総合的な少子化対策

I-1 総合的な少子化対策の充実と支援の強化について（新規）

内閣府、こども家庭庁、総務省、
文部科学省、厚生労働省、経済産業省

国内の2022年の出生数は統計開始以来、初の80万人割れとなる見通しであり、当県においても出生数が過去最小となる4千人程度の見込みとなるなど、全国的に少子化が加速しており、早急な対策が求められている。

こうした中、地方公共団体では、それぞれが少子化対策に取り組んでいるところであり、当県においても、少子化の大きな要因である若年女性の転出超過の抑制に向けて、若年女性の働く場の確保や魅力ある職場づくり、賃金水準の向上などに特に力点を置いて取り組み、結婚支援や子育て支援といった取組と併せて総合的に実施していくこととしている。

しかしながら、少子化の克服は、我が国の社会保障制度や経済活動に与える影響が大きい国家的に取り組むべき喫緊の課題であり、地方公共団体間の施策競争では根本的な解決にはならず、我が国全体の婚姻数と出生数の向上につながる真の少子化対策への取組が急務となっている。

一方、昨年7月に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、我が国は146か国中116位と先進国の中でも極めて低い水準にあり、男女の賃金格差も75.2%であるなど、女性の地位の向上も国家的課題となっている。多様性を受け入れる社会を実現しつつ、少子化を克服していくためには、家族のあり方の多様化や、結婚や出産に対する価値観の変化などへの対応も重要である。

このため、効果的な少子化対策を行うには、派遣労働者など非正規雇用者の正規雇用化や待遇改善に向けた取組、生産性向上やリスクリングへの支援などの充実・強化により賃金水準の向上を図るとともに、男女の労働待遇の平等化や女性の能力を發揮できる環境づくり、仕事と育児の両立支援、働き方改革など、男女共同参画社会の実現や女性の地位向上につながる社会システムのダイナミックな変革を図り、その上で、地域や所得にかかわらず、安心して出産することができ、全ての子どもが等しく子育て支援や教育、医療が受けられる制度を構築することが必要である。

I-1 総合的な少子化対策の充実と支援の強化について

(1) 婚姻数の増加に向けた賃金水準の向上及び結婚支援

内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省

【要望の内容】

III-1 賃上げ原資の確保等について 〈P16〉

- (1) 原材料価格やエネルギー価格、労務費が上昇する中、下請中小企業へのしわ寄せを解消し賃上げ原資の確保や生産コスト上昇による負担をサプライチェーン全体で適切に分担するよう、製品価格の交渉・転嫁について、親事業者への指導や普及啓発を行うほか、関係機関の連携による相談体制の強化を図るなど、公正な取引環境の整備を一層進めること。
- (2) 持続的な賃金水準の向上を図るため、生産性向上・コスト削減に資する設備投資や資金繰り支援など、中小企業に対する幅広く手厚い施策を機動的に講じること。

III-2 地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直しについて〈P18〉

- (3) 国においては、早期に最低賃金の全国加重平均を1,000円以上とすることを目指しており、雇用における地域間格差の是正を図るためにも、目安制度など最低賃金制度の見直しを行うとともに、最低賃金の改定により影響を受ける中小企業に対するフォローアップを強化すること。
- (4) 最低賃金の改定の効果が、賃金水準の向上に確実に反映されるよう、所得税にかかる控除額の上限や社会保険の適用範囲などの見直しも併せて行うこと。

X-3 雇用の質の向上について 〈P140〉

- (5) 派遣労働者など非正規雇用者の待遇改善を図るため、正規雇用化に向けたキャリアアップ助成金の引き上げや運用の弾力化を進めるとともに、正規雇用者との労働条件の格差是正に向けた取組を強化すること。
- (6) 労働者のキャリアアップや賃金水準の向上につながるリスクリングへの支援について、地方財政措置を含め一層強化すること。

III-4 職業訓練受講給付金制度の見直しについて 〈P24〉

- (7) 雇用保険の受給資格がない求職者への生活支援を強化し、職業訓練の受講を一層促進するため、国が実施している職業訓練受講給付金の制度の見直しを行うこと。

X-1 地域における結婚支援の充実について 〈P130〉

- (8) 「地域少子化対策重点推進交付金」について、効果が高いと認められる特定の事業は恒常的に交付対象とするほか、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い少子化対策を安定的・継続的に実施できるよう、運用の弾力化を進めること。

(担当課室名) あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課
産業労働部産業政策課、地域産業振興課、雇用労働政策課)

I-1 総合的な少子化対策の充実と支援の強化について

(2) 女性の活躍と働き方改革の推進

内閣府、総務省、厚生労働省

【要望の内容】

X-2 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進について 〈P136〉

- (1) 女性の活躍推進については、重点的に取り組むべき課題であることから、国が主体となり、全国的なムーブメントを創るとともに、女性が出産や育児などで休業しても、その後のキャリアアップや登用に不利にならないよう、復帰後も個性と能力を十分に発揮して活躍できるような仕組みづくりや民間企業への働きかけを行うなどの取組を強力的に推進すること。
- (2) 「地域女性活躍推進交付金」について、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い取組が安定的・継続的に実施できるよう、複数年度にわたり、計画的に行う事業が継続して採択できるようにするとともに、地域における女性活躍や男女共同参画に関する取組の交付要件を緩和するなど、柔軟で使いやすい運用を図ること。
また、女性活躍に資する施策を強力的に進めていくため、地方公共団体の要望に対して応えられるよう、同交付金の十分な予算措置を講じること。
- (3) 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）を推進するために、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定や、企業の認定（えるぼし認定、くるみん認定、プラチナえるぼし認定、プラチナくるみん認定）の取得に取り組む中小企業への優遇策の拡充を行うとともに、育児休業の時間単位での取得を認めるなど、制度の弾力的な運用を推進すること。

X-3 働き方改革の推進について 〈P140〉

- (4) 労働者のワーク・ライフ・バランスを実現し、誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりを進めるため、働き方改革の推進とそれを支える制度の充実を「新しい少子化対策」の重要な柱と位置づけ、国を挙げて総合的な対策を実施すること。
- (5) 育児休業の取得促進や育児休業期間中の経済的安定を図るため、育児休業給付金の給付率の引き上げや対象外となっている短時間労働者等への給付のほか、育児短時間勤務対象者への給付金の支給など、育児と仕事の両立に向けた支援制度の見直しを図ること。
- (6) 子育てに優しい職場風土の醸成に向けた環境整備を図るため、子の看護休暇を就学後も対象となるよう制度の見直しを行うとともに、配偶者出産休暇など育児目的休暇の取得を促進するための支援制度を強化すること。
- (7) 時短勤務やテレワークなど、長時間労働の解消や多様な働き方の導入に向けた環境整備を促進するための助成制度を強化すること。

（担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課
産業労働部雇用労働政策課）

I-1 総合的な少子化対策の充実と支援の強化について

(3) 希望する出産、子育てができる環境づくり

こども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省

【要望の内容】

X-1 安心して出産・子育てができる環境づくりのための経済的支援の充実について 〈P130〉

- (1) 幼児教育・保育の果たす役割の重要性に鑑み、現在、国が実施している保育料の無償化について、2歳以下の乳幼児も対象にするなど制度の拡充を図ること。
また、制度が拡充されるまでの間、地域の実情に応じて県・市町村が連携し独自に行う保育料助成制度に対し、地方財政措置を講じること。
- (2) 「出産・子育て応援交付金」について、妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、安定的な財源の確保を図り、恒常的な制度とすること。
また、こうした新しい制度の実施に当たっては、地方への丁寧な説明を行うとともに、事務や財政の面において、地方に過度な負担を生じさせないようにすること。
- (3) 国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。
また、出産費用について、早期の保険適用の導入に加え、自己負担部分を公費負担とするなど、安心して出産できる制度の創設を検討すること。
さらに、幼稚園から高校卒業までに要する教育費や給食費に加え、高等教育にかかる費用について、保護者等の負担軽減に向けた支援策を講じること。
- (4) 地方公共団体が小学生以上の子ども医療費助成を行った場合における国民健康保険にかかる国庫負担金の減額調整措置については、子どもの医療に関わる全国一律の制度創設を待つことなく、廃止すること。

XII-1 幼児教育・保育施設における保育士等の確保に向けた対策の強化について 〈P170〉

- (5) 幼児期の教育・保育の重要性を踏まえ、保育士等の配置基準の見直しを早期に実現するとともに、更なる処遇改善を図るなど、国の責任において人材確保等における実効性のある施策や財政措置を講じること。
- (6) 障害児を受け入れる私立幼稚園等を一層支援するため、国庫補助制度において受入障害児が1人であっても補助対象とすること。
- (7) 人口減少地域における幼児教育・保育施設において、将来にわたり運営継続が可能となるよう、地域の実情に応じた公定価格や定員20人未満の設定など制度改正するとともに、幼児教育・保育と児童発達支援との一体的な支援及び多機能化を図るための施設整備への財政措置を講じること。

(担当課室名) あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課
健康福祉部健康づくり推進課国保医療室
教育庁幼保推進課、保健体育課)

Ⅱ 原油価格・物価高騰等への対策

Ⅱ-1 原油価格・物価高騰等にかかる対策について

内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

【提案・要望の内容】

コロナ禍による国民生活への影響が依然として続く中、ウクライナ情勢の長期化などにより、原油価格・原材料価格等が高騰し、県内の事業者は厳しい経営環境にあることから、経営の継続やサービスの安定的な提供ができるよう、必要な予算措置をするとともに、支援対策を講じること。

Ⅲ-1 賃上げ原資の確保及び生産コストの増加に伴う価格への適正転嫁について 〈P16〉

- (1) 原材料価格やエネルギー価格、労務費が上昇する中、下請中小企業へのしわ寄せを解消し賃上げ原資の確保や生産コスト上昇による負担をサプライチェーン全体で適切に分担するよう、製品価格の交渉・転嫁について、親事業者への指導や普及啓発を行うほか、関係機関の連携による相談体制の強化を図るなど、公正な取引環境の整備を一層進めること。

Ⅶ-2 中小企業・小規模事業者への経営支援の継続について 〈P62〉

- (2) 長期化した新型コロナウイルス感染症の影響に加え、資材不足や原材料・原油価格の高騰等により、厳しい経営状況にある中小企業・小規模事業者の支援については、その影響を回避・緩和していくことができるよう、生産性向上・コスト削減に資する設備投資や資金繰り支援など、幅広く手厚い施策を機動的に講じること。
- (3) 電気料金の高騰については、全国で幅広い業種の事業者が厳しい状況に立たされていることから、一元的な対応により事業者の負担を軽減するための対策を講じること。
- (4) 事業者の資金繰り支援については、過剰債務など厳しい状況にある中小企業・小規模事業者の経営環境を踏まえ、返済猶予・条件変更等も含めたアフターケアを金融機関に指導するなどフォローアップを強化すること。
- (5) 中小企業等事業再構築促進事業については、ウィズコロナ・ポストコロナの社会経済情勢の変化に対応した新たなビジネスモデルへの転換等に、より多くの中小企業・小規模事業者が取り組めるよう、事業計画における付加価値要件の見直しなど柔軟な制度運用とすること。

VIII-10 各種資材価格の高騰対策について 〈P 8 6〉

- (6) 配合飼料価格安定制度の財源を継続して確保するとともに、畜産経営が再生産可能な水準で補填が発動されるよう制度を見直すほか、飼料自給率の向上を図るため、「耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業」において、乾草用の青刈り稲など、地域の実情を踏まえた取組も支援対象にすること。
- (7) 肥料価格高騰対策を令和5年秋以降も継続するとともに、影響の大きい担い手を施肥低減体系に促すため、施肥量調節が可能なスマート農機の導入など、経営全体でコストを低減する取組についても支援策を強化すること。
- (8) 「施設園芸セーフティネット構築事業」について、燃油使用量の削減目標等の要件を緩和し、積雪寒冷地の農家も使いやすい制度にするとともに、十分な予算を確保すること。
- (9) 酪農や施設園芸など各種資材価格が高騰する中で、コストの増加分が農畜産物の価格形成に適正に反映されるよう環境を整備すること。

XI-2 社会福祉施設・医療機関に対する原油価格・物価高騰対策について 〈P 1 5 6〉

- (10) 原油価格・物価高騰の影響を受けている社会福祉施設及び医療機関が安定的にサービスを提供できるよう、臨時的な報酬改定など、国において統一的な支援策を講じること。

XII-2 幼児教育・保育施設等に対する原油価格・物価高騰対策について 〈P 1 7 2〉

- (11) 原油価格・物価高騰の影響を受けている幼児教育・保育施設及び放課後児童クラブが安定的にサービスを提供できるよう、国において必要な予算を措置するとともに、統一的な支援策を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

III-1 賃上げ原資の確保及び生産コストの増加に伴う価格への適正転嫁について 〈P 1 6〉

- (1) 当県の製造業においては、下請型・賃加工組立型の中小企業・小規模事業者が多く、従業員1人当たりの製造品付加価値額は全国43位となっています。労務費のほか、燃料費や原材料費の上昇等もあり、その経営環境は非常に厳しいものとなっています。
- (2) このため、県においても、県内製造事業者に対し、生産性の向上や付加

価値の高い製品づくりに向けた、きめ細かな伴走型の支援や生産設備等の導入支援など強力で推進しているところですが、生産コスト増加分の価格への転嫁は思うように進んでいないのが実情です。

- (3) 国においては、下請中小企業振興法で「振興基準」を定め、下請Gメンによる下請事業者へのヒアリングに基づく取引実態把握や、親事業者と下請事業者に対する適正取引に向けた助言・指導を行っているほか、「下請かけこみ寺」の設置など相談支援体制の構築にも取り組んでいるところです。

しかしながら、依然として下請事業者は取引環境において弱い立場にあるため、生産コストの増加分を適正に価格へ転嫁できるよう、公正な取引環境の整備に向けた一層の取組強化が必要です。

VII-2 中小企業・小規模事業者への経営支援の継続について 〈P 62〉

- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響下において、中小企業・小規模事業者は、各種の融資制度や給付金、雇用調整助成金などを活用し、経営を維持してきたところですが、さらに、資材不足や原材料・原油価格の高騰等が相まって、企業体力が著しく疲弊してきています。
- (5) 国では、電気・ガス価格激変緩和対策事業として、事業者等の電気料金の負担軽減を図るための一律支援を実施していますが、今後も引き続き高騰が続く可能性があり、支援が行き届いていない事業者についても考慮したうえ、一元的な対応による更なる対策が必要です。
- (6) また、感染症の拡大に対応して拡充された融資制度を活用し、これまで経営を維持してきた企業については、返済が本格化する時期を迎えており、事業者の資金繰りを支援していくことが必要です。
- (7) 今後は、中小企業・小規模事業者においても、業態転換等に取り組んでいくことの重要性が増してくることから、中小企業等事業再構築促進事業について、柔軟な制度運用とし、多くの企業が取り組めるような支援制度にすることが必要です。

VIII-10 各種資材価格の高騰対策について 〈P 86〉

- (8) 世界的な穀物需要の増加やウクライナ情勢等の影響により、各種資材価格が高騰し、先行きが見通せないことが、担い手の懸念材料となっていることから、不安が広がらないよう支援を行っていくことが重要です。
- (9) 配合飼料価格安定制度は、過去の平均価格が基準となるため、価格が高止まりした場合に補填がなくなることから、高騰前の価格を基準とするほか、地域の実情に応じた飼料生産を促し、コスト低減を図ることが重要で

す。

- (10) 肥料価格の高騰は長期化が見込まれることから、令和5年秋以降も価格補填対策を継続する必要があるほか、特に影響の大きい担い手を対象に、可変施肥機や局所施肥機等の導入で、省力化や規模拡大を図り、経営全体でコストを低減する取組を支援する必要があります。
- (11) 積雪寒冷地である当県の園芸施設においては、通常、二重被覆等の対策が講じられており、既に「施設園芸セーフティネット構築事業」を活用している農家が更に燃油使用量を削減する事業要件のクリアは難しい状況にあることから、農家が加入しやすい制度とする必要があります。

XI-2 社会福祉施設・医療機関に対する原油価格・物価高騰対策について 〈P156〉

- (12) 長期化が見込まれる原油価格・物価高騰により、光熱費や燃料費、食材費等にかかる負担が増加し、社会福祉施設や医療機関の経営は大きな影響を受けています。
- (13) 社会福祉施設や医療機関は、国が定める公定価格等により経営を行っていることから、多くの場合、負担の増加分は事業者の持ち出しとなり、経営努力のみで対応することは困難な状況になっています。
- (14) こうした状況を受け、当県では、医療・介護・福祉施設の省エネルギー化に向けた改修への支援や、光熱費の負担軽減を図るための支援金の支給などを実施してまいりましたが、都道府県により、対応に差が出ることは好ましくないと考えます。
- (15) 社会福祉施設や医療機関の収入が公定価格等に基づくことにより生じている今般の課題は、全国共通の制度に起因するものであり、支援の実施や内容を各都道府県の判断に委ねるのではなく、臨時的な報酬改定や国庫補助事業の創設など、国において統一的な支援策を講じるべきと考えます。

XII-2 幼児教育・保育施設等に対する原油価格・物価高騰対策について 〈P172〉

- (16) 長期化が見込まれる原油価格・物価高騰により、光熱費や燃料費、食材費等にかかる負担が増加し、幼児教育・保育施設等の経営は大きな影響を受けています。
- (17) 幼児教育・保育施設等は、国が定める公定価格などにより経営を行っていることから、多くの場合、負担の増加分は事業者の持ち出しとなり、経営努力のみで対応することは困難な状況になっています。

- (18) こうした状況を受け、当県では、光熱費や給食費（副食費）の負担軽減を図るための支援金の支給などを実施してまいりましたが、都道府県により、対応に差が出ることは好ましくないと考えます。
- (19) 幼児教育・保育施設等の収入が公定価格などに基づくことにより生じている今般の課題は、全国共通の制度に起因するものであり、支援の実施や内容を各都道府県の判断に委ねるのではなく、国において必要な予算を措置するとともに、統一的な支援策を講じるべきと考えます。

【参考資料】

○灯油価格（民生用灯油配達）秋田県

（単位：円／18ℓ）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	平均
R3年度	1,637	1,648	1,700	1,768	1,774	1,760	1,849	1,957	1,898	1,938	1,793
R4年度	2,066	2,013	2,013	2,025	1,998	1,975	1,981	1,962	1,969	1,969	1,997
R4/R3	+26.2%	+22.1%	+18.4%	+14.5%	+12.6%	+12.2%	+7.1%	+0.3%	+3.7%	+1.6%	+11.4%

※石油製品価格調査（資源エネルギー庁）より

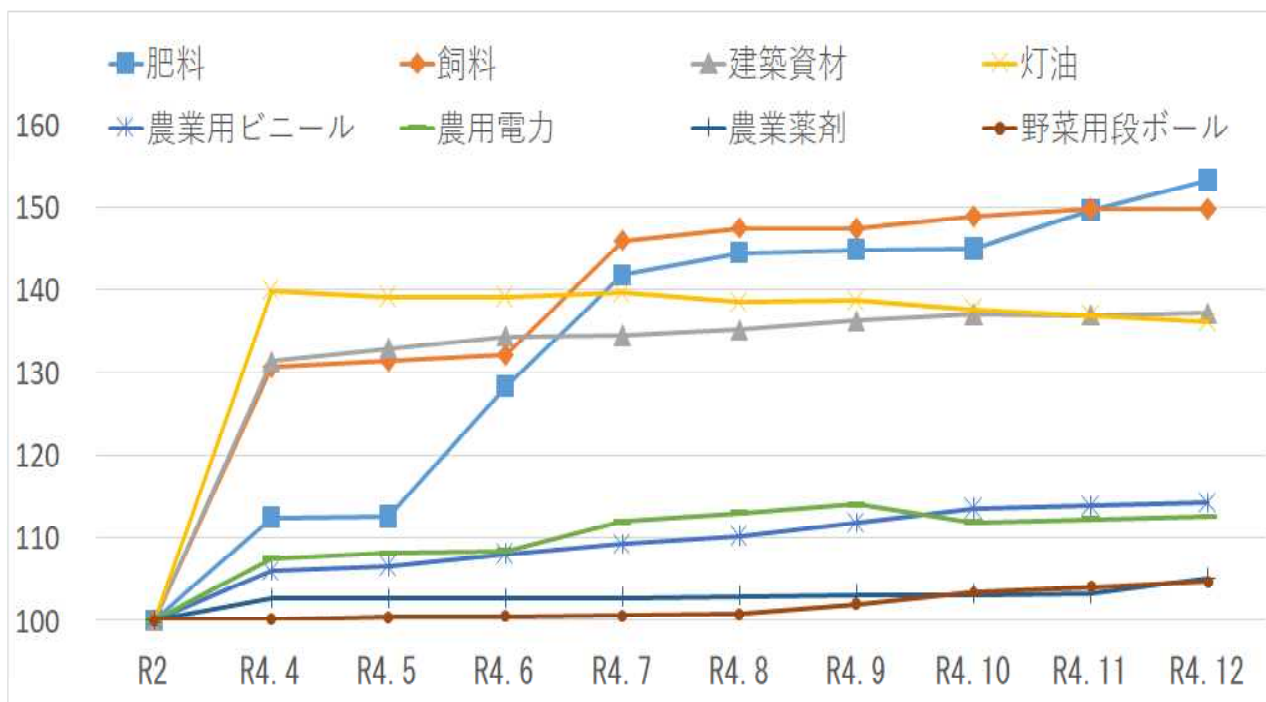
○A重油（大型ローリー）東北

（単位：円／ℓ）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
R3年度	71.6	73.5	76.3	78.2	78.3	79.9	85.8	87.5	83.3	79.4
R4年度	91.3	89.4	92.1	89.1	87.9	88.4	88.4	88.2	88.4	89.2
R4/R3	+27.5%	+21.6%	+20.7%	+13.9%	+12.3%	+10.6%	+3.0%	+0.8%	+6.1%	+12.4%

※石油製品価格調査（資源エネルギー庁）より

○農業物価指数（令和2年基準）



（出典：「農業物価統計調査」） ※令和2年を基準時（100）とする指数

○秋田市消費者物価指数（総合、食料、光熱・水道）

(2020年=100)

年 月	総 合	生鮮食品	生鮮食品	食料（酒類	食 料	生鮮食品	生鮮食品	光熱・
		を除く	及びエネルギー	を除く）及び			を除く	
		総合	を除く	エネルギー			食料	
			総合	を除く				
元年(31年)	100.4	100.5	99.9	100.1	99.4	98.3	99.6	103.2
2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3年	100.3	100.4	99.7	99.3	100.7	100.2	100.8	103.3
4年 1月	101.9	101.4	99.8	98.8	104.2	110.9	102.7	111.5
2月	102.3	101.8	99.7	98.8	104.0	111.5	102.4	114.8
3月	102.9	102.3	100.1	99.2	104.3	113.0	102.4	117.0
4月	103.2	102.9	100.7	99.8	104.1	108.5	103.1	117.8
5月	103.5	103.1	100.9	100.0	104.6	110.5	103.3	118.2
6月	103.4	103.3	101.2	100.1	104.3	104.5	104.3	117.8
7月	104.4	104.2	101.8	100.7	105.9	110.0	104.9	119.3
8月	104.5	104.4	102.3	100.9	106.2	106.7	106.1	118.9
9月	104.9	104.7	102.6	100.9	107.5	109.4	107.0	118.5
10月	105.2	105.2	103.1	101.4	108.0	107.1	108.2	118.9
11月	105.6	105.4	103.4	101.5	108.8	108.0	109.0	119.6
12月	105.8	105.8	103.3	101.3	108.9	107.0	109.3	123.8

※秋田市消費者物価指数より抜粋

○エネルギー構成品目の前年同月比及び寄与度

	品目	2023年1月	
		前年比 (%)	前年比寄与度 (%)
1	電気代	20.2	0.75
2	都市ガス代	35.2	0.35
3	プロパンガス	6.3	0.04
4	灯油	4.3	0.02
5	ガソリン	0.4	0.01

※消費者物価指数 全国2023年1月（総務省）より抜粋

(担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課
健康福祉部福祉政策課、地域・家庭福祉課、長寿社会課、障害福祉課、
医務薬事課
農林水産部水田総合利用課、園芸振興課、畜産振興課
産業労働部産業政策課、地域産業振興課
教育庁幼保推進課)

Ⅲ 賃金水準の向上

Ⅲ-1 賃上げ原資の確保及び生産コストの増加に伴う価格への適正転嫁について

中小企業庁
公正取引委員会

【提案・要望の内容】

原材料価格やエネルギー価格、労務費が上昇する中、下請中小企業へのしわ寄せを解消し賃上げ原資の確保や生産コスト上昇による負担をサプライチェーン全体で適切に分担するよう、製品価格の交渉・転嫁について、親事業者への指導や普及啓発を行うほか、関係機関の連携による相談体制の強化を図るなど、公正な取引環境の整備を一層進めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の製造業においては、下請型・賃加工組立型の中小企業・小規模事業者が多く、従業員1人当たりの製造品付加価値額は全国43位となっています。労務費のほか、燃料費や原材料費の上昇等もあり、その経営環境は非常に厳しいものとなっています。
- (2) このため、県においても、県内製造事業者に対し、生産性の向上や付加価値の高い製品づくりに向けた、きめ細かな伴走型の支援や生産設備等の導入支援など強力で推進しているところですが、生産コスト増加分の価格への転嫁は思うように進んでいないのが実情です。
- (3) 国においては、下請中小企業振興法で「振興基準」を定め、下請Gメンによる下請事業者へのヒアリングに基づく取引実態把握や、親事業者と下請事業者に対する適正取引に向けた助言・指導を行っているほか、「下請かけこみ寺」の設置など相談支援体制の構築にも取り組んでいるところだ。

しかしながら、依然として下請事業者は取引環境において弱い立場にあるため、生産コストの増加分を適正に価格へ転嫁できるよう、公正な取引環境の整備に向けた一層の取組強化が必要です。

【参考資料】

都道府県	製造品付加価値額 (百万円)	従業員数 (人)	1人当たり 付加価値額	1人当たり 付加価値額 順位
全国計	96,825,529	7,465,556	12.97	
山口県	1,864,269	95,292	19.56	1
徳島県	840,000	44,485	18.88	2
滋賀県	2,803,226	165,297	16.96	3
茨城県	4,195,419	264,266	15.88	4
三重県	3,178,527	201,632	15.76	5
京都府	2,167,112	139,615	15.52	6
千葉県	3,136,467	206,017	15.22	7
山梨県	1,075,746	72,124	14.92	8
和歌山県	758,736	50,917	14.90	9
愛知県	11,871,752	807,694	14.70	10
兵庫県	5,091,423	347,873	14.64	11
大分県	929,808	64,493	14.42	12
神奈川県	4,952,775	348,312	14.22	13
静岡県	5,579,256	401,827	13.88	14
栃木県	2,668,132	195,131	13.67	15
大阪府	5,703,073	417,816	13.65	16
愛媛県	1,011,411	77,030	13.13	17
広島県	2,630,865	207,756	12.66	18
宮城県	1,354,445	111,794	12.12	19
岡山県	1,768,808	147,627	11.98	20
埼玉県	4,545,899	379,482	11.98	21
東京都	2,840,291	238,817	11.89	22
群馬県	2,514,655	212,329	11.84	23
熊本県	1,044,091	89,466	11.67	24
宮崎県	609,192	53,580	11.37	25
佐賀県	695,583	62,001	11.22	26
福岡県	2,469,052	220,530	11.20	27
奈良県	638,888	57,218	11.17	28
山形県	1,079,592	97,429	11.08	29
長崎県	569,683	52,842	10.78	30
北海道	1,744,631	163,337	10.68	31
福島県	1,638,642	154,274	10.62	32
富山県	1,293,518	122,216	10.58	33
福井県	752,299	71,389	10.54	34
新潟県	1,853,281	177,842	10.42	35
長野県	2,055,284	198,141	10.37	36
香川県	701,436	68,820	10.19	37
岐阜県	1,960,092	199,058	9.85	38
島根県	394,583	40,812	9.67	39
石川県	896,933	94,507	9.49	40
青森県	522,756	55,763	9.37	41
鹿児島県	617,165	69,396	8.89	42
秋田県	518,560	58,468	8.87	43
岩手県	719,913	84,349	8.53	44
高知県	182,302	23,127	7.88	45
沖縄県	170,201	22,986	7.40	46
鳥取県	215,759	30,379	7.10	47

注：従業者4～29人の事業所については粗付加価値額である。

(出典：令和3年経済センサス(確報)より)

(担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

Ⅲ-2 地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直しについて

厚生労働省労働基準局

【提案・要望の内容】

- (1) 国においては、早期に最低賃金の全国加重平均を1,000円以上とすることを目指しており、雇用における地域間格差の是正を図るためにも、目安制度など最低賃金制度の見直しを行うとともに、最低賃金の改定により影響を受ける中小企業に対するフォローアップを強化すること。
- (2) 最低賃金の改定の効果が、賃金水準の向上に確実に反映されるよう、所得税にかかる控除額の上限や社会保険の適用範囲などの見直しも併せて行うこと。

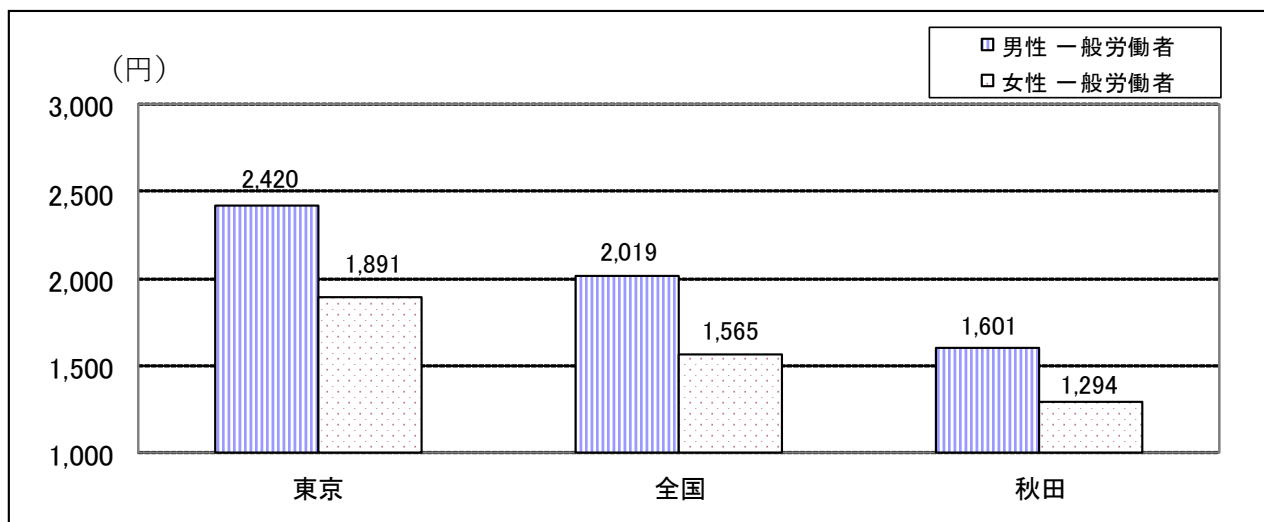
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の賃金水準は全国低位にあり、こうした賃金水準をはじめとする厳しい雇用環境が、地域間格差拡大の要因であるほか、女性や若者などの人材流出にもつながっています。
また、急激な円安のほか、長引く原油価格・物価高騰等が、県民生活にも大きく影響を及ぼしており、物価上昇分を加味した賃金の引き上げは必要不可欠です。
- (2) 当県では、「新秋田元気創造プラン」において、賃金水準の向上を「選択・集中プロジェクト」に位置づけ、労働生産性や県内就業率の向上により1人当たり県民所得を押し上げることで、東京圏等との賃金水準格差の縮小を図ることにしています。
- (3) 国では、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、最低賃金を早期に1,000円以上（全国加重平均）になることを目指し、引き上げに取り組むことにしています。

- (4) 地域別最低賃金にかかるランク間の格差は、近年、僅かながら縮小したものの、都市部と地方の最低賃金の格差の解消には程遠いものがあることから、こうした地域間格差の是正に向けては、最低賃金にかかる目安制度の見直しを行う必要があります。
- (5) 制度の見直しに当たっては、最低賃金引き上げの影響を受けやすい中小企業の生産性の向上や経営の安定化に向けた国のフォローアップ施策である「業務改善助成金」などの支援制度の強化も併せて行う必要があります。
- (6) パート主婦など短時間労働者の就業を促進し、世帯収入の増加につなげるためには、所得税の扶養控除や社会保険の適用範囲など税制や社会保障制度の見直しが必要です。

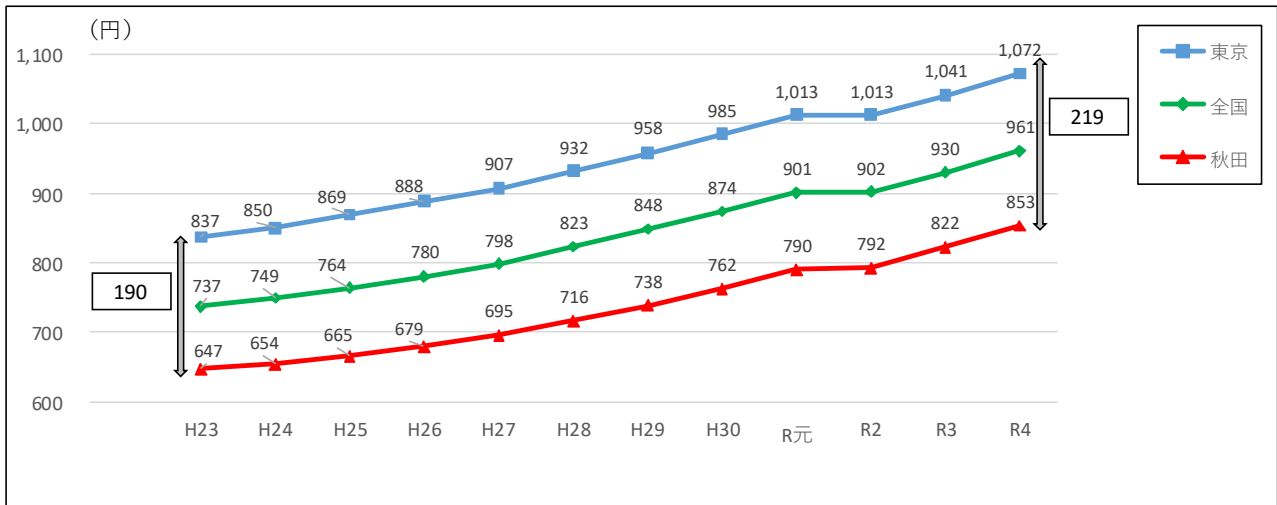
【参考資料】

1 1時間当たり所定内給与額の比較



(出典：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」)

2 最低賃金の推移



(出典：厚生労働省資料より作成)

3 地域別最低賃金の決定方法及び問題点

- ・地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会からの目安額を参考に、地方の最低賃金審議会において、地域での生計費、賃金実態、企業の支払い能力の3要素を考慮して答申を行い、都道府県労働局長が決定している。
- ・中央最低賃金審議会が示す目安額は、生活保護基準額との整合性に配慮し、都道府県を四つのランクに分けて示されてきたところであり、ランクにより目安額に差が生じていることから、地域間の格差解消につながっていない。

4 最低賃金改定に伴う問題点

- ・厚生労働省の統計を基に国や民間のシンクタンクがまとめた資料によると、近年、最低賃金近傍で働く短時間労働者は全国的に増加傾向にある中、所得税の非課税等の限度内に収入を抑えるため就業時間を調整するなど、時給が上昇すると労働時間が減少するという傾向が顕著に見られ、その結果、年収は僅かな増加にとどまっている。

(担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

Ⅲ-3 中小企業の事業承継・引継ぎ（M&A）支援施策の継続等について（拡充）

中小企業庁

【提案・要望の内容】

経営者の高齢化が深刻な中小企業の事業承継・引継ぎ（M&A）が円滑に行われるよう、「中小企業活性化・事業承継総合支援事業」における事業承継・引継ぎ支援センターによる支援の実施や、同センター職員の人員強化などを今後も継続すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 中小企業は、地域における経済活動や雇用の確保などにおいて大きな役割を担っており、経営資源を有効に次世代につなぎ、円滑な事業承継・引継ぎ（M&A）を図ることは、地域活性化のために極めて重要です。
- (2) 当県ではこれまで、商工団体、金融機関などの支援機関をメンバーとした事業承継ワーキンググループ会議における情報共有や事業承継サポート推進員の企業訪問等による啓発・掘り起こしとともに、専門的な案件を扱う事業承継・引継ぎ支援センターとの連携により、事業承継・引継ぎ（M&A）が円滑に行われるよう支援してきました。
- (3) 今年度も、地域企業の事業承継・引継ぎ（M&A）の一層の推進を図ることにしていますが、経営者の高齢化が全国一と深刻な状況にある県内中小企業の事業承継の円滑化に中長期的に継続性をもって取り組んでいくためには、引き続き国による強力な後押しが必要です。

【参考資料】

当県の事業承継の状況

(1) 後継者不在率（出典：帝国データバンク R4.11）

秋田県	69.9%	全国ワースト3位	[R3.11 ワースト7位]
全 国	57.2%		

(2) 社長の平均年齢（出典：帝国データバンク R4.3）

秋田県	62.3歳	全国高齢1位	[R3.2 1位]
全 国	60.3歳		

（担当課室名 産業労働部産業政策課）

Ⅲ-4 職業訓練受講給付金制度の見直しについて（新規）

厚生労働省職業安定局

【提案・要望の内容】

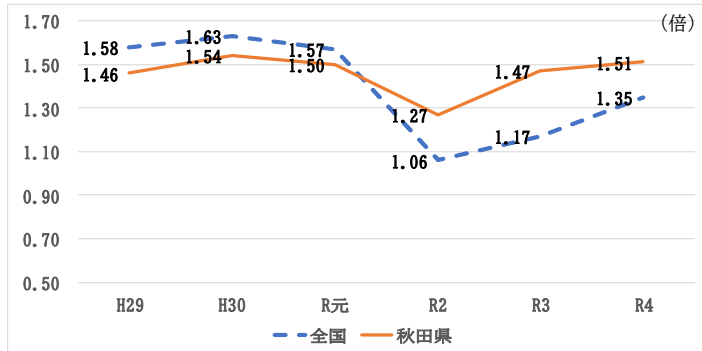
雇用保険の受給資格がない求職者への生活支援を強化し、職業訓練の受講を一層促進するため、国が実施している職業訓練受講給付金の制度の見直しを行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 有効求人倍率が高水準で推移し、介護や建設関連などの業種では人材の確保が喫緊の課題となっており、求職者の職業訓練受講を促し、即戦力となる人材を育成することにより、人材不足業種等への労働移動を促進していく必要があります。
- (2) 雇用保険の受給資格がない求職者が職業訓練を受講する場合には、生活支援として職業訓練受講給付金が支給されますが、世帯要件により給付金の支給を受けることができない場合は、訓練期間中の生活費等が障害となり、職業訓練の受講を断念する方が相当数おり、当県の求職者支援訓練の受講者は、定員の5割程度にとどまっています。
- (3) このため当県では、生活に不安なく職業訓練を受講できるよう月7万円の給付を行う独自の受講給付金制度を創設したところですが、求職者の自立による求職活動を支援するとともに、職業訓練を通じた新たな知識やスキルの習得による安定した就労や人材不足業種等への労働移動を進めるためにも、世帯要件の撤廃など職業訓練受講給付金制度の見直しが必要です。

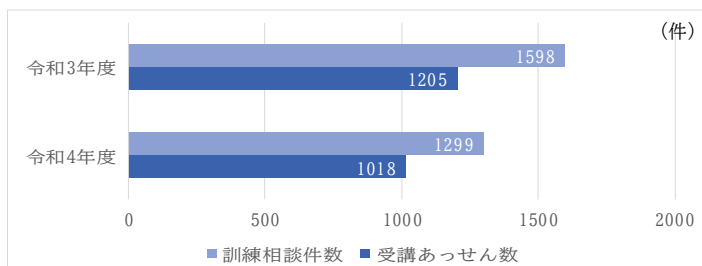
【参考資料】

1 有効求人倍率（毎年12月の季節調整値）の推移



(出典：秋田労働局公表「秋田県内の雇用情勢」)

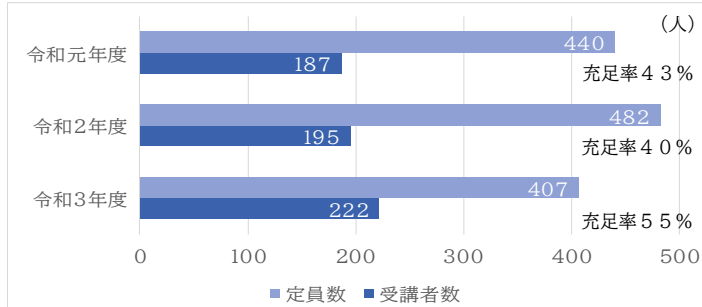
2 県内公共職業安定所における職業訓練の相談件数と受講あっせん件数



※令和4年度の数値は、令和5年1月末時点

(出典：秋田県雇用労働政策課資料)

3 当県の求職者支援訓練の実施状況



(出典：秋田県雇用労働政策課資料)

4 当県独自の取組

[職業訓練受講促進事業]

雇用保険の受給資格がない求職者への給付金の支給により訓練期間中の生活を支援し、職業訓練の受講を促進する。

○ 主な支給要件

- ・雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- ・求職者支援制度における職業訓練受講給付金の支給対象外であること
- ・本人収入が月8万円以下であること
- ・介護、建設関連分野の職業訓練を受講していること

○ 支給額

70,000円/月

(担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

Ⅲ-5 スタートアップ創出に向けた支援の充実について（新規）

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局
総務省自治財政局
経済産業省経済産業政策局

【提案・要望の内容】

イノベーションによる社会課題の解決や、若年層の就職先として重要な担い手となるスタートアップの支援について、スタートアップ・エコシステム拠点都市以外の地方公共団体においても起業家教育やスタートアップ創出に向けた支援ネットワークの構築などの環境整備が進められていることから、各地域での動向を把握するとともに、実効性のある取組となるよう地方財政措置などによる支援を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県はこれまでも起業支援に取り組んできていますが、そのほとんどが比較的狭い地域を商圈とした従来のビジネスモデルによる起業であり、地域経済の維持や定住に一定の効果があるものの、新たな雇用を生み出すケースが少ないため、雇用保険の適用事業所数を基に算出する開業率の低調が続いています。
- (2) また、高学歴の若年層が当県で働くことを選択する際、業種や職種が限られるなど選択肢が少ないことから、起業を志すケースが増えており、スタートアップに関する相談が寄せられるようになっていきます。
国が策定したスタートアップ育成5か年計画にも「半数近くの大学生がスタートアップへの就職も希望している」とあるように、大学生のニーズはスタートアップに向いているという現状もあることから、当県が進める県内就業率向上のためにもスタートアップ支援に取り組む必要があります。
- (3) このようなニーズを捉えると同時に、社会課題解決の重要な担い手となることが期待されるスタートアップについて、当県も支援に向けた調査・

検討を進めることとしていますが、起業家教育やスタートアップ創出に向けた支援ネットワークの構築、スタートアップの成長を支援するアクセラレータープログラムなどの本格的な支援の実施に当たっては、地方公共団体の財政負担が増加することから、地方財政措置などによる支援を講じる必要があります。

【参考資料】

○ 当県の開業率の推移

年 度	H29	H30	R元	R2	R3
秋 田 県	2.8%	2.6%	2.5%	2.7%	2.4%
全国平均	5.6%	4.4%	4.2%	5.1%	4.4%
東北平均	4.0%	3.4%	3.0%	3.5%	3.1%
全国順位	47位	47位	47位	47位	47位

※ 開業率：厚生労働省「雇用保険事業年報」を基に算出（当該年度の雇用保険の新規適用事業所数／前年度末の適用事業所数）

○ 主なスタートアップ支援例

- ・ 起業家教育（セミナー、小中高生向けワークショップ等）
- ・ 起業家の育成（メンタリング、投資家とのマッチング等）
- ・ 大学発スタートアップ等の支援
- ・ マッチングイベント
- ・ インキュベーション施設の強化
- ・ 金融機関やベンチャーキャピタルによる投融資の充実
- ・ 補助金等の情報の発信

（担当課室名 産業労働部商業貿易課）

Ⅲ-6 技能実習制度及び特定技能制度の抜本的な見直しについて

出入国在留管理庁
経済産業省製造産業局

【提案・要望の内容】

出入国管理法による在留資格「特定技能」においては、介護や農業、外食業など14業種での就業が認められている。

一方、対象外とされている縫製業は、生産性向上などに取り組んでいるものの、深刻な人手不足にあることから、技能実習制度及び特定技能制度の抜本的な見直しを行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

(1) 当県では、県内の9割以上を占め、地域の経済・雇用を支える中小企業・小規模事業者の振興を図るため、秋田県中小企業振興条例等の関連施策により、縫製業を含む県内中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化や、競争力強化等を支援しています。

(2) 当県の縫製業は、製造業における事業所の割合では13.0%と2番目に高く、就業者についても製造業の全就業者のうち8.9%を占める地域の重要な産業です。

各事業者においては、労働生産性の向上に日々努めているところですが、労働集約型産業の縫製業では、人材確保はますます厳しさを増しています。

当県において、製造業に従事する外国人労働者のうち53.4%を縫製業が占めており、外国人労働者は当県の縫製業を支える大きな労働力となっています。

(3) 今般、技能実習制度及び特定技能制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上で、外国人を適正に受け入れる方策を検討し、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が設置されました。

縫製業においても一定の技術を身につけた外国人労働者が長期に在留することにより貴重な戦力となることから、地方の産業の実情を踏まえ、早期に技能実習制度及び特定技能制度の抜本的な見直しを行うことが必要です。

【参考資料】

1. 技能実習と特定技能の制度比較

在留資格	技能実習	特定技能
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民管理法
在留期間	技能実習1号：1年以内 技能実習2号：2年以内 技能実習3号：2年以内 (合計で最長5年)	通算5年

2. 特定技能に指定されている特定産業分野

○特定技能1号 特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格 ※特定産業分野（14分野） 介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
○特定技能2号 特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格 ※特定産業分野（2分野） 建設、造船・船用工業

3. 秋田県の製造業における事業所数及び従業者数

主な産業分類	令和3年			
	事業所数	割合	従業者数(人)	割合
製造業 計	1,535	100.0%	58,468	100.0%
うち食料品製造業	260	16.9%	6,628	11.3%
うち繊維工業	199	13.0%	5,216	8.9%
うち電子部品・デバイス・電子回路製造業	92	6.0%	12,996	22.2%

(出典：経済産業省「令和3年経済センサス(確報)」より)

4. 産業別・外国人雇用事業所及び外国人労働者数(秋田労働局) 令和4年10月末現在

主な産業分類	外国人雇用事業所数	割合	外国人労働者数(人)	割合
製造業 計	179	100.0%	991	100.0%
うち食料品製造業	21	11.7%	162	16.3%
うち繊維工業	88	49.2%	529	53.4%
うち電気機械器具製造業	7	3.9%	40	4.0%

(担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

IV カーボンニュートラルへの挑戦

IV-1 カーボンニュートラルの実現に向けた森林整備の推進 について

農林水産省大臣官房、林野庁

【提案・要望の内容】

- (1) 森林資源の循環利用による林業成長産業化の推進と、カーボンニュートラルの実現に貢献するため、「森林整備事業」及び「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」の予算を十分に確保するとともに、森林環境譲与税について、森林が多い市町村に重点的な配分となるよう、基準を見直すこと。
- (2) 低コスト造林や下刈り作業の省力化、ICT等を活用した生産管理の効率化など、スマート林業の普及拡大を促進すること。
- (3) 原木需要の増加に対応し、低コストで安定的な生産体制を整備するため、その基盤となる路網整備を加速すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 全国一のスギ人工林が伐期を迎える中、当県では、「カーボンニュートラルへの挑戦」を県政の重要テーマに掲げ、林業・木材産業の成長産業化と森林の多面的機能の持続的な発揮の両立を目指しています。
- (2) 森林面積が大きい山間部の市町村においては、森林環境譲与税を有効活用し、森林経営管理制度による森林整備を進めるとともに、特に再造林の加速化を図る必要があります。
- (3) 当県では、昨年度から、低コスト再造林を行う林業経営体に造林地を集積する取組を進めたことにより、再造林面積が、前年度から大幅に増加しておりますが、これを更に加速するためには、植栽や下刈りなどの機械化を推進し、作業の省力化を進めることが重要です。
- (4) 令和6年1月に大型製材工場が稼働することにより、原木需要の増加が

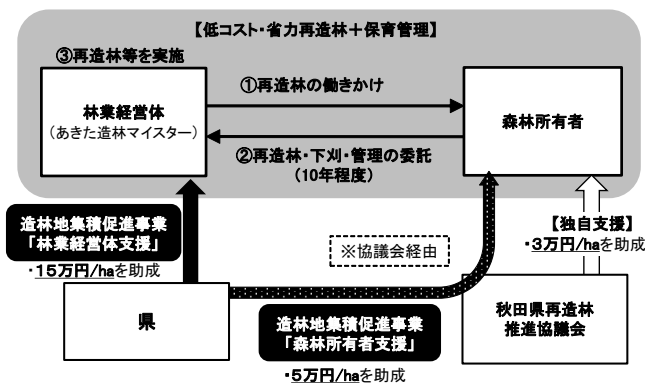
見込まれることから、高性能林業機械や路網整備を組み合わせた効率的な作業の推進に向け、生産基盤の強化を図る必要があります。

- (5) 原木の安定供給に当たっては、大型トラックが通行できるよう、林内路網の整備と併せて、林道に接続する道路の改良など、市町村等の管理主体と連携した取組が必要です。

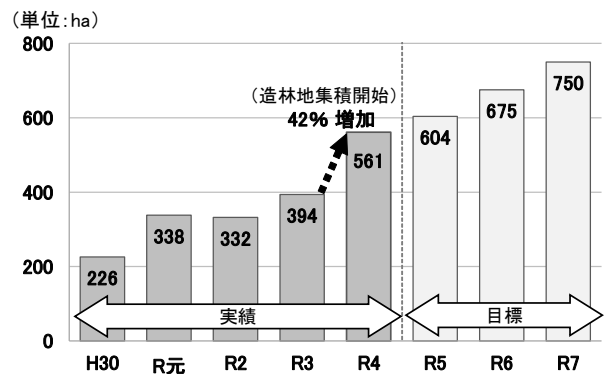
【参考資料】

1 再造林の拡大のための新たな取組

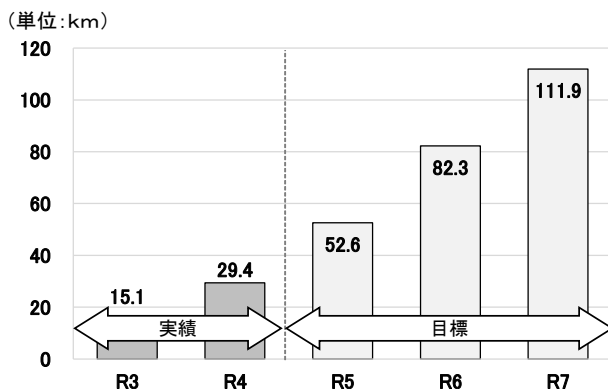
【林業経営体への造林地の集積】



2 再造林の実績と目標



3 民有林林道整備計画の実績と目標 (累計)



4 原木安定供給のための路網整備



(大仙市 林道前沢線)

(担当課室名 農林水産部林業木材産業課、森林資源造成課、森林環境保全課)

IV-2 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備促進とその活用による産業集積について（拡充）

内閣府総合海洋政策推進事務局
水産庁
経済産業省大臣官房
資源エネルギー庁
国土交通省港湾局

【提案・要望の内容】

- (1) 洋上風力発電の更なる導入拡大に向けて、全国に先駆けて大規模洋上風力発電の事業化が進む当県沖において、浮体式の実証に取り組むこと。
また、実証に当たっては、県境を越えて操業する漁業者との協議など候補海域の設定に向けた広域的な調整について、国が主体的に取り組むとともに、関係漁業者の負担を軽減する措置に関する検討を行うこと。
- (2) 洋上風力発電の導入に関するサプライチェーン構築に向けて、洋上風力発電の集積が進む地域や基地港湾を中心として、関連産業の立地を促進すること。
また、発電量の大幅な増加に伴う大消費地への送電を視野に、洋上風力発電を電源立地地域対策交付金の交付対象に加えること。
- (3) 洋上風力発電の導入に関する住民の理解が深まるよう、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）第4条第3項の規定に基づく教育活動、広報活動等の充実を図るとともに、同法第15条の規定に基づく事業者の選定に当たっては、地域との共生や地域産業の振興に資する取組など地域への貢献について重視し、その評価においては知事の意見を尊重すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」が令和2年12月に示した「洋上風力産業ビジョン（第1次）」（以下「ビジョン」という。）では、洋上風力発電について、2040年までに3,000万kW～

4,500万kWの案件の形成を目指すものとされており、その達成に向けて、現在、グリーンイノベーション基金により、浮体式に関する要素技術開発が進められています。

当県では、秋田港及び能代港の両港湾内において、国内初となる本格的な洋上風力発電所の商業運転が開始されたほか、再エネ海域利用法に基づき、4海域において大規模な洋上風力発電の導入を進めており、当県沖は、浮体式の実証海域として適しているものと考えます。

また、浮体式の設置が想定される沖合の海域は、本県以外の漁業者も利用している可能性があり、その特定や所要の調整を都道府県が行うことは煩雑かつ非効率であるほか、浮体式は、その構造上、漁業者が操業できない海面下の占有面積が着床式よりも拡大することから、漁業への支障を懸念する声が高まりつつあります。

- (2) ビジョンでは、洋上風力関連産業の立地・集積等による地域経済の活性化や雇用創出を図るものとされています。

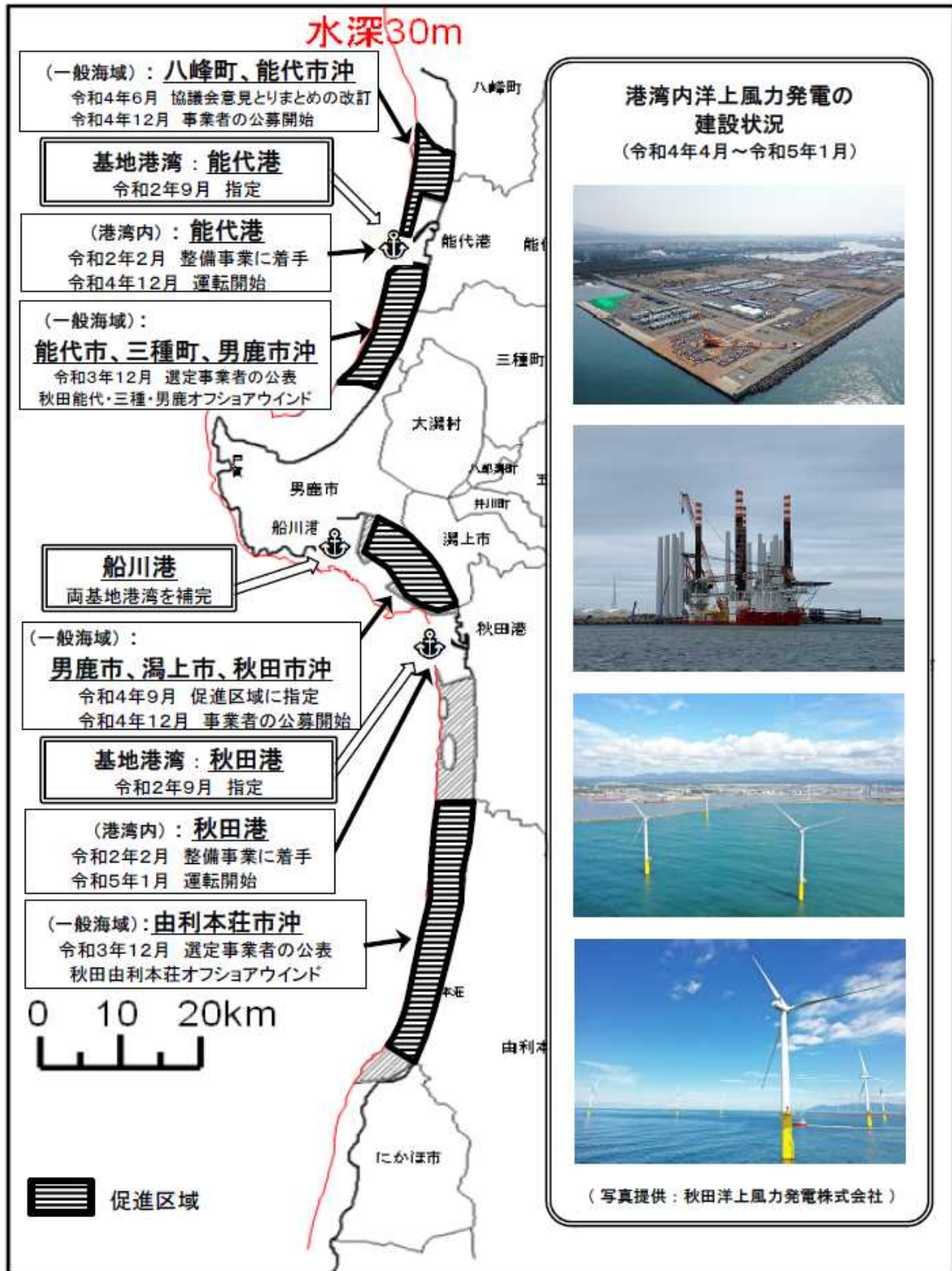
港湾法に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）である秋田港及び能代港を擁し、港湾内及び一般海域における洋上風力発電の導入が進む当県は、ビジョンで示されている「競争力あるサプライチェーンの構築」の観点から、関連産業の立地について国内でも有数の適地であると考えます。

また、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた課題の一つである送電容量の確保については、国において、海底直流送電網の構築に向けた取組が進められており、今後、洋上風力発電の導入拡大と送電網の整備に伴い、大消費地への送電の増加が見込まれることから、火力発電等と同様に、洋上風力発電を電源立地地域対策交付金（電力移出県等交付金相当部分）の対象とすべきと考えます。

- (3) 洋上風力発電の導入に関して、漁業をはじめ、景観・騒音等による生活環境等への影響、地域経済へのメリットの有無に関する懸念が一部の住民にあることから、長期的、安定的かつ効率的な洋上風力発電を実現するためには、環境アセスメントの適切な実施の一方で、政府広報等を通じ、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与する洋上風力発電の導入意義について、広く国民の理解を深めていく必要があるほか、事業者の公募手続において、地域との共生に関する事項についての評価に当たり、地域の代表者である知事の意見が十分に尊重されるべきと考えます。

【参考資料】

秋田県における洋上風力発電の状況(令和5年3月末現在)



(担当課室名 農林水産部水産漁港課、
産業労働部クリーンエネルギー産業振興課、建設部港湾空港課)

IV-3 再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について（拡充）

経済産業省大臣官房、産業技術環境局
資源エネルギー庁
環境省地球環境局

【提案・要望の内容】

- (1) 地域活性化やエネルギー利用の効率化等に資する再生可能エネルギーの地産地消に向けて、卒FIT電源の活用促進や、FIP制度の対象拡大・移行促進に取り組むなど、再生可能エネルギーの利用を希望する事業者に優先的に供給できる環境の整備を図るとともに、地域新電力の設立など再生可能エネルギー発電事業者が地域で発電した電力の一定量を地域内に供給するために行う取組を促進すること。
また、民間企業等が行う再生可能エネルギーを活用した自家発電設備の導入に対する支援の充実を図ること。
- (2) 国内有数の風力発電適地である当県において、風力発電による水素・アンモニアの製造及び効率的な貯蔵等の調査研究や実証を行い、低コスト化を含め、その技術開発の推進を図るとともに、地域経済にとっての新たな価値創出の核となる水素・アンモニア供給拠点の整備を進めること。
- (3) 再生可能エネルギーの中でも、安定的な運用が期待される地熱発電について、円滑な導入拡大を図るため、速やかな重要電源開発地点の指定により、電源立地地域対策交付金（初期対策交付金相当部分）の交付対象とすること。
- (4) カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大に加えカーボンリサイクルを進める必要があることから、CO₂の貯留可能な地層の卓越した当県において、CO₂の回収・有効利用・貯留（CCUS）の事業化が進むよう、貯留事業権の設定など必要な法整備を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成24年度のFIT制度の開始から10年が経過し、今後、卒FIT電源の増加が見込まれることから、その継続的な活用が課題となっています。

また、令和4年度から開始されたFIP制度では、発電事業者と小売電気事業者による相対契約が可能となりましたが、特に海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づき洋上風力発電を行う事業者は、地域共生策として、発電した電力をFIPにより直接地域に供給する取組が求められています。

さらに、炭素国境調整措置の導入が欧米で検討されているほか、国内でもサプライヤーに脱炭素に関する情報開示を求める大企業が増加するなど、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けたCO₂フリー電力の活用への動きが世界的に加速しています。

- (2) 再生可能エネルギーについては、発電所建設適地の偏在や、出力変動が課題になっています。

このため、現在、電力需給バランスの安定化に向け、出力変動に応じて余剰電力を水素・アンモニアに変換し、これを大量に貯蔵・輸送するシステムを構築するための技術開発に向けた実証が進められています。

当県は、洋上を含め、国内有数の風力発電適地であり、風力発電によるCO₂フリー水素・アンモニアの製造に関する実証事業等を効果的に行うための条件が整っているほか、大規模な石炭火力発電所が立地し、水素・アンモニアの潜在的需要地であるなど、供給拠点を整備する地域としても適しています。

- (3) 電源立地地域対策交付金（初期対策交付金相当部分）は、重要電源開発地点が交付対象となっており、出力1万kW以上の地熱発電施設を対象電源として、「重要電源開発地点の指定に関する規程」（平成17年2月18日官報告示、同日施行）により、電気事業者等の申請に基づき、経済産業大臣が「重要電源開発地点」の指定を行い、地元の合意形成や関係省庁における許認可の円滑化等を図るものとされています。

当県では、国立・国定公園内における国の規制緩和を受け、自然環境の保全との調和が十分に図られる「優良事例」として、複数の地域において地熱開発が進められており、重要電源開発地点の早期の指定が待たれています。

- (4) 「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、CO₂回収・有効利用・貯留（CCUS）技術が必要とされており、当県では、沖合にCO₂貯留に適した地層が卓越しているほか、風力発電によるCO₂フリー水素を活用したメタネーション等のカーボンリサイクルに係る事業を進める場としても条件が整っています。

一方で、CO₂の貯留に必要な海底の大規模な掘削や、貯留したCO₂の管理責任等に関する法律の規定が存在せず、CCUSの事業化を促進するための課題の一つとなっています。

（担当課室名 産業労働部クリーンエネルギー産業振興課、生活環境部温暖化対策課）

IV-4 海岸漂着物対策の推進について

環境省水・大気環境局

【提案・要望の内容】

海岸及び海洋における環境を保全し、良好な景観を維持していくためには、長期間にわたり継続的な取組を推進していく必要があることから、地方公共団体が着実に海岸漂着物等の回収処理や発生抑制にかかる取組を実施できるよう、「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）」を国の全額負担による恒久的な財政支援制度に改めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 海岸漂着物対策は、国際的な対応を含めて、海岸漂着物処理推進法に基づき、国が必要な財政上の措置等を講じることとされています。

地方公共団体等では、同法に基づき、海岸漂着物等の回収処理を続けてきましたが、依然としてプラスチックなどの海岸漂着物等が発生し、海岸及び海洋の良好な環境が損なわれる事例が生じています。

- (2) 当県では、秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画に基づき、「地域環境保全対策費補助金」を活用し、重点区域における海岸漂着物の回収処理をはじめ、漂流ごみへの対応や調査及び普及啓発を含めた発生抑制の取組を拡充してきたところです。

事業の推進に当たっては多大な地方負担が生じることから、今後も海岸漂着物の回収処理等を着実に実施するため、補助率の見直しを行い、地方負担が生じない恒久的な財政支援制度に改めることが必要です。

【参考資料】



海岸漂着物の状況

海岸漂着物の
回収・処理



行政による海岸漂着物の回収



砂浜に漂着した木造船



行政による木造船の解体・回収



海岸漂着物発生抑制のための
ボランティアによる清掃の様子



秋田県海岸漂着物対策推進協議会の様子

事業費の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 ※1
県予算（千円）	51,608	51,843	65,743	75,834	90,789	97,426	90,504
国費	40,820	41,292	53,678	60,641	72,595	77,094	72,110
県費	10,788	10,551	12,065	15,193	18,194	20,332	18,394
国補助率	※2 7/10～8/10	※2 7/10～8/10	※2 7/10～8/10	※2 7/10～8/10	※2 7/10～8/10	※2 7/10～8/10	※2 7/10～8/10
国予算（億円）※3	31.0	31.1	35.0	37.0	37.0	80.6	37.0

※1 県2月補正、国2次補正分を含む

※2 海上保安庁が認める朝鮮半島由来の木造船等にあつては8.5/10～9/10
漂流ごみ等の処理については、10,000千円を上限とした定額補助

※3 地域環境保全対策事業費補助金

（担当課室名 生活環境部環境整備課）

V 新たな時代に対応したデジタル化の推進

V-1 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の加速化について（拡充）

内閣府地方創生推進事務局
デジタル庁
総務省自治行政局、総合通信基盤局
経済産業省商務情報政策局

【提案・要望の内容】

- (1) DXの基礎となる5Gなど高速通信基盤については、「基幹的な公共インフラ」と位置づけ、地域格差が生じることのないよう国の責任において通信事業者による整備を促進すること。
- (2) デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及促進を図るため、国において、健康保険証や運転免許証との一体化等によるマイナンバーカードの利便性や安全性について一層の周知を図るとともに、活用を更に拡大すること。
また、マイナンバーカードの申請・交付に当たり、高齢者等の本人確認方法を見直すなど、手続の簡素化を図ること。
- (3) 地方行政のデジタル化を推進するため、基幹業務システムのみならず、財務や決算統計等の内部管理事務に関するシステムを標準化の対象にするとともに、当該システムの統合・見直しについて、十分な予算を確保し継続的に支援すること。
- (4) 先進技術を活用してDXを推進する人材の確保・育成に向けた取組について、財政的支援を行うこと。
- (5) 中小企業等が生産性向上や競争力強化を図るため、デジタル化に対応し、業務の変革ができるよう、技術的・財政的支援を一層強化すること。
- (6) 人に優しいデジタル社会の実現を目指し、国民誰もが身近なところで、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行うことができる体制・環境の整備を加速するとともに、当県が独自に進めるデジタルデバイドの解消に向けた取組について、財政的支援を行うこと。

- (7) 複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、情報セキュリティ対策の強化に向けた技術的・財政的支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、「秋田県DX推進計画」において、県民一人ひとりがそれぞれのニーズに合ったサービスを選択することができる社会の実現に向け、行政、産業、くらしの各分野を施策の柱とし、これらを支える環境基盤の整備を図りながら、官民一体となってデジタル化やDXを推進することになっています。

国では、昨年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、デジタル基盤の整備を地域のニーズに即してスピード感を持って推進することになっていますが、大都市圏に比べて収益性が低い地方において、5Gなど高速通信基盤整備の遅れが懸念されます。

- (2) 当県では、マイナンバーカードの取得促進に向け、全市町村による連絡会議の場において先進的な取組事例等を共有し、全県展開を図っています。今年度は、市町村が社会福祉施設等に出向いて申請を受け付けるほか、県においても、複数の市町村から人が集まる病院、商業施設等において申請をサポートするなど、市町村と連携し、普及促進の取組を進めています。

国においても、健康保険証や運転免許証との一体化による具体的なメリット等について周知するとともに、オンライン取引やコンサート入場時の本人確認などの多様な利活用事例を率先して提案していく必要があります。

また、国民の中には、個人情報の取扱い等に対する不安から、マイナンバーカードを取得しない方も存在することから、セキュリティ対策、安全性について理解が進むよう丁寧に説明を行う必要があります。

さらに、マイナンバーカードの申請・交付時において、本人確認に要する書類が多いほか、顔写真付き証明書を求められるなど、高齢者の手続や代理人の受取に対するハードルが高いことから、申請・交付手続の簡素化を図る必要があります。

- (3) 地方行政のデジタル化を進めていく上では、地方公共団体共通の財務や決算統計、予算編成等の内部管理事務に関するシステムについて、統合やクラウドへの移行などに取り組んでいく必要がありますが、各都道府県が個別に行うことは非効率であることから、国において標準化を図る必要があります。

- (4) デジタル技術やデータ分析に関する知識や能力を有し、先進技術を活用してDXを推進する人材については、地方公共団体はもとより、製造業や

商業・サービス業をはじめ、農業や建設業などあらゆる分野において必要性が高まっています。

デジタル人材は首都圏等の大都市圏に集中する傾向があることから、当県では、新規学卒者やAターン求職者を対象としたマッチングや、センシング技術等を活用したソリューションを自社で内製化するための実践研修など、デジタル人材の確保・育成対策を一層充実させていく必要があります。

- (5) 県内には、費用負担や人材不足等の課題により、デジタル技術の導入が進んでいない企業もあることから、産学官で構成する「秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム」を活用し、デジタル化を促進する取組を行っています。

今後、製造業や商業・サービス業など様々な分野において、AIやVR等の先進技術や多様なデータの活用を積極的に進め、産業の活性化や地域課題の解決につながる先進事例を創出し、横展開を行うなど、生産性の向上と競争力の強化を図っていく必要があります。

- (6) 全国的に最も高齢化が進んでいる当県では、デジタル機器に不慣れな方が多いことから、デジタルリテラシー向上に向けたスマートフォンの操作体験会の開催や、地域で寄り添いながら支援するデジタル活用サポーターの育成に取り組んでいます。

しかしながら、高齢者のデジタル機器に対する苦手意識や取組の周知不足のため、参加状況が思わしくなく、取組が計画どおりに進んでいないことから、国や市町村、民間事業者等と連携し、早急に推進していく必要があります。

- (7) 中小企業や病院等へのランサムウェアによるサイバー攻撃を受ける事案が多数発生するなど、情報セキュリティに関する危機管理の重要性は高まっています。

当県では、東北各県や新潟県等と共同で情報セキュリティクラウドを運用するなど、セキュリティ対策を強化していますが、日々複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、最新の環境を整備していく必要があります。

特に、中小企業等においては、危機管理意識に温度差があることに加え、コストやノウハウの不足から、セキュリティ対策の遅れが懸念されます。

(担当課室名 企画振興部デジタル政策推進課、市町村課
産業労働部産業政策課デジタルイノベーション戦略室)

V-2 マイナポータル上の電子申請サービスの拡充について (新規)

デジタル庁
総務省自治行政局

【提案・要望の内容】

- (1) 国が地方公共団体向けに提供しているマイナポータル上の電子申請サービス（ぴったりサービス）において、都道府県のマイナンバー利用事務が活用できるよう早急に対応すること。
- (2) 都道府県がぴったりサービスにより審査事務をデジタル化して行う際に、必要となるシステムの構築や導入に要する経費に対して、財政支援を行うこと。
- (3) 支給要件の適合確認のために世帯総所得金額等の審査の前段で行う世帯構成員の確認について、マイナンバー情報提供ネットワークシステムと住民基本台帳ネットワークシステムを連携させ、容易に照合できるようにすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) ぴったりサービスは、市区町村の手続から対応が進められていますが、住民の利便性向上と行政運営の効率化のためには、現在、書面による手続が行われている特別支援学校就学奨励費の支給など都道府県のマイナンバー利用事務に対しても、早急な対応が必要です。
- (2) ぴったりサービスの活用によりデジタル処理をしていくためには、システム標準仕様の情報提供といった現行の技術的支援に加え、システムの構築や導入に要する経費に対する財政支援が必要です。
- (3) ぴったりサービスを活用できるようになった場合でも、世帯構成員の確認について、マイナンバー情報提供ネットワークシステムと住民基本台帳

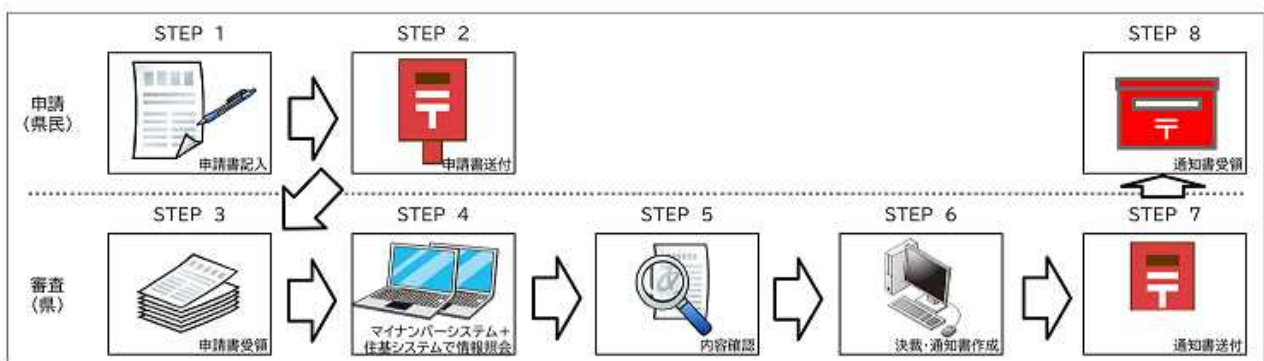
ネットワークシステムの両方の操作が必要になっている現状のままでは効率化が図られないことから、改善が必要です。

- (4) なお、ぴったりサービスの活用が可能になるまでの間においても、マイナンバー利用事務の拡充が想定されるため、システムの構築や導入に要する経費に対して財政支援が必要です。

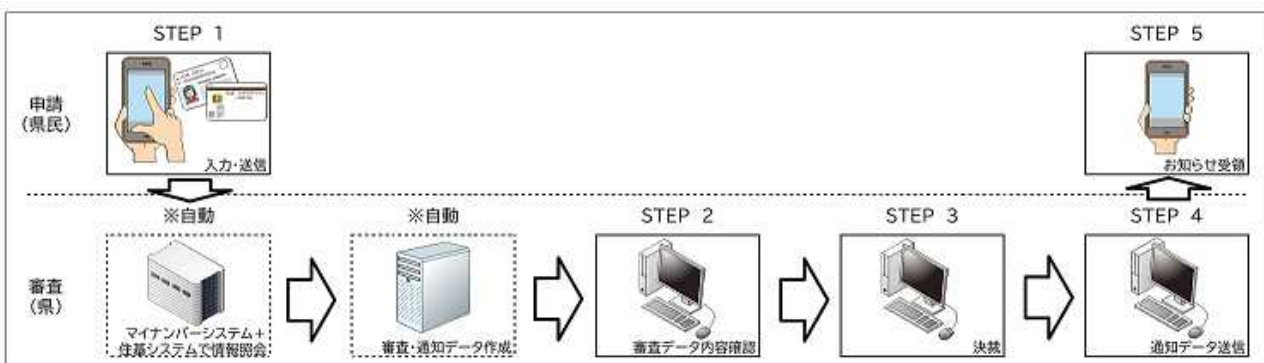
【参考資料】

マイナンバー利用事務の標準的な事務フロー
(世帯総所得金額の審査が必要なケース)

<現状>



<目指す姿>



(担当課室名 企画振興部デジタル政策推進課)

V-3 地方税におけるマイナンバー制度の活用について

デジタル庁

総務省大臣官房、自治行政局、自治税務局
国土交通省総合政策局、自動車局

【提案・要望の内容】

納税者の利便性向上と行政の効率化のため、行政分野のデジタル化の加速化が必要であることから、マイナンバー制度を活用して行う地方税の事務を拡大すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、毎年、自動車税の納税通知書の返戻処理を2,500件程度行っており、その都度職員が住民基本台帳ネットワークシステムで新しい住所等を調査した上で納税通知書の再発送を行っています。

当該処理は、他の地方公共団体でも同様に行われていると推察されることから、市町村の窓口等で住所の変更を行った際に、自動車登録ファイル等に当該変更情報が連携されるよう環境整備が必要です。

- (2) 地方税関係の納税通知や督促等について、地方税法の規定により文書の発送が必要になっています。

今後は、マイナンバー制度を活用して例えば納税通知書はマイナポータルに通知されるような仕組みを構築するなど、地方税の処分通知等について電子的送付ができるようデジタル化を加速化させることが必要です。

(担当課室名 総務部税務課)

VI 地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化

VI-1 地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について（拡充）

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部、
デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府地方創生推進事務局
デジタル庁
総務省自治行政局、自治財政局、総合通信基盤局
文部科学省高等教育局

【提案・要望の内容】

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、大都市部における人口集中の負の側面が浮き彫りとなり、若い世代を中心に地方への関心が高まっている。

このような動きを捉えつつ、東京一極集中を是正し、真に地方創生を実現するため、国がリーダーシップを執って、持続的な発展に向けた国家的戦略を打ち出し、地方の特徴を生かした取組を後押しすることに加え、産業の再配置や高速通信基盤の整備など、地方への人材の定着・還流を図るための抜本的な対策を講じること。

また、人口減少下においても地域の活力を維持するため、地方行政のデジタル化、県と市町村あるいは市町村相互が連携して行政サービスを維持する取組等に対して支援の充実を図ること。

《地方創生の取組への支援等》

- (1) 若者の県内定着・回帰や移住・定住の促進、「関係人口」の創出・拡大など、地方の実情に応じた地方創生の取組を加速するため、「デジタル田園都市国家構想交付金」について、引き続き十分な予算額を確保すること。
また、交付金を活用した事業における対象経費の制約等の見直しを行うなど、自由度の高い制度とすること。

《地方への人の流れの拡大》

- (2) リモートワークやワーケーションなど、新しい働き方の普及を地方への人の流れの拡大に着実に結び付けていくため、地方が独自に行う移住・定住の促進や関係人口の拡大に向けた取組に対する財政支援の充実を図ること。
また、地方への新たな人の流れの創出及び地域力の維持・強化にかかる担い手の確保を促進するため、都道府県が独自に行う地域おこし協力隊の

活動の充実や定住・定着に向けた取組に対する財政支援の充実を図ること。

《移住支援金の対象等要件の緩和等》

- (3) 東京圏からの地方移住及び地方の担い手確保を促進するため、「デジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型）」にかかる「移住支援金」について、支給対象者の居住・通勤要件及び就業先企業要件の更なる緩和を図るとともに、東京圏の移住相談窓口等における制度周知の充実を図ること。

《ポストコロナの担い手となる人材を輩出する地方大学への支援の充実強化》

- (4) 地方大学が、地域の中核的存在として将来にわたり安定的な運営を確保し、それぞれの特色を發揮しながら、ポストコロナ時代の担い手となる若者の地方定着や地域産業を支える多様な人材の育成を図るため、地方大学の運営にかかる財政支援の充実を図ること。

こうした中、国においてはデジタル人材育成のため、東京23区における大学定員の規制をデジタル人材を育成する情報系学部・学科等に限り緩和する方針が示されたが、こうした動きはまさに東京一極集中是正に逆行するものであり、地方において高度デジタル人材の育成ができる環境整備を一層推進すること。

《高速通信基盤の整備》

- (5) DXの基礎となる5Gなど高速通信基盤については、「基幹的な公共インフラ」と位置づけ、地域格差が生じることのないよう国の責任において通信事業者による整備を促進すること。

《地域の活力を維持するための地方行政のデジタル化、地方公共団体間の協働・連携の取組の支援》

- (6) 人口減少社会においても、行政サービスの水準を維持し、様々な地域課題に対応するため、財務や決算統計等の内部管理事務に関するシステムを標準化の対象にするなど地方行政のデジタル化、県と市町村間あるいは市町村相互の協働・連携の促進に向け、地方の意見を十分に踏まえながら、取組を促進するために必要な財政支援等を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 「デジタル田園都市国家構想交付金」は、地方創生の取組を深化させるために極めて有効な制度であり、地域再生計画等に基づく継続的な施策展開を図ることができるよう、安定的に予算が確保されることが必要です。
また、同交付金については、移住交流イベントや移住体験ツアーにかか

る参加者の交通費への助成や販促物の製作にかかる経費などが、個人への給付に当たるとして対象外とされていますが、これらは事業と密接に関連した経費であり、集客・宣伝などの事業効果に影響を与えるものでもあるため、対象経費として認めるなど、地方の実情に応じて活用しやすい制度にする必要があります。

- (2) 当県では、コロナ禍を契機としたリモートワークやワーケーションなどの新しい働き方の普及を地方への人の流れを拡大する好機と捉え、人材誘致という視点による移住の拡大を図るため、首都圏企業等に対するPR活動や、当県独自のオーダーメイド型支援制度の提案による個別企業に対する誘致活動を展開していますが、こうした取組を集中的に展開するため、リモートワークを実施する企業が行う情報通信環境整備や、従業員の移住関連経費等を「デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型)」の対象とするなどの財政支援が必要です。

また、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が重要な課題となっており、地域おこし協力隊の受入れや定着支援は重要な方策であると考えます。

当県では、地域おこし協力隊の活動の充実や、定住・定着を図るため、市町村を越えた広域的な枠組を活かし、隊員OB・OGとの連携により、現役隊員向けの研修・交流会や相談サポートを独自に実施していますが、こうした取組を継続して行うため、特別交付税措置の対象とするなどの財政支援が必要です。

- (3) 「移住支援金」については、対象となる移住者・法人にかかる要件が厳しいため、その支給実績は増加傾向にあるものの、令和4年度末時点で48世帯にとどまっている状況です。

これまで、令和元年度には支給対象者の居住・通勤要件や就業先企業要件の緩和などの一部改正が行われ、令和3年度からは、それまでの業務を引き続きテレワークで行う移住や、市町村が関係人口として認める移住などに対象が拡大されましたが、居住・通勤要件については、直近1年以上連続かつ通算5年以上の東京23区への在住又は通勤が要件とされているなど、いまだ緩和が不十分であり、就業先企業要件についても、みなし大企業が対象外とされていること等により、地域経済牽引の中核となる企業規模が大きい誘致企業が対象外となるケースがあるなど、要件の更なる見直しが必要です。

また、移住支援金の利用拡大に向けた制度周知について、各道府県の取組に加え、国においても東京圏の移住相談窓口やハローワーク等での転職希望者や移住潜在層への情報発信の強化が必要です。

- (4) 近年、当県内の大学においては、国の交付金を活用した、国立大学と公

立大学の共同によるシステム指向のエンジニアや、スマート農業人材の育成に向けた取組が実施されています。

地方大学が、ポストコロナの担い手となる多様な人材を育成・輩出していくためには、国公立を問わず、大学経営の基盤となる財源についても国がしっかりと支援しながら、地方創生に向けた取組を力強く後押ししていく必要があります。

また、国では、令和6年度から、デジタル人材に限り、東京23区における大学定員の規制を緩和する方針を示しており、東京一極集中に拍車をかける懸念があります。

近年、当県内の大学においては、情報工学やデータサイエンス等の教育の充実を図っているほか、ICT・データサイエンスを専門的に学ぶ新学部の新設を行うなど、デジタル人材の育成に向けた取組を強化しており、高度なデジタル人材を育成できる環境整備の一層の推進が必要です。

- (5) 国では、昨年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、デジタル基盤の整備を地域のニーズに即してスピード感を持って推進することにしてはいますが、大都市圏に比べて収益性が低い地方において、5Gなど高速通信基盤整備の遅れが懸念されます。

- (6) 全国最速のペースで人口が減少している当県において、今後とも行政サービスの水準を維持し、地域課題に対応していくためには、地方行政のデジタル化、県と市町村間あるいは市町村同士が協働・連携して取り組むことが必要であり、自治体間の多様な連携体制を構築することが喫緊の課題となっています。

地方行政のデジタル化を進めていく上では、地方公共団体共通の財務や決算統計、予算編成等の内部管理事務に関するシステムについて、統合やクラウドへの移行などに取り組んでいく必要がありますが、各都道府県が個別に行うことは非効率であることから、国において標準化を図る必要があります。

また、当県では、「秋田県・市町村協働政策会議」等において、生活排水処理の広域化・共同化など、共通する課題の克服に向けて協議を進めているところです。

本年11月頃には、生活排水処理事業について、県・市町村・民間企業が共同で出資し、職員を派遣することにより全県域で事務の補完と技術の継承を担う広域補完組織を全国で初めて設立することにしており、こうした取組を一層推進していくためには、国の支援が必要です。

(担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課、高等教育支援室、
移住・定住促進課
企画振興部市町村課、デジタル政策推進課)

VI-2 地方の財政基盤の充実・強化について

内閣府地方創生推進事務局
総務省大臣官房、自治財政局
財務省大臣官房、主計局

【提案・要望の内容】

- (1) 地方財政に関しては、地方公共団体における恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営を可能とするため、一般財源総額について、令和5年度の地方財政計画の水準を下回らないよう確保すること。
- (2) 地方交付税については、「地方固有の財源」であり、総額の確保はもとより、地方交付税制度の本来のあり方を十分に踏まえた機能の維持・充実を行うこと。
また、「地域社会再生事業費」及び「地域デジタル社会推進費」について、条件不利地域の実情を踏まえた現在の算定方法及び算定額を維持すること。
- (3) エネルギー価格をはじめとした物価高騰の長期化が地域経済に与える影響は大きく、対策経費の増嵩が地方財政に甚大な影響を及ぼしていることから、地方公共団体が持続可能な財政運営を行えるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の追加配分を含め、十分な財源保障をすること。
また、緊急的な対応が必要な新型コロナウイルス感染症対策や原油価格・物価高騰対策などについて、地方において短期間で機動的な対応が可能となるような仕組みづくりを、国の責任において講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 地方公共団体が、人口減少対策はもとより、賃金水準の向上やDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進、脱炭素社会の実現、国土強靱化のための防災・減災対策などの重要課題に責任を持って取り組み、地方の実情に応じた様々な行政サービスを着実に提供していくためには、地

方交付税をはじめとして、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実が必要です。

- (2) 広大な県土を有する一方、経済・財政基盤が脆弱で、人口の急減が大きな課題になっている当県にとっては、地方交付税等の減少が、施策・事業の推進に大きく影響することから、地方交付税総額の確保はもとより、地方公共団体間の財政力格差解消のための財源調整機能の維持・充実も重要です。

こうした地方の声を受けて、令和2年度には「地域社会再生事業費」が、令和3年度には「地域デジタル社会推進費」が地方財政計画に新たに計上されましたが、地域社会の維持・再生のためには息の長い取組が必要であり、また、デジタルインフラの整備における都市と地方の格差などにより、地域におけるデジタル化の推進にも一定の期間を要することから、これらの費用の算定においては、条件不利地域に対する継続的な措置が必要です。

- (3) エネルギー価格をはじめとした物価高騰については、いまだ収束の兆しが見えず、県民や事業者の負担軽減のための給付金等を求める声がある一方で、際限のない支援を独自財源で実施するには自ずと限界があります。

このため、当県では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、省エネ設備の導入や生産性向上支援など事業効果の持続や経済波及効果が期待できる取組への支援を中心に、足腰の強い地域経済の構築に向けた施策を推進しているところです。

こうした取組の効果が地域経済全体に浸透するためには、一定期間の事業継続と多額の財政負担が必要であることから、当県をはじめ、財政基盤の脆弱な地方公共団体においては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の追加配分を含め、財政支援の更なる充実による財源保障が必要です。

また、これら新型コロナウイルス感染症対策や原油価格・物価高騰対策等にかかる交付金などの財政措置は、国による制度や予算規模等の周知から執行に至るまで緊急的な対応が求められています。

地方公共団体においては、要件に適合したニーズの捕捉、事業化、予算措置等の一連の手続を極めて短期間のうちに処理しなければならず、対応に苦慮していることから、機動的な執行が可能となる仕組みづくりが必要です。

(担当課室名 総務部財政課
企画振興部総合政策課)

VII 時代の変化を見据えた成長産業の拡大

Ⅶ-1 環日本海交流や地域の拠点となる秋田港等の整備促進 について（拡充）

総務省大臣官房、自治財政局
財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、港湾局

【提案・要望の内容】

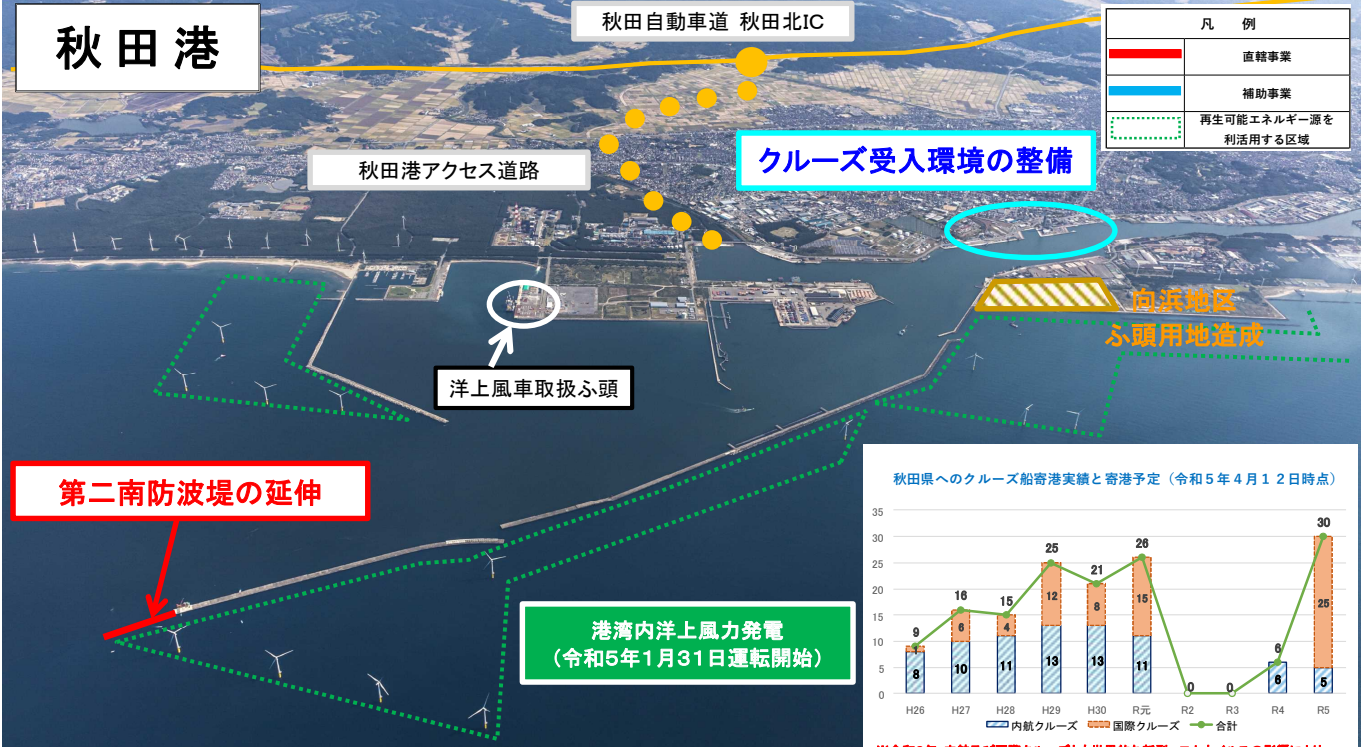
- (1) 基地港湾である秋田港及び能代港が継続的かつ最大限に利用されるよう配慮するとともに、今後の風車の大型化等に適切に対応するため港湾機能の強化を促進すること。
また、洋上風力発電事業の迅速化と効率化を図るため、船川港の活用に向けた港湾計画変更にかかる技術的助言を行うこと。
- (2) 秋田港及び能代港において、通年で安定した船舶の入港を可能とするため、国直轄事業である防波堤の整備等を促進すること。
- (3) 秋田港、船川港及び能代港における施設改良や維持管理に必要な予算を確保し支援すること。
- (4) 洋上風力発電の早期稼働に向け、風車建設に必要な施設整備を迅速かつ確実に進めるため、能代港大森ふ頭用地をはじめとした港湾施設整備に対し、地方負担を軽減するための措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

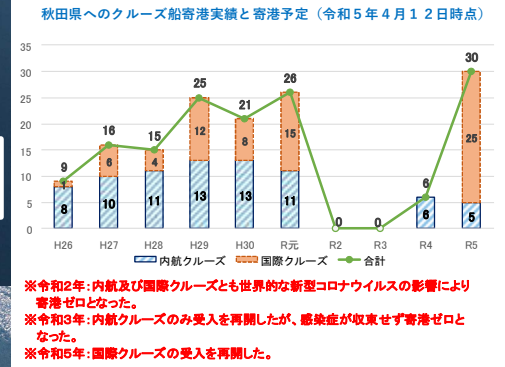
- (1) 基地港湾や周辺用地の整備にかかる費用対効果を最大化するため、基地港湾である秋田港及び能代港が継続的かつ最大限に利用されることを考慮する必要があります。
また、一般海域の洋上風力発電設備の建設開始に向け、能代港の岸壁設備をはじめとした港湾の機能強化に当たっては、風車の大型化に対応したものとする必要があります。
さらに、船川港については、建設時における両基地港湾の補完や建設後のO&M（運転及び保守）機能等について検討し、港湾計画を変更する必要があります。
- (2) 秋田港及び能代港では、将来の貨物量や航行船舶の増加に対応した環境整備が必要となっています。
- (3) 秋田港、船川港及び能代港では、係留施設の老朽化対策や臨港道路の補修など、港湾機能を適切に維持するための整備を行う必要があります。
- (4) 「2050年カーボンニュートラル」は、国と地方を挙げて取り組むべき喫緊の政策課題となっています。
主要な対策となる洋上風力発電は、大量導入やコスト低減が可能で経済波及効果も期待されるとともに、エネルギー安全保障の面でも重要な脱炭素の国産エネルギー源となっています。
洋上風車建設に伴い、基地港湾に加え新たなふ頭用地整備を進めており、多額の県負担を伴う大規模工事を短期間で確実に完了するため、地方財政措置等の負担軽減策が必要です。

秋田の重点プロジェクトを支える港湾整備

秋田港



凡 例	
—	直轄事業
—	補助事業
- - -	再生可能エネルギー源を 利活用する区域



第二南防波堤の延伸

港湾内洋上風力発電
(令和5年1月31日運転開始)

大森地区国際物流ターミナルの整備

大森地区泊地(-13m)浚渫

港湾内洋上風力発電
(令和4年12月22日 運転開始)

能代港

船川港



港湾事業の地方財政措置について

特定港湾施設整備事業		実質負担分
○起債事業 (公営企業債)		現在の事業 (実質負担率 100%)
公営企業債 100% → 交付税措置なし		
↓		地方負担の軽減
特定港湾施設整備事業		地方交付税措置 (実質負担率 75%)
○起債事業 (公営企業債 (脱炭素化事業))		
公営企業債 (脱炭素化事業) 50% → 50%を交付税措置	公営企業債50% → 交付税措置なし	
港湾整備事業		補助事業化 (実質負担率 26.5%*)
○重要港湾改修事業(補助率5/10)		
国費 50%	地元市負担 5%	起債(本来分) 22.5% <地方負担の50%> → 交付税措置なし 起債(財対分) 18% <地方負担の40%> → 50%を交付税措置
		一般財源 4.5%

※後進地域引上分9.5%を含む

(担当課室名 建設部港湾空港課)

VII-2 中小企業・小規模事業者への経営支援の継続について

中小企業庁
資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

- (1) 長期化した新型コロナウイルス感染症の影響に加え、資材不足や原材料・原油価格の高騰等により、厳しい経営状況にある中小企業・小規模事業者の支援については、その影響を回避・緩和していくことができるよう、生産性向上・コスト削減に資する設備投資や資金繰り支援など、幅広く手厚い施策を機動的に講じること。
- (2) 電気料金の高騰については、全国で幅広い業種の事業者が厳しい状況に立たされていることから、一元的な対応により事業者の負担を軽減するための対策を講じること。
- (3) 事業者の資金繰り支援については、過剰債務など厳しい状況にある中小企業・小規模事業者の経営環境を踏まえ、返済猶予・条件変更等も含めたアフターケアを金融機関に指導するなどフォローアップを強化すること。
- (4) 中小企業等事業再構築促進事業については、ウィズコロナ・ポストコロナの社会経済情勢の変化に対応した新たなビジネスモデルへの転換等に、より多くの中小企業・小規模事業者が取り組めるよう、事業計画における付加価値要件の見直しなど柔軟な制度運用とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響下において、中小企業・小規模事業者は、各種の融資制度や給付金、雇用調整助成金などを活用し、経営を維持してきたところですが、さらに、資材不足や原材料・原油価格の高騰等が相まって、企業体力が著しく疲弊してきています。
- (2) 国では、電気・ガス価格激変緩和対策事業として、事業者等の電気料金

の負担軽減を図るための一律支援を実施していますが、今後も引き続き高騰が続く可能性があり、支援が行き届いていない事業者についても考慮したうえ、一元的な対応による更なる対策が必要です。

- (3) また、感染症の拡大に対応して拡充された融資制度を活用し、これまで経営を維持してきた企業については、返済が本格化する時期を迎えており、事業者の資金繰りを支援していくことが必要です。
- (4) 今後は、中小企業・小規模事業者においても、業態転換等に取り組んでいくことの重要性が増してくることから、中小企業等事業再構築促進事業について、柔軟な制度運用とし、多くの企業が取り組めるような支援制度にすることが必要です。

(担当課室名 産業労働部産業政策課)

VII-3 中小企業のワンストップ支援事業の継続について

中小企業庁

【提案・要望の内容】

地域の経済や雇用を支える中小企業・小規模事業者が、今後とも地域経済の発展に重要な役割を担っていけるよう、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」を継続して実施すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県内企業の9割以上を占める中小企業・小規模事業者は減少が続いており、経営改善や事業承継が課題となっています。
「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」により設置された「よろず支援拠点」は、商工団体や金融機関等の支援機関と連携を図り、中小企業・小規模事業者が抱える様々な課題やニーズに応じて、①既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対する「総合的・先進的な経営アドバイス」、②事業者の相談に応じた「適切な課題解決チームの編成」、③課題に応じた「ワンストップサービス」といったきめ細かな対応を行っています。
また、今般の原油価格高騰等に関する相談に対応するため、「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を設置するなど、その役割はますます重要となっています。
- (2) 当県でも、平成26年6月に「秋田県よろず支援拠点」を設置し、多様な分野に精通したコーディネーターがワンストップで対応しているほか、県下全域への巡回相談、セミナーの開催や支援機関、金融機関と連携した支援など、きめ細かな相談体制を備えています。
支援拠点を設置して以降、創業時の事業計画作成などの立ち上げ支援、自社の強みを生かした商品開発や販売戦略による売上拡大、コスト管理の徹底による利益率の改善など、経営上の課題に関する的確なアドバイスや成果が出るまで伴走型のフォローアップなどを行ってきた結果、県内中小企業・小規模事業者の経営改善につながっています。
- (3) 経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者が、長期的な取組となる経営改革を行うには、県内の支援機関と一体になった「よろず支援拠点」による創業から事業承継までの各段階の課題等に応じた伴走型支援の継続が必要です。

【参考資料】

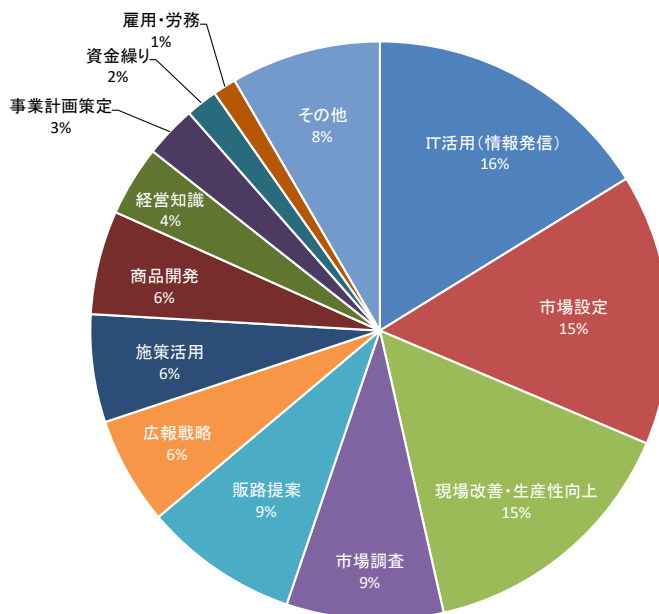
秋田県よろず支援拠点

相談対応件数

項目	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度:2月末
稼働月数	12	12	12	12	12	12	11
相談対応件数	3,360	3,312	3,833	3,434	3,673	4,446	7,821
同月平均	280	276	319	286	306	371	711

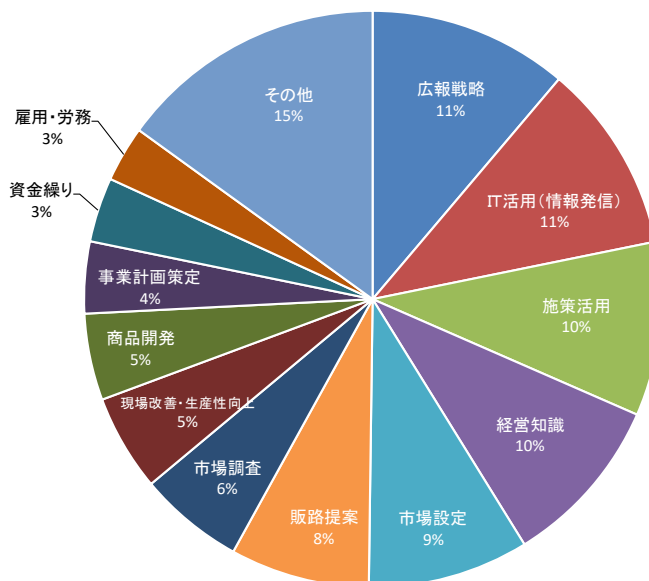
相談内容

(R4.4~R5.2末)



相談者の業種

(R4.4~R5.2末)



(担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

VIII 攻めの農林水産業の振興

VIII-1 食料安全保障の強化に向けた対策の充実について（新規）

農林水産省大臣官房、農産局、畜産局、
経営局、農村振興局、農林水産技術会議

【提案・要望の内容】

- (1) 食料・農業・農村基本法の見直しに当たっては、国内生産の最大化を目指し、生産対策や担い手対策等に加え、水田機能の維持や畑地化などの農地利用、コストを賄えるような農産物価格の形成など、農家が将来に展望を持てるような幅広い議論を行うこと。
- (2) 地域において、農地利用のあり方を検討していくためのツールとなる畑地化支援などについては、一定期間継続して措置すること。
- (3) 畑地化する水田については、排水対策や輪作体系の確立など、生産性の向上に向けた取組を促すとともに、平場での作期分散や中山間地域での収量確保を可能とする大豆の早生品種を開発すること。
- (4) 子実用とうもろこしについて、畑地化後の輪作の促進や濃厚飼料の自給対策の観点から、輪作体系に組み込んだ場合に助成を行うなど、生産拡大に向けた新たな支援策を講じること。
- (5) 条件不利農地が面的に利用・保全されるよう、産地形成にも寄与しつつ省力栽培できるソバ等の生産を持続的に支えるための条件不利対策を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、広大な農地を活用し、食料自給率の向上に貢献していくことを施策の柱に掲げ、生産性の向上に向けた施策を積極的に展開しているところであり、食料・農業・農村基本法見直しの議論に当たっては、その検討過程を透明化するとともに、現場の声をすくい上げ、自給率向上に向け

て農家のモチベーションを上げていくことが重要です。

- (2) 地域における畑地化の推進に当たっては、用排水系統を踏まえた農地のゾーニングや、地権者や土地改良区との調整が必要であることから、畑地化支援などについて一定期間措置する必要があります。
- (3) 当県では、持続可能で収益性の高い輪作体系を確立するため、プロジェクトチームを設置し、大豆の難防除病害や排水対策など、単収向上に向けた指導體制と技術普及を強化するとともに、濃厚飼料の原料となる子実用とうもろこしを組み入れた輪作体系の実証に取り組むことにしています。
- (4) 荒廃農地の発生を防止していくためには、ソバ等の省力作物で面的に条件不利農地を利用・保全していくことが重要ですが、農業者の生産努力だけでは限界があることから、その営農を支えていく必要があります。

【参考資料】

新秋田元気創造プラン(2022～2025年度)に掲げる目指す姿

農業の食料供給力の強化

経営力の高い担い手が持続的・効率的な生産体制により本県の広大な農地を最大限に活用して食料供給を担う農業の実現を目指します。

〈施策の方向性〉

- ①経営力の高い担い手と新規就農者の確保・育成
- ②持続可能で効率的な生産体制づくり
- ③マーケットに対応した複合型生産構造への転換
- ④戦略的な米生産と水田のフル活用の推進
- ⑤農産物のブランド化と流通・販売体制の整備

〈成果指標〉

	単位	実績		目標	
		年	実績値	年	目標値
農業産出額	億円	R3	1,658	R7	2,000
新規就農者数	人	R3	265	R7	310
主要園芸品目の系統販売額	億円	R2	167	R7	200
園芸メガ団地	団地	R3	52	R7	60

(担当課室名 農林水産部農林政策課、農山村振興課、水田総合利用課、畜産振興課、農地整備課)

Ⅷ-2 自給率向上と国土強靱化に向けた農業農村整備事業の 予算確保について

農林水産省大臣官房、農村振興局

【提案・要望の内容】

- (1) 効率的で収益性の高い生産構造への転換を図り、食料自給率を向上させるためには、ほ場の大区画化や排水対策等が極めて重要であることから、必要な予算を十分に確保すること。
- (2) 激甚化・頻発化する自然災害に適切に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、防災・減災や国土強靱化に必要な予算を継続的に確保すること。

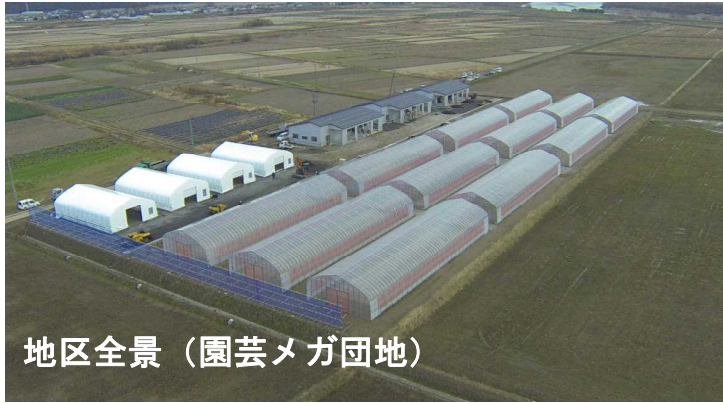
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、収益性の高い生産構造への転換やスマート農業の普及拡大を図るため、ほ場整備と併せて、農地集積と園芸振興施策を三位一体で行う「あきた型ほ場整備」を重点的に推進しています。
- (2) 優良な農地を維持し、多様な作物の作付けを可能とするためには、暗渠排水等によるほ場の排水対策を実施することが重要です。
- (3) 農業生産に不可欠な農業用水の安定供給を実現するため、国営・県営かんがい排水事業や、農業水利施設の長寿命化対策の着実な実施が必要です。
- (4) 昨年8月に発生した豪雨災害において、多くの農地・農業用施設が被災しており、激甚化・頻発化する自然災害に対し、老朽ため池の整備など、農村地域の強靱化が改めて強く求められています。
- (5) 食料自給率の向上と国土強靱化を図る上で、農業農村整備事業が果たす役割は大きく、必要な予算を確保することが重要です。

【参考資料】

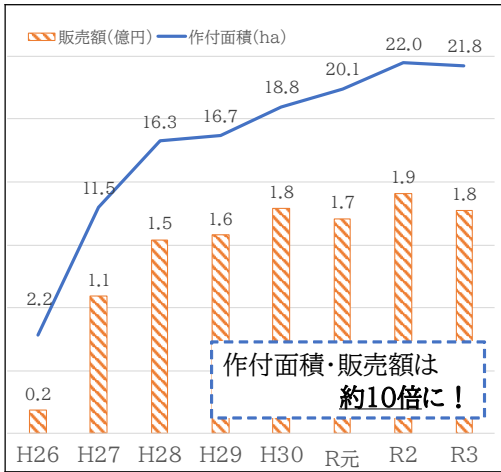
1 「あきた型ほ場整備」の取組と成果

能代市轟地区では、ほ場整備と併せて園芸施設の整備や団地化を図ったことにより、ねぎの販売額及び作付面積は大幅に向上し、県内随一の産地化に大きく寄与。



地区全景（園芸メガ団地）

【ほ場整備事業の概要】
 ◇地区名：轟地区（秋田県能代市）
 ◇受益面積：69.3ha
 ◇作作品目：米、大豆、ねぎ等



ねぎの収穫作業

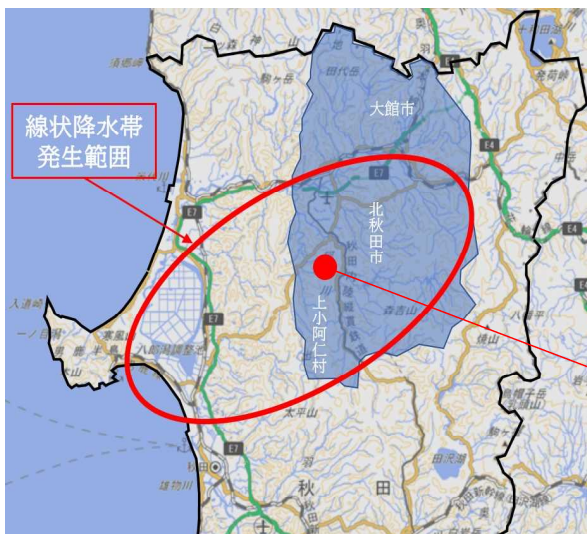


「白神ねぎ」としてブランド化

轟地区におけるねぎの販売額と作付面積の推移

2 ため池改修による被災の未然防止（令和4年8月豪雨）

線状降水帯の発生により、最も被害が多かった北秋田地域振興局管内（大館市、北秋田市、上小阿仁村）では、農業用ため池15か所が被災したが、改修済みのため池の被災は皆無。

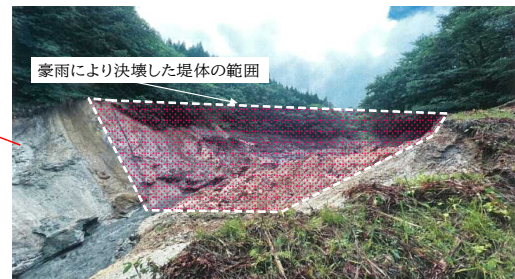


線状降水帯発生範囲

市町村	ため池数	R4被災箇所数	
		改修済※	未改修
大館市	129	0	7
北秋田市	135	0	6
上小阿仁村	2	—	2
計	266	0	15

※農村地域防災減災事業により改修

未改修のため池では決壊被害等



豪雨により決壊した堤体の範囲

槇沢ため池（北秋田市）

このうちの1か所では

（担当課室名 農林水産部農地整備課）

VIII-3 みどりの食料システム戦略の推進について（拡充）

農林水産省大臣官房、農産局、農林水産技術会議

【提案・要望の内容】

- (1) 「みどりの食料システム戦略」が掲げる目標の実現に向け、有機農業を広く普及させるためには、収量や品質の安定化による、持続性と生産性の両立が重要であることから、国と地方の試験研究機関や民間企業が連携し、農家が一般的に使える防除技術や、資材・機械等の開発を推進すること。
- (2) 有機農業の推進に当たっては、全国の専門家等を登録し、派遣する仕組みの構築や、個々の農家の規模拡大に必要な省力化機械等の導入を支援するほか、有機農産物等を適切に評価するマーケットの拡大を図ること。
- (3) 「環境保全型農業直接支払交付金」は、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動を普及する上で極めて重要であり、「みどりの食料システム戦略」の達成に大きく寄与することから、必要な予算を安定的に確保すること。
- (4) 緩効性肥料におけるプラスチック被膜殻の海洋流出を防ぐため、民間企業と連携し、生分解性素材等を使用した汚染リスクの低い被覆肥料など、代替製品の早期開発を進めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、本年3月に、「みどりの食料システム法」に基づく基本計画を作成し、有機農業など地域環境への負荷が小さく、持続性が高い環境保全型農業の取組を拡大することにしています。
- (2) 有機農業は、気象や土壌条件によって収量や品質の変動が大きく、技術体系の標準化が必要であることから、肥料効率が極めて高い品種や高度な肥効調節型肥料、生物農薬等の各種資材、自動除草ロボット等の開発により、持続性と生産性の両立を図る必要があります。

- (3) 当県では、若手農家のネットワークづくりを進めていますが、更なる拡大に向けては、全国の様々な分野の専門家や先進農家を登録し、派遣する制度の創設や、個々の有機農家に対する省力化機械の導入支援が必要です。
また、国として、有機農産物等を適切に評価するマーケットの拡大や、社会全体で有機農産物等に対する理解を進めるなど、流通・消費面からのアプローチも必要です。
- (4) 当県における「環境保全型農業直接支払交付金」の取組は全国4位であり、引き続き、有機農業や長期中干しなど、地球温暖化防止等に効果が高い営農活動の普及拡大を図るには、安定した予算の確保が必要です。
- (5) 緩効性肥料のプラスチック被膜殻の海洋流出対策として、浅水代かき等が行われていますが、ほ場の均平作業技術やコスト掛かり増しなどの課題があり、代替製品の早期開発が急務です。

【参考資料】

基本計画の目標

指 標 名	単位	基準年		目標年	
		年	実績値	年	目標値
有機JAS認証ほ場面積	ha	R2	419	R7	500
特別栽培米の作付面積	ha	R3	3,171	R7	6,471
長期中干しの取組面積	ha	R3	2,783	R7	2,891
施設園芸におけるヒートポンプの導入数	経営体	R3	64	R7	80

資料：「秋田県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」より抜粋

(担当課室名 農林水産部農林政策課、水田総合利用課)

VIII-4 農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について

財務省大臣官房、主計局
農林水産省大臣官房、農産局、畜産局、
経営局、農村振興局、農林水産技術会議

【提案・要望の内容】

- (1) 「農業農村整備事業」に加え、「産地生産基盤パワーアップ事業」や「強い農業づくり総合支援交付金」、「畜産クラスター事業」など、農業の持続的発展に向けた予算を十分かつ継続的に確保すること。
- (2) ドローンを活用した生育量の測定や、施設園芸の自動灌水施肥システムなど、省力化や生産性向上等に資するスマート技術の研究開発を推進するとともに、その技術導入にかかる負担軽減について必要な予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 食料自給率の向上に当たっては、人口増加による食料不足や異常気象による自然災害の増加、家畜疾病の流行、国際的な政情不安、感染症の流行など、食料の安定供給に影響を与えるリスクの増大が懸念されています。
- (2) 生産者の高齢化、労働力不足等が進展している中、生産拡大を図るためには、生産性や収益性の強化に向けた生産基盤の整備に必要な予算を十分かつ安定的に確保することが必要です。
- (3) 当県では、農業の成長産業化を一層加速するため、地域農業の拠点となる園芸・畜産の大規模生産団地を全県域に各50か所以上整備するなど、農畜産物の出荷量拡大を図ってきた結果、令和2年に、米以外の農業産出額が過去20年で最高となるなど、着実に成果が現れてきています。
- (4) こうした大規模生産団地の整備には、「農業農村整備事業」のほか、「産地生産基盤パワーアップ事業」や「強い農業づくり総合支援交付金」、増頭奨励金を含む「畜産クラスター事業」等を活用し、地域の実情に応じた支援を行うことが不可欠であることから、予算を安定的に確保する必要があります。
- (5) これまで当県では、スマート技術の実証プロジェクトを通じて、省力化や生産性向上等に取り組んでおり、今後、新規就農者を含めた担い手への

普及拡大を進めるためには、より効果の高い新技術の開発に加え、その技術導入に対する支援が必要です。

【参考資料】

1 産地生産基盤パワーアップ事業の実績と計画

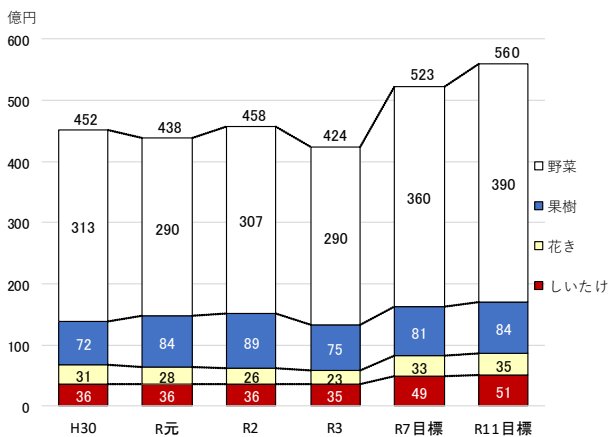
(単位：百万円)

予算時期等	地区名等	事業費	補助金
令和4年度実績 (R3補正)	能代市比八田・外荒巻地区、八峰町峰浜地区、 由利本荘市大内地区など 計6地区	462	208
令和5年度計画 (R4補正)	秋田市上新城地区、にかほ市馬場・田抓地区、大 仙市齊内地区など 計5地区	848	388
令和6年度計画 (R7以降含む)	大潟村、大仙市、由利本荘市など 計16地区	5,243	2,554

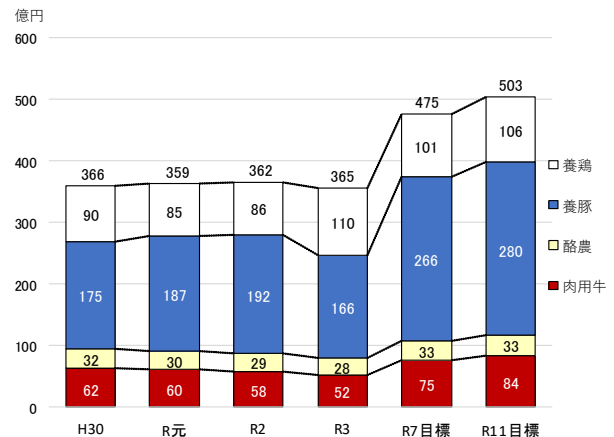
2 畜産クラスター事業の実績と計画

(単位：百万円)

予算時期等	地区名	事業費	補助金
令和4年度実績 (R3補正)	北秋田市鷹巣 (交付決定後、資材高騰等を理由に取り下げ)	—	—
令和5年度計画 (R4補正)	要望なし	—	—
令和6年度計画 (R7以降含む)	鹿角市八幡平地区、北秋田市鷹巣、横手市平鹿 地区など 計6地区	10,202	4,638



〔主要園芸作物の産出額の推移と目標額〕



〔畜産産出額の推移と目標額〕

(担当課室名 農林水産部農林政策課、水田総合利用課、園芸振興課、畜産振興課)

VIII-5 新規就農者と農業法人等の確保・育成について（新規）

農林水産省経営局

【提案・要望の内容】

- (1) 新規就農者の確保・育成に効果的な「就農準備資金・経営開始資金」「経営発展支援事業」の予算を十分に確保するとともに、研修生活や営農開始に支障を来さないよう、年度当初に所要額を全額配分すること。
特に、「経営発展支援事業」については、経営開始初年度のみではなく、青年等就農計画の認定期間を対象期間とすること。
- (2) 農業法人等の規模拡大や経営改善等を支援する「農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ）」と「農業経営・就農支援体制整備推進事業」については、生産性向上に意欲的な農業者や、経営改善に取り組む農業法人の要望に応えられるよう、十分に予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

≪新規就農者の確保・育成≫

- (1) 当県では、就農希望者の就農相談から就農前研修の実施、営農を開始する際の機械・施設の導入支援など、総合的な就農対策を実施しており、9年連続で200人を超える新規就農者を確保しています。
- (2) 「就農準備資金・経営開始資金」については、年数回に分割して配分されるため、交付対象者の生活安定と計画的な営農に支障を来しているほか、交付事務においても多大な負担が生じています。
- (3) 「経営発展支援事業」について、新規就農者は、経験を積みながら技術レベルを高め、段階的に規模拡大を進めていることから、青年等就農計画に基づいた複数年にわたる支援が必要です。

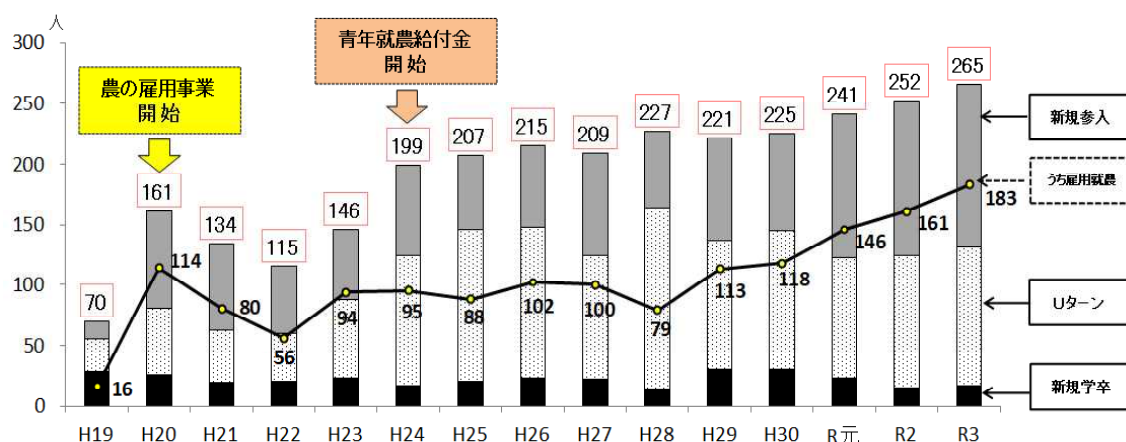
《農業法人等の育成・確保》

(4) 「農地利用効率化等支援交付金」については、例年、事業要望に対する採択率が3割程度であることから、事業要望に十分対応できる予算確保が必要です。

(5) 企業的な経営感覚を持ち、地域の農地や雇用の受け皿となる農業法人を育成するためには、専属の専門家を法人の経営顧問として複数年派遣するなど、持続的に支援していくことが必要です。

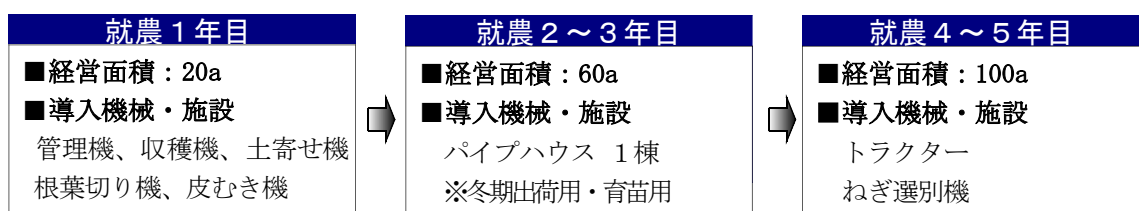
【参考資料】

1 当県における新規就農者の推移

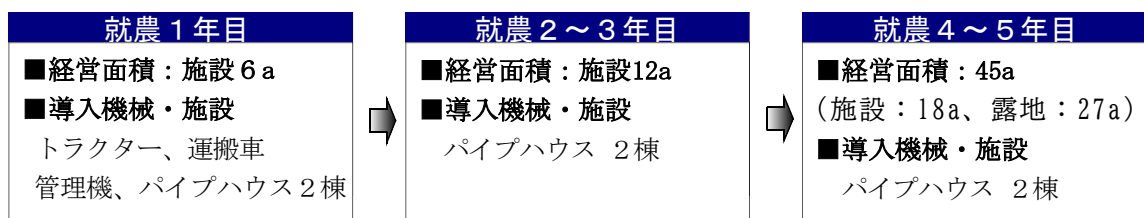


2 新規就農者における就農後5年間の営農計画の例

(1) 露地野菜（品目：ねぎ）



(2) 花き（施設栽培+露地栽培）（品目：トルコギキョウ+リンドウ）



(担当課室名 農林水産部農林政策課)

VIII-6 農地中間管理事業の着実な推進について（拡充）

農林水産省経営局

【提案・要望の内容】

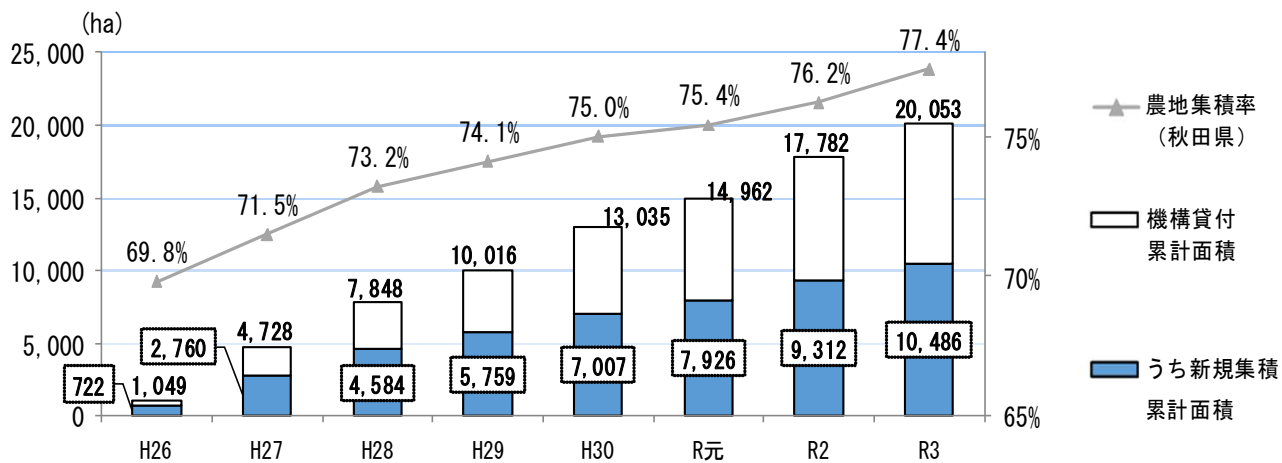
- (1) 農地の賃貸借契約の更新業務や受け手のリタイヤ等に伴う中間保有地の管理業務等が増加する中、農地バンクが安定的な運営を行えるよう、「農地中間管理機構事業」の予算を安定的に確保するとともに、地方に新たな負担が生じないようにすること。
- (2) 農地バンクを活用するインセンティブとなる「機構集積協力金交付事業」の見直しを行う際には、事業実施に必要な財源の安定的な確保と柔軟に活用できる仕組みの維持を図りつつ、地方の意見も十分に反映し、その内容を早期に示すこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 農地バンクとの契約件数の増加に伴い、期間が満了した契約の更新や中間保有地の管理業務など、今後、業務量は確実に増えることになることから、安定的な運営には十分な予算を確保する必要があります。
- (2) 現場では、地域の農地集積・集約化を加速させるため、機構集積協力金の活用を前提に、数年前から出し手と受け手の意向調整を開始していることから、今後も制度を継続するとともに、見直しする場合には、その内容を早期に示すことが必要です。

【参考資料】

当県における農地集積の推移



<全国順位>

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
単年度貸付面積	7	5	3	3	2	4	2	3
うち新規集積面積	3	2	1	2	3	3	2	2

(担当課室名 農林水産部農林政策課)

VIII-7 農村の活性化に向けた総合的な対策について（新規）

農林水産省大臣官房、農村振興局

【提案・要望の内容】

- (1) 食料・農業・農村基本法の見直しに当たっては、「しごと」「暮らし」「活力」の柱に沿った体系的な農村政策の方向性や、関係府省・地方公共団体等が連携・協働する「地域政策の総合化」の考え方を明確に位置づけること。
- (2) 農村の活性化に向け、地域づくりに伴走する人材の育成、住民や関係人口が混ざりあう拠点の整備、田園回帰に向けた条件整備と気運醸成など、関係府省と連携した支援策を強化すること。
- (3) 日本型直接支払制度は、農業生産の継続や多面的機能の維持・発揮を図る上で極めて重要な施策であり、必要な予算を安定的に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、現行の基本計画等のフレームを踏まえながら、「基盤」「ひと」「しごと」「活力」を柱とする農山村振興施策を積極的に展開しており、特に、地域づくりの核となる主体の育成に向け、県独自に地域資源を活用した「しごと」づくりに取り組む組織を支援するとともに、総合的な取組を目指す場合には、「農村RMO形成推進事業」の活用を促すなど、多様な視点から支援を行っています。
- (2) 総合的に伴走支援していく「ひと」づくりのためには、地域づくり施策を府省横断的かつ体系的に学びつつ、国と地方公共団体の連携のあり方を考える場など、「農村プロデューサー」をはじめとする意欲ある地方公共団体の職員等に向けた、学びや意見交換等の機会が必要です。
- (3) 加えて、「活力」ある地域づくりの主体の持続性を高めるためには、関心がある住民や関係人口と、活動者が混ざりあう「関わりしろ」となる拠点の整備など、新たな人材が参画しやすい環境づくりへの支援が必要です。

(4) また、令和3年度から2市町で「半農半X」モニター調査を実施しており、関係人口の創出・深化につながっています。社会人の農的関係人口を更に拡大していくためには、関係府省と連携し、働き方改革など条件整備を進めつつ、田園回帰のムーブメントを起こすことが必要です。

(5) 当県では日本型直接支払制度の各交付金を活用し、地域づくりの「基盤」となる県内の7割の農地において、農家と地域住民が一体となった保全活動等に取り組んでいます。

特に農業生産活動を継続し、多面的機能の維持・発揮を図るためには、集落の共同活動や前向きな活動にかかる予算のほか、地方公共団体の推進活動にかかる予算の安定的な確保が必要です。

【参考資料】

秋田県の農山村振興施策の全体像



(担当課室名 農林水産部農山村振興課)

VIII-8 需要に応じた米生産推進のための環境整備について

農林水産省消費・安全局、農産局、農林水産技術会議

【提案・要望の内容】

- (1) 米の需要拡大を図るため、ごはん食の普及に加え、機能性に着目した研究開発や、新たな加工品開発を促すなど、消費喚起対策を強化するとともに、豊作や予期しない需要の減少が米価に長期的な影響を与えないよう、「米穀周年供給・需要拡大支援事業」の弾力的な運用を図ること。
- (2) 水田のフル活用と地域の創意工夫による産地づくりを推進するため、「水田活用の直接支払交付金」の十分な予算を安定的に確保すること。
- (3) 政府備蓄米については、国として、凶作や災害など不測の事態に備えるため、一定量を確保するとともに、米産県に配慮した県優先枠の配分を継続すること。
- (4) 米のカドミウム低吸収品種の導入に当たっては、引き続き、品種開発を支援するとともに、風評被害につながらないよう、国として、消費者や流通業者等の理解醸成を図るなど、総合的な支援策を講じること。
- (5) 穀類乾燥調製貯蔵施設等の基幹施設の統廃合や新設について、耐震性診断や維持・更新計画の策定と、それに伴う施設の改修に対する支援対策に必要な予算を十分に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 主食用米については、生活物資が軒並み高騰する中で、消費者の節約志向が強まっており、今後の消費動向が不透明で流動的要素が大きいなど、引き続き厳しい販売環境が懸念されることから、主食用米への揺り戻しが起こらないよう、需要に基づく米生産を進める必要があるほか、需要減少に歯止めをかけるため、消費拡大に向けた取組の更なる強化が必要です。

- (2) 当県では、米政策の転換以降、生産の目安を示しつつ、事前契約の締結により確かな需要に基づく米づくりを推進しており、引き続き、農業者が安心して作付転換に取り組めるよう、十分な予算の確保が必要です。
- (3) 政府備蓄米は、特に米産県において、需給調整を推進する上で、重要な選択肢となっており、今後も安定的かつ実効性のある制度であることが求められています。
- (4) 当県では、令和7年産米からカドミウム低吸収品種「あきたこまちR」へ全面切替することにしてありますが、国として、低吸収品種の実施方針を消費者や流通業者等にしっかり伝えていくことが重要です。
- (5) 稲作の基幹施設として当県で整備されている46基の穀類乾燥調製貯蔵施設について、これまで小規模な補修を繰り返しながら利用してきましたが、老朽化や機能低下が著しく、地震などにも対応できるよう、施設の抜本的な改修や強化、更新が喫緊の課題になっています。

【参考資料】

1 事前契約率の状況 (単位：%)

	令和2年	令和3年
事前契約比率	74	73

2 水田活用の直接支払交付金の交付状況 (単位：億円)

	令和2年	令和3年
戦略作物助成等	76.8	76.8
産地交付金	35.5	43.6
計	112.3	120.4

※令和3年は都道府県連携助成0.8億円を含む

3 当県におけるカントリーエレベーター(CE)の設置状況 (単位：基)

設置時期	昭和40～63年	平成元～10年	平成11年～	計
基数	19 (うち更新済4基)	17	10	46
備考	耐用年数経過	今後10年以内に 耐用年数経過	耐用年数10年超	

※既に耐用年数を経過している施設と今後10年以内に耐用年数を経過する施設で約8割を占める。

(担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

VIII-9 耕畜連携の推進について（新規）

農林水産省畜産局

【提案・要望の内容】

- (1) 耕畜連携による循環型農業を推進するため、耕種農家が堆肥を利用して飼料を生産し、畜産農家に供給する取組に必要な機械導入や、飼料生産量に応じた交付金の支払いについて支援を継続すること。
- (2) 堆肥を地域の有機質資源として、耕種農家が稲作や園芸作物に広く活用できるように、地域の実情に応じた堆肥散布体制づくりに対し支援すること。
- (3) 子実用とうもろこしの拡大を図るため、耕種農家が畜産農家に供給する際に必要な乾燥調製施設の整備を支援するとともに、飼料工場を介し配合飼料として畜産農家に供給する取組を進めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

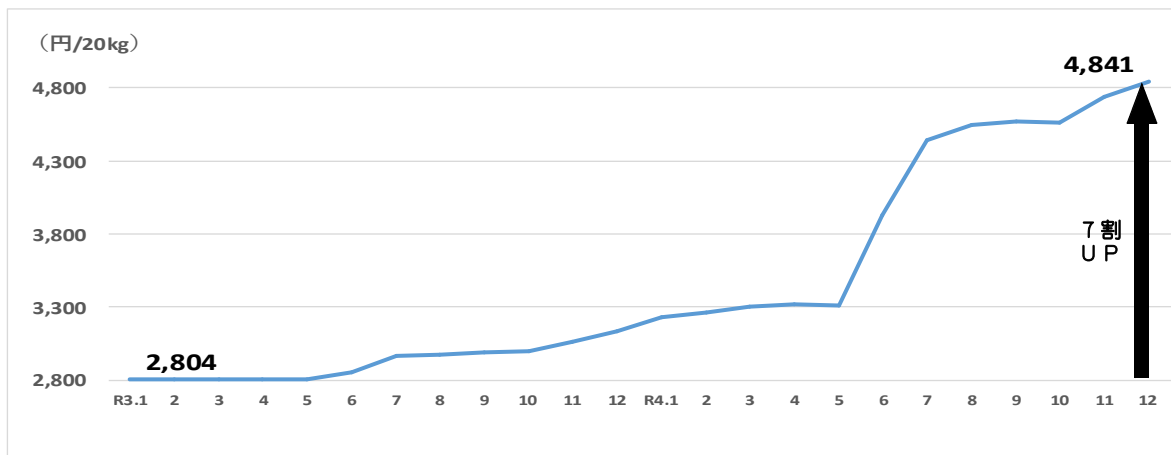
- (1) 耕畜連携による自給飼料生産の取組を拡大し、輸入飼料に過度に依存しない体制の構築を図るため、耕種農家が国産飼料を生産し、畜産農家に供給する取組への支援を継続することが必要です。
- (2) 堆肥の循環利用により、耕種農家における化学肥料の低減等につなげるためには、畜産農家との需給調整や堆肥散布機械の導入支援など、散布体制の整備が必要です。
- (3) 子実用とうもろこしは、飼料価格の高騰に伴い、養豚経営での関心が高まっているとともに、濃厚飼料の自給率向上が期待されていることから、その拡大を図るため、生産や流通の体制整備が必要です。

【参考資料】

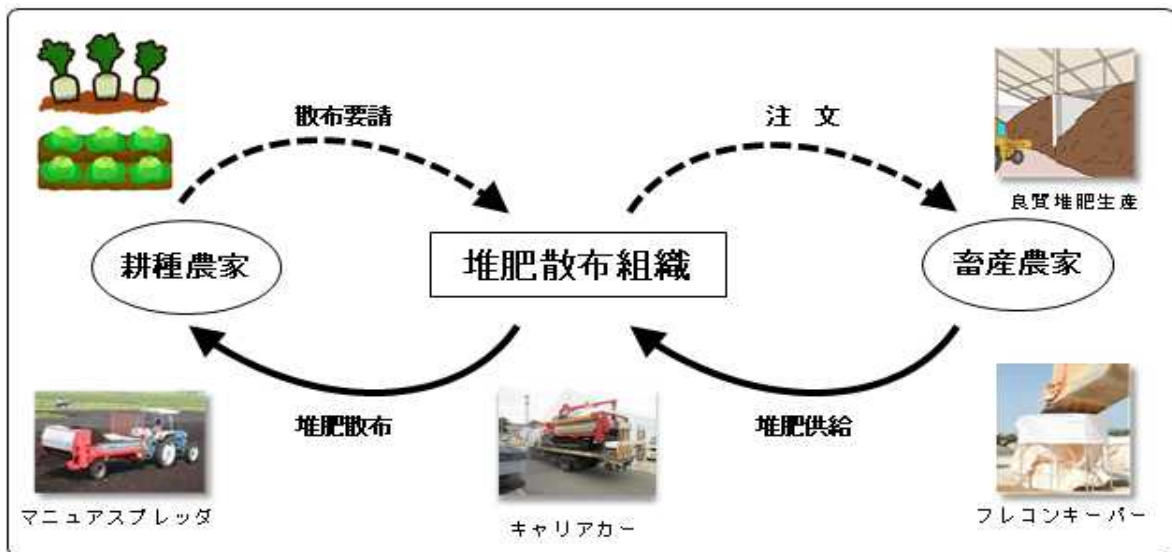
1 配合飼料工場渡価格（全畜種加重平均）の推移



2 肥料価格（高度化成）の推移



3 耕畜連携による資源循環のイメージ



VIII-10 各種資材価格の高騰対策について

農林水産省農産局、畜産局

【提案・要望の内容】

- (1) 配合飼料価格安定制度の財源を継続して確保するとともに、畜産経営が再生産可能な水準で補填が発動されるよう制度を見直すほか、飼料自給率の向上を図るため、「耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業」において、乾草用の青刈り稲など、地域の実情を踏まえた取組も支援対象にすること。
- (2) 肥料価格高騰対策を令和5年秋以降も継続するとともに、影響の大きい担い手を施肥低減体系に促すため、施肥量調節が可能なスマート農機の導入など、経営全体でコストを低減する取組についても支援策を強化すること。
- (3) 「施設園芸セーフティネット構築事業」について、燃油使用量の削減目標等の要件を緩和し、積雪寒冷地の農家も使いやすい制度にするとともに、十分な予算を確保すること。
- (4) 酪農や施設園芸など各種資材価格が高騰する中で、コストの増加分が農畜産物の価格形成に適正に反映されるよう環境を整備すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

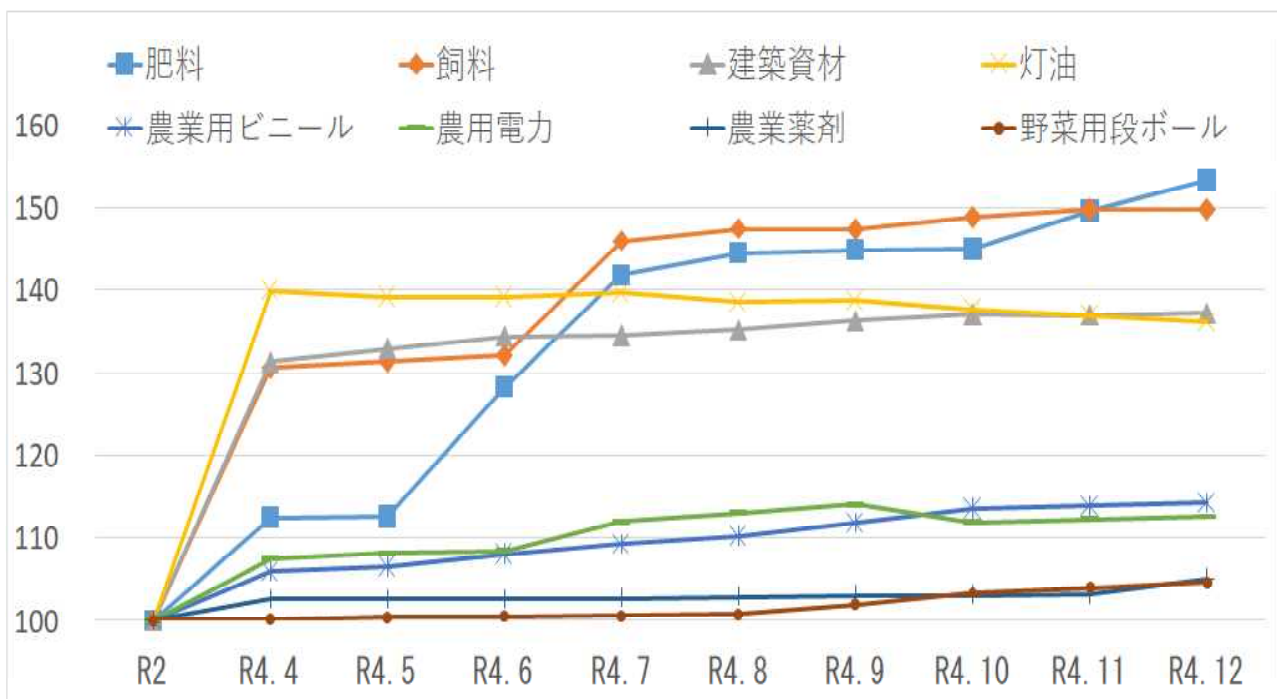
- (1) 世界的な穀物需要の増加やウクライナ情勢等の影響により、各種資材価格が高騰し、先行きが見通せないことが、担い手の懸念材料となっていることから、不安が広がらないよう支援を行っていくことが重要です。
- (2) 配合飼料価格安定制度は、過去の平均価格が基準となるため、価格が高止まりした場合に補填がなくなることから、高騰前の価格を基準とするほか、地域の実情に応じた飼料生産を促し、コスト低減を図ることが重要です。
- (3) 肥料価格の高騰は長期化が見込まれることから、令和5年秋以降も価格補填対策を継続する必要があるほか、特に影響の大きい担い手を対象に、

可変施肥機や局所施肥機等の導入で、省力化や規模拡大を図り、経営全体でコストを低減する取組を支援する必要があります。

- (4) 積雪寒冷地である当県の園芸施設においては、通常、二重被覆等の対策が講じられており、既に「施設園芸セーフティネット構築事業」を活用している農家が更に燃油使用量を削減する事業要件のクリアは難しい状況にあることから、農家が加入しやすい制度とする必要があります。

【参考資料】

農業物価指数（令和2年基準）（出典：「農業物価統計調査」）



※令和2年を基準時（100）とする指数

（担当課室名 農林水産部水田総合利用課、園芸振興課、畜産振興課）

Ⅷ-11 物流の2024問題への総合的な対策について（新規）

農林水産省大臣官房、農産局

【提案・要望の内容】

- (1) 農産物の効率的な物流の構築に向け、荷物の積み替え作業を軽減するため、パレット規格を統一するなど、集出荷所から市場や実需者までの循環利用システムを構築すること。
- (2) ドライバーの待機時間の縮減に向け、各集出荷所における品目毎の集荷状況やトラックの運行状況を関係者が共有できるシステムの導入支援や、市場毎に導入されている予約システムを統一するなど、効率的な荷受け体制を整備すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 働き方改革関連法により、来年4月から時間外労働の上限規制が導入され、特に遠隔地においては、首都圏等への輸送にかかる負担が大きくなることから、早急かつ実効性のある取組により、持続可能な物流体制を構築することが求められています。
- (2) 当県においては、「秋田未来物流協議会」の中で、集出荷ポイントの集約化やICTを活用した物流情報の可視化によるドライバーの待機時間の削減など、農産物物流の効率化に向けた実証を行っています。
- (3) 効率的な物流の構築には、パレット循環利用システムに加え、各集出荷所における集荷状況やトラックの運行状況をリアルタイムで情報共有するとともに、市場の荷受けシステムの統一など、全国レベルでの取組が必要です。

【参考資料】

「秋田未来物流協議会」による実証(R3~4)

○構成

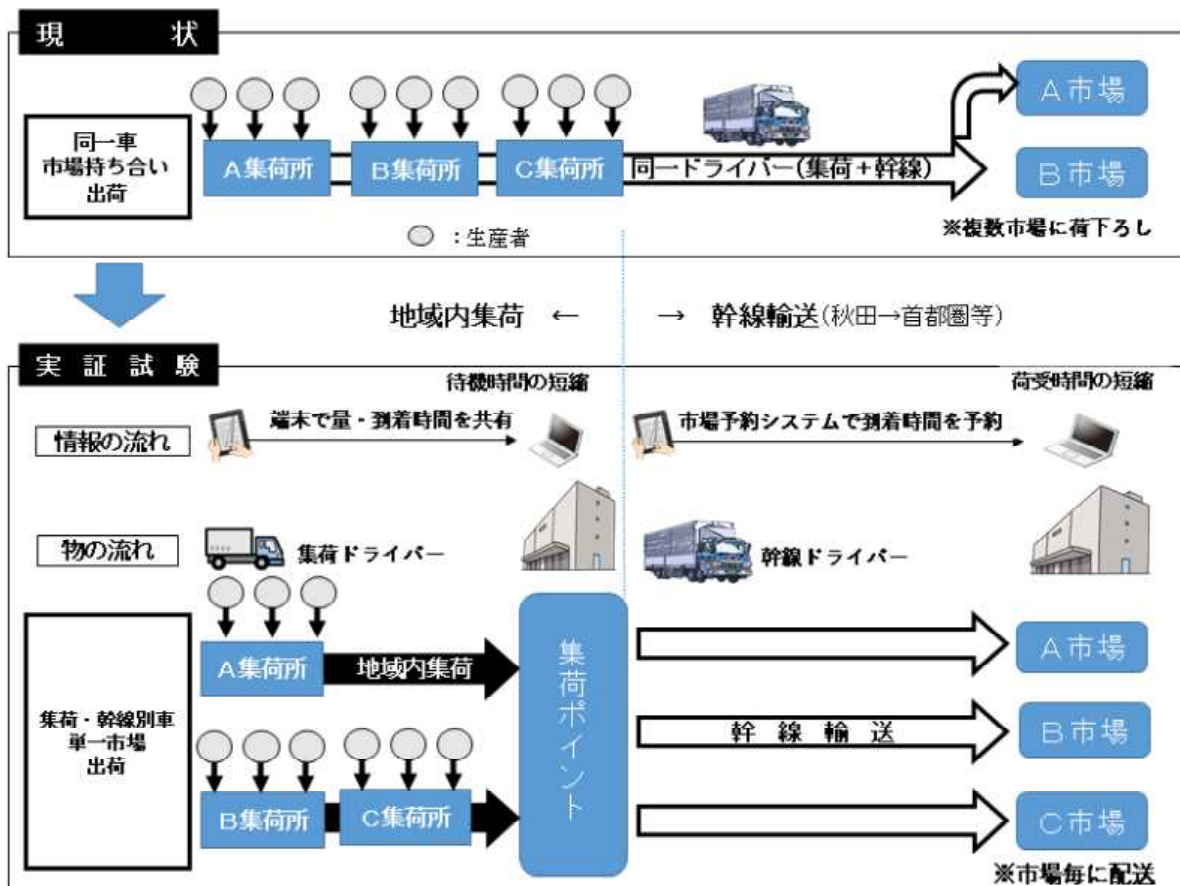
国(国土交通省)、県内物流企業、全農県本部、県トラック協会、県等

○実証内容

- ・集荷ポイントの集約化等による、ドライバーの負担軽減
- ・ICTの活用により情報を可視化し、待機時間を削減

○実証成果

- ・幹線便数の削減：96%(78台/週→75台)
 - ・幹線ドライバーの労働時間縮減：80%(15.2時間/日→12.1時間)
 - ・物流コストの縮減：95%(780万円/週→737万円)
- ※いずれもパレットの標準化や段ボールサイズの適正化がなされた場合



(担当課室名 農林水産部農業経済課販売戦略室)

VIII-12 豚熱及び鳥インフルエンザの防疫対策について（拡充）

農林水産省消費・安全局

【提案・要望の内容】

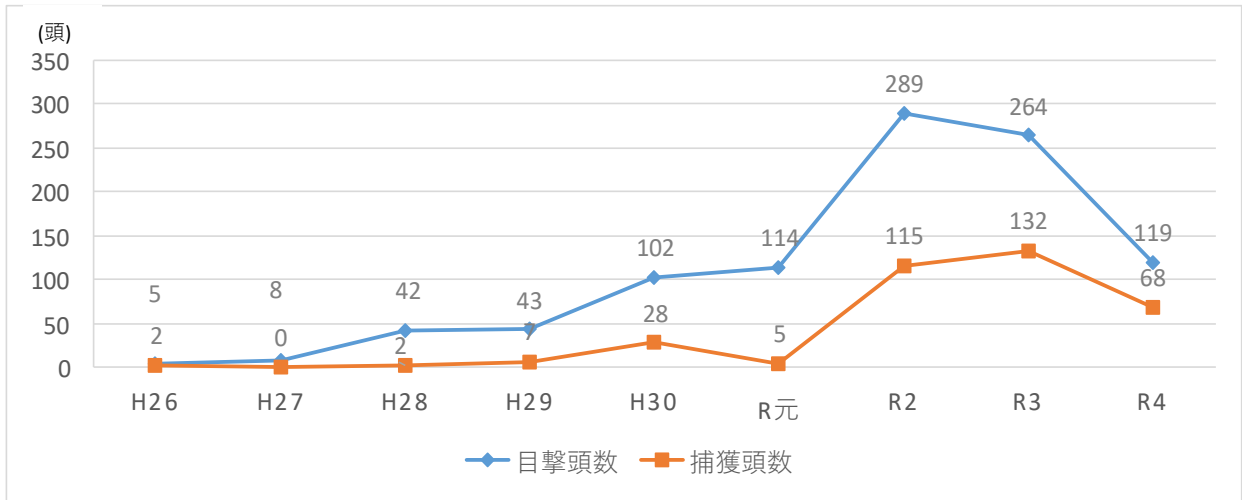
- (1) 豚熱については、当県においても野生イノシシでの感染が急速に拡大していることから、経口ワクチンの散布地域の拡大に必要な予算を十分に確保すること。
- (2) 豚熱及び鳥インフルエンザに関しては、地方公共団体が防疫対策に要する経費について、人件費などを含めた補助対象経費を拡充するとともに、国が全額負担すること。
- (3) 産業動物の獣医師を確保するため、産業動物獣医師修学資金について、十分な予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県内でも野生イノシシの豚熱感染が継続して確認されるなど、確実に豚熱ウイルスが浸潤しており、昨年度は10市町村において経口ワクチンを散布したものの、養豚場での発生予防の観点から、今年度以降は、全市町村での散布が必要です。
- (2) 鳥インフルエンザ等の発生及びまん延防止に万全を期するためには、発生の如何にかかわらず、地方公共団体が実施する防疫対策に要する経費について、国が全額を負担する必要があります。
- (3) 全国的に特定家畜伝染病が頻発する中、防疫対策に支障を来さないよう獣医師数を確保するため、産業動物獣医師修学資金の十分な予算の確保が必要です。
また、地域偏在の解消に向け、大学の定数枠を増やして地域枠を設けるなど、獣医学生の地域への定着につなげる取組も必要です。

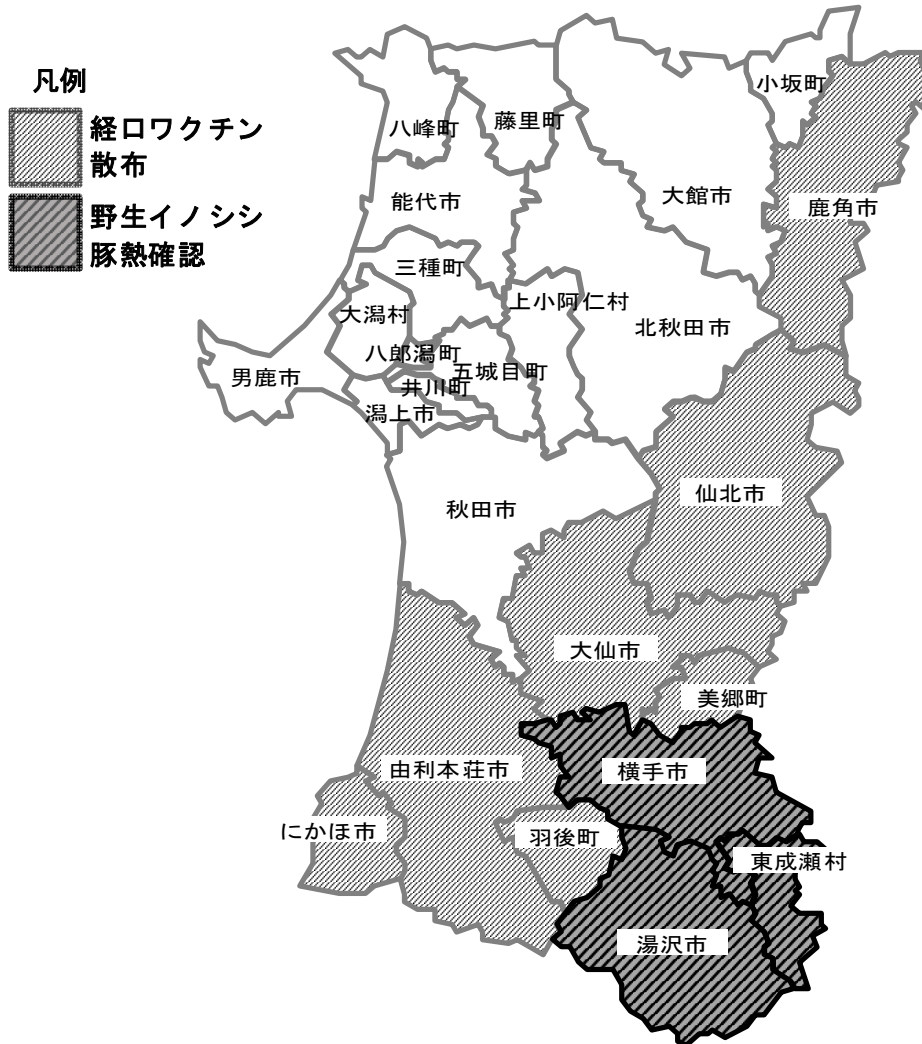
【参考資料】

1 県内における野生イノシシの目撃頭数及び捕獲頭数 (令和5年2月21日現在)



令和4年度 検査頭数48頭、陽性頭数7頭

2 野生イノシシ経口ワクチン散布、豚熱確認市町村 (令和5年2月21日現在)



(担当課室名 農林水産部畜産振興課)

VIII-13 水産業の持続的な発展に向けた漁港・漁場整備の着実な推進について

水産庁

【提案・要望の内容】

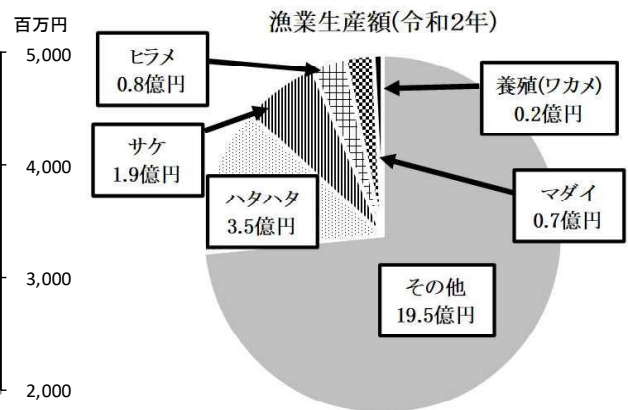
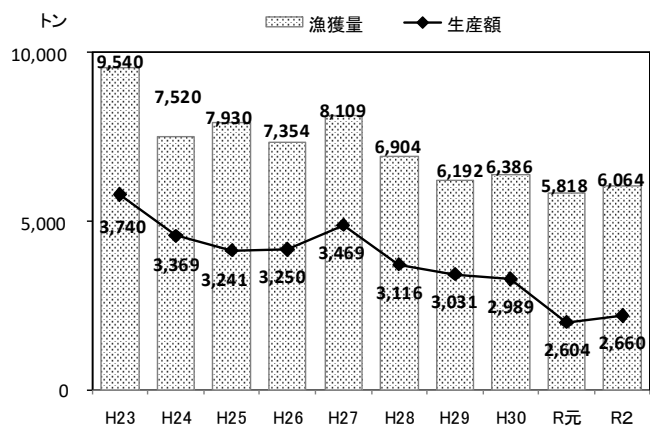
漁港・漁場等の水産基盤の整備は、水産物の安定供給に加え、漁港を活用した蓄養殖へのチャレンジや、漁村地域の活性化を図る上で極めて重要な施策であることから、必要な予算を安定的に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、ハタハタの産卵場となる藻場の造成や、メバル類の増殖等を狙った魚礁を設置するとともに、マダイ・ヒラメの放流など「つくり育てる漁業」を推進し、資源の維持・増大に努めています。
- (2) 近年の海洋環境の変化等により、ハタハタやカレイなど、これまで本県水産業を支えてきた魚種が不漁となるなど、漁業生産が低迷しており、安定的な生産が可能となる蓄養殖漁業に取り組む必要があります。
- (3) 今年度から、八峰町岩館漁港においてサーモン養殖生産拠点の整備に向けた事業に着手するほか、他の県管理漁港等においても、蓄養殖可能性調査を実施し、地域に適した魚種などを検討した上で、県内全域における蓄養殖を推進しています。
- (4) こうした取組は、安定的な漁業生産による漁業者の所得向上はもとより、若手漁業者の確保や、地域特産化・観光利用などの漁村地域の活性化にもつながることから、本県水産業の持続的な発展に向けて、基盤となる漁港・漁場等の整備を推進していく必要があります。
- (5) また、水産物の生産・流通機能や災害リスクへの対応を強化するため、漁港施設の長寿命化対策や地震・津波対策を計画的に実施しています。

【参考資料】

1 漁業生産（海面）の現状



2 漁港・漁場の整備状況



[魚礁の設置]



[岸壁の長寿命化対策]

3 岩館漁港の養殖生産拠点整備計画



(担当課室名 農林水産部水産漁港課)

VIII-14 林業公社の経営改善に向けた支援措置について

総務省自治財政局
林野庁

【提案・要望の内容】

- (1) 秋田県林業公社の経営が日本政策金融公庫資金の利息負担により大きく圧迫されていることから、任意繰上償還の受入れや低利資金への借換、利子助成などの支援策を講じること。
- (2) 県が行う林業公社への支援に対する地方財政措置の拡充を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の林業公社は、国の拡大造林政策による分収林特別措置法に基づく森林整備の実施や、間伐を積極的に進めるなどの分収林地の適正管理の実施を通じて、国土保全や水源かん養、地球温暖化の防止など、森林の有する公益的機能の発揮に大きく寄与しています。
しかし、森林整備等の財源を日本政策金融公庫からの借入金に大きく依存してきた結果、いまだ本格的な主伐期を迎えていない中で、多額な利息負担が経営を圧迫しています。
- (2) このため、林業公社では、契約者の理解を得ながら、分収割合の変更等を進めてきており、当県でも、無利子長期貸付や職員派遣などの支援に努めていますが、林業公社の自助努力や県による支援だけでは抜本的な改善が困難な状況です。

【参考資料】

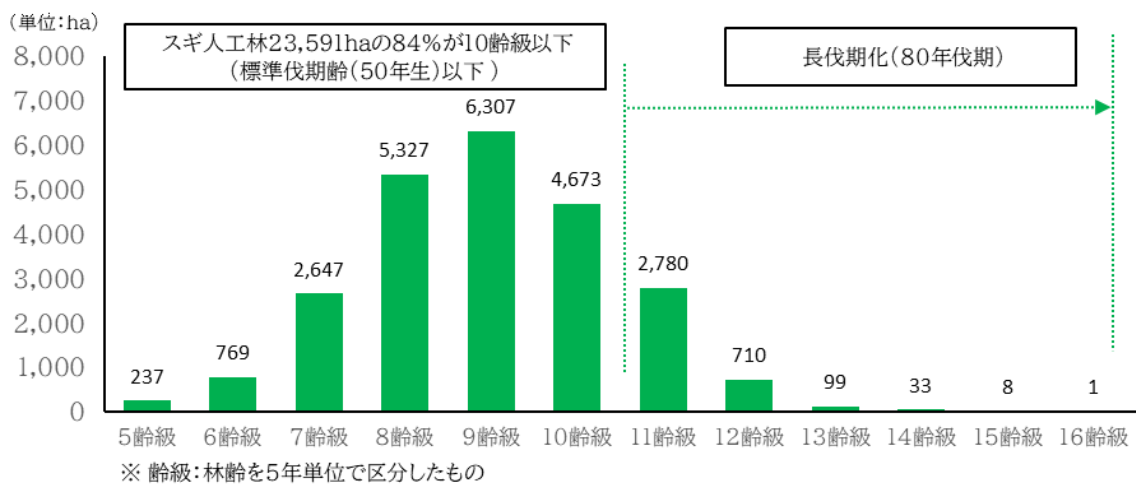
1 秋田県林業公社の概要

(1) 契約面積等

契約面積		契約件数	契約者数
	うちスギ人工林		
27,868ha	23,591ha	1,907件	9,142人

(令和5年3月末現在)

(2) スギ人工林の齢級構成



(令和5年3月末現在)

2 日本政策金融公庫借入金の償還状況

(単位:百万円)

借入額	償還済額		残高	
	元金	利息	元金	利息見込額
15,855	10,017	14,805	5,838	640

(令和5年3月末現在)

(担当課室名 農林水産部林業木材産業課)

VIII-15 森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて

総務省自治税務局
林野庁

【提案・要望の内容】

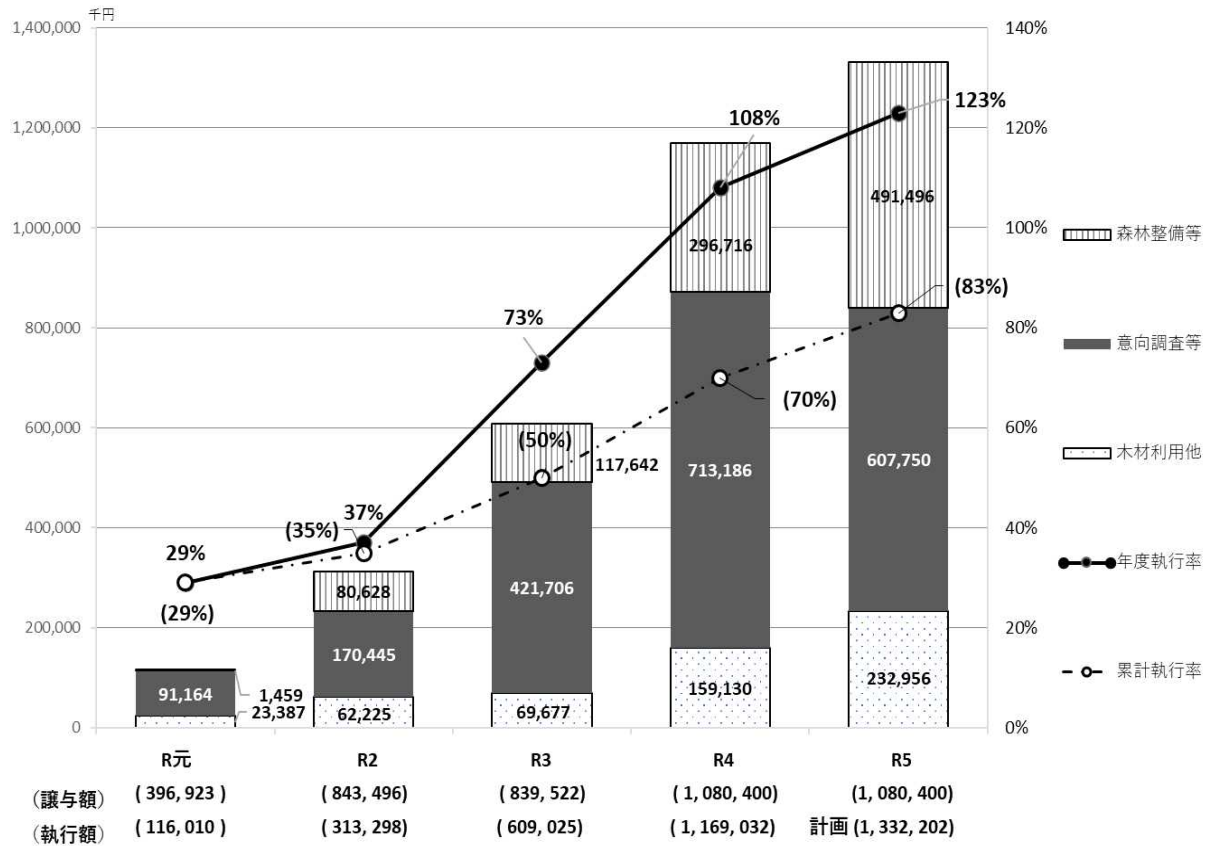
- (1) 森林経営管理制度による森林整備に加え、主伐後の再造林が本格化する山間部において森林環境譲与税を一層活用できるよう、森林が多い市町村に譲与税を多く配分すること。
- (2) 特に、譲与基準については、林野率による補正を引き上げるほか、市町村の森林面積や林業従事者数に重点をおいた基準となるよう見直すこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、市町村の取組が円滑に行われるよう、県内4か所に森林経営管理支援センターを設置し、市町村のサポート体制を整備しているほか、森林情報のデジタル化や森林整備を担う人材の確保・育成などに積極的に取り組んでいます。
- (2) 県内市町村の森林環境譲与税の執行割合は、令和3年度に70%を超え、令和5年度予算では120%を超えるなど、譲与税を活用した取組が進んでいます。
また、森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査を終えた森林面積は、約32,000haに達し、今後、間伐等の森林整備の増加が見込まれているほか、主伐後の再造林にも積極的に取り組む必要があります。
- (3) 市町村において、森林環境譲与税を活用した森林整備を加速するため、林野率の補正を引き上げるとともに、森林面積や林業従事者数に重点を置いた譲与基準に見直すなど、森林面積が大きい山間部の市町村に譲与税を多く配分する必要があります。

【参考資料】

1 県内市町村の森林環境譲与税の執行額の割合



2 全国・県内の市町村別譲与額の上位市町村

全国 順位	市町村名	R4年度 譲与額(千円)	県内 順位	市町村名	R4年度 譲与額(千円)
1	横浜市	403,962	1	由利本荘市	162,908
2	浜松市	325,712	2	秋田市	132,142
3	大阪市	310,620	3	北秋田市	100,418
4	田辺市(和歌山県)	287,358	4	大館市	79,782
5	京都市	285,850	5	湯沢市	74,518

(担当課室名 農林水産部森林環境保全課)

VIII-16 森林病虫害等防除対策の拡充について

林野庁

【提案・要望の内容】

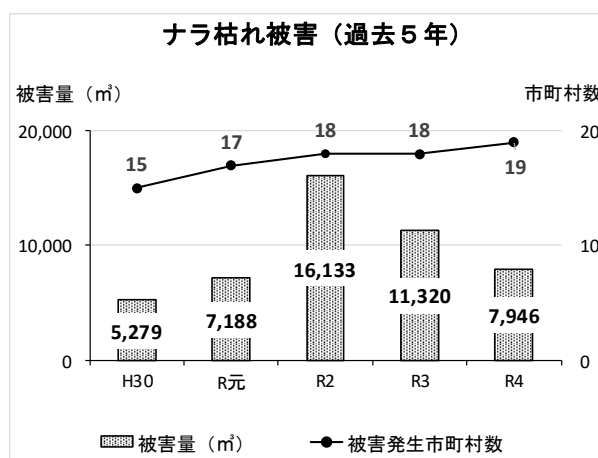
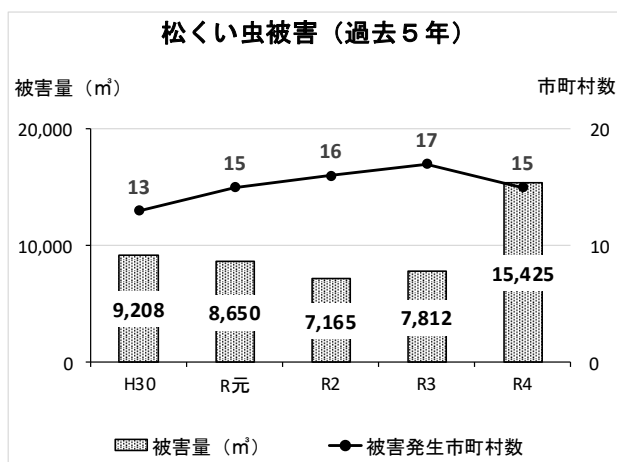
松くい虫被害及びナラ枯れ被害の拡大を防止するため、森林病虫害被害対策に必要な予算を十分に確保するとともに、奥地老齢ナラ林の若返りを促進するための支援策を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 昨年度のような高温少雨などの気象条件下では、松くい虫被害が急増することから、今後も対策の強化が必要です。
- (2) ナラ枯れ被害対策については、国の事業を活用した防除や更新伐による老齢ナラ林の若返りを促進し、被害の拡大防止を図っていますが、依然として広範囲で被害が発生していることから、森林整備事業の更新伐が奥地でも可能となるよう、要件の緩和が必要です。

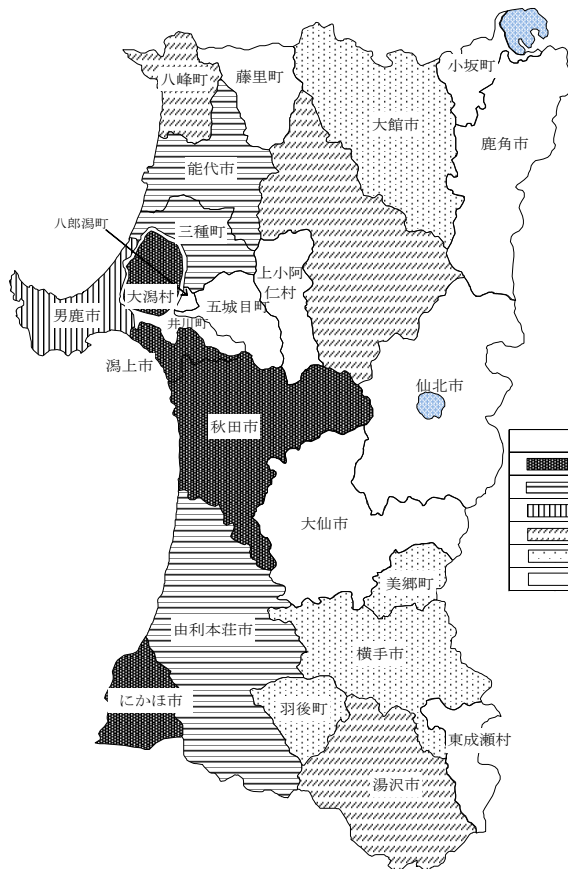
【参考資料】

1 被害量の推移

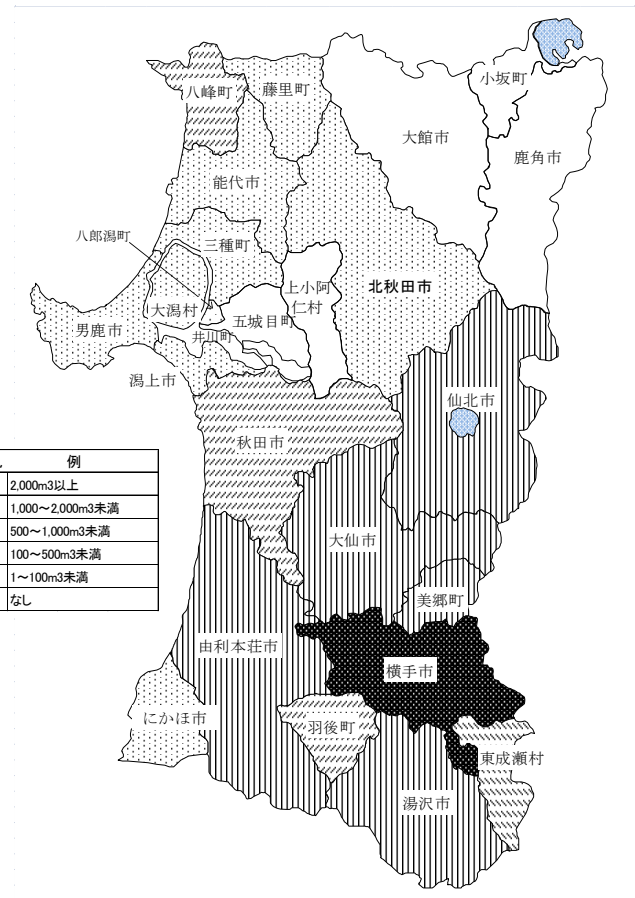


2 令和4年度森林病虫害被害状況

(1) 松くい虫被害



(2) ナラ枯れ被害



3 被害対策の状況



〔松くい虫被害対策（無人ヘリ散布）〕



〔ナラ枯れ被害対策（伐倒駆除）〕

(担当課室名 農林水産部森林環境保全課)

VIII-17 森林・林業担い手育成対策の推進について

林野庁

【提案・要望の内容】

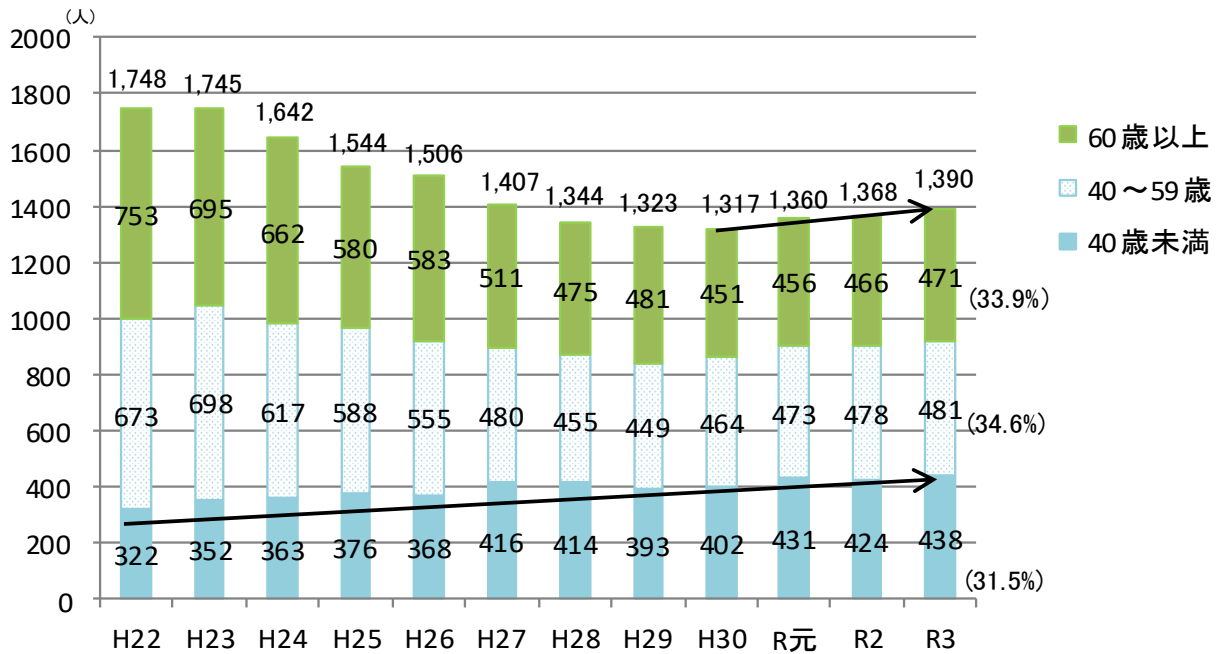
- (1) 森林・林業担い手育成対策は、新規就業者の確保や森林・林業に関する高度な知識と技術を有する人材の育成を図る上で極めて重要な施策であることから、必要な予算を十分に確保すること。
- (2) 特に、林業への就業を希望する若者が、安心して研修に専念できる環境を整備するため、「緑の青年就業準備給付金事業」の予算を十分に確保するとともに、若者が林業を就業先として意識するよう、林業の魅力発信に関する取組を強化すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 今後、素材生産量の増加や再生林の拡大が見込まれる中、林業従事者の多能工化や森林施業の低コスト化・省力化に対応できる人材の育成が喫緊の課題になっています。
- (2) 平成27年度に開講した秋田林業大学校では、高性能林業機械の操作や労働安全衛生に関する実習など、現場作業に必要な知識や技術の習得に加え、デジタル技術を活用した実習をカリキュラムに取り入れるなど、今後の林業を見据えた実践的な研修を実施しています。
- (3) 全国的に林業大学校等が増加する中、林業への就業を希望する若者の経済的負担を軽減し、安心して質の高い研修を受講できるよう、安定的な支援が必要です。
- (4) また、当県では、林業技術者の確保・育成に力を入れた結果、林業従事者数は3年連続で増加している一方、有効求人倍率が依然として高く、若年労働者の確保が困難となっていることから、若者を林業へ誘導するため、国として林業の魅力を積極的に発信する必要があります。

【参考資料】

1 当県の年代別林業従事者数の推移



2 緑の青年就業準備給付金実績

単位：千円

年度	給付人数 (人)	給付額	給付額/人 (11か月)
R 2	31	43,989	1,419
R 3	34	45,322	1,333
R 4	29	41,151	1,419
R 5 要望	29	41,151	1,419

3 秋田林業大学校の研修状況



〔伐採実習〕



〔森林調査実習〕



〔シミュレータによるレバ操作実習〕



〔演習林での実践実習〕

(担当課室名 農林水産部森林資源造成課)

IX 観光・交流の活性化と交通基盤の整備

IX-1 秋田新幹線新仙岩トンネル整備の促進について

総務省大臣官房、自治財政局
財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、鉄道局

【提案・要望の内容】

JR東日本が、秋田新幹線の高速化や防災対策の強化等を目的として計画している赤渕～田沢湖間の新仙岩トンネル整備事業の早期実現に向け、幹線鉄道等活性化事業の適用や整備新幹線と同様の地方財政措置などによる積極的な支援策を講じること。
また、秋田新幹線の安全性・安定性の向上は、災害に強い国土形成に資する事業であることから、国が重点的に取り組んでいる国土強靱化の観点からも、支援策の具体化を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田新幹線は、当県と首都圏や仙台市、盛岡市等を結ぶ大動脈として、産業・経済活動、国内外からの観光誘客、県民生活などを支える重要な交通基盤であり、当県の発展に大きく寄与しています。
- (2) また、東北新幹線との直通運転により首都圏との速達性が確保されているほか、日本海側と太平洋側を直接結ぶ北東北唯一の幹線として災害時のリダンダンシー機能を担う路線であり、秋田新幹線の安全で安定した運行は、国が進める国土強靱化を実現する上でも欠かせないものです。
- (3) しかしながら、秋田新幹線は、急峻な奥羽山脈を横断するため、豪雨や豪雪などの自然災害による輸送障害リスクを抱え、安定運行や定時性に度々支障を来していることから、JR東日本では、その高速化や防災対策の強化等を図るため、赤渕～田沢湖間の新仙岩トンネル整備事業を計画しており、現在、協力して事業化に向けた検討を進めています。
- (4) その第一歩として、令和3年7月には、当県とJR東日本との間で覚書を締結し、当事業の推進に向けて相互に連携しながら取り組むことにしたほか、事業化に向けて必要な調査を協力して行うことにしており、今年度はトンネル区間のボーリング調査等と合わせて、次の段階である「概略設計」に早期に着手いただくようJR東日本に求めていくことにしています。
- (5) 令和元年度に当県において新仙岩トンネル整備に伴う経済波及効果等を推計したところ、建設による経済波及効果として約1,113億円、供用開始後における当県への入込客は年間約4万人増加し、約6億円の経済波及効果が見込まれることに加え、遅延・運休による社会的損失の回避が期待されるとの結果を得ています。
- (6) 当県と岩手県の沿線自治体や経済団体等で構成する「秋田新幹線新仙岩トンネル整備促進期成同盟会」が要望活動を実施するなど、沿線地域においても機運が高まっており、当事業の早期実現が切望されています。
- (7) JR東日本にあっては、人口減少やモータリゼーション、新型コロナウイルス感染症の影響等により、首都圏においても鉄道利用者が減少し、コロナ禍収束後も完全には回復しないことが予想される経営環境の中で、本事業の実現には整備費に対する支援が必要な状況となっています。

【参考資料】

1 秋田新幹線運行概要

運転 区間	東京-秋田間 662.6km (東京-盛岡間 535.3km 盛岡-秋田間 127.3km)
最高 速度	東北新幹線区間 320km/h 秋田新幹線区間 130km/h
所要 時間	東京-秋田間 最速3時間37分
運転 本数	東京-秋田間 15往復/日 計16往復/日 仙台-秋田間 1往復/日



2 秋田新幹線新仙岩トンネル整備計画



3 トンネル整備により見込まれる経済波及効果

主な効果等	内 容
トンネル整備（建設投資）による経済波及効果	約1,113億円
秋田県への入込客数増加による経済波及効果	年間 約6億円（約4万人増加）
時間短縮による利用者便益	年間 約11億円（約7分間短縮）
その他の効果	○防災対策強化による安全性向上 ○交流人口拡大による地域活性化

4 J R東日本が実施する調査への協力

調査目的	トンネル整備計画の早期実現を図るため、事業化に不可欠な調査をJR東日本と協力して実施
主な調査項目	地質調査（ボーリング調査、弾性波探査等） 詳細地表踏査、水文調査等
調査期間	令和3年10月～令和5年度



5 概略設計（予定）

内容	本体構造物や土捨て場等の設計による、全てを含む「事業実施区域」の確定
期間	未定（概ね2年間）

（担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課）

IX-2 奥羽・羽越両新幹線の整備促進について

財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、鉄道局

【提案・要望の内容】

新幹線は高速交通ネットワークの基軸となるものであり、地方創生や国の活力の向上、災害に強い多軸型の国土形成を進める上で欠かせないものであることから、奥羽・羽越両新幹線について、早期に必要な調査を実施させ、整備計画の決定を行い、整備の促進を図ること。

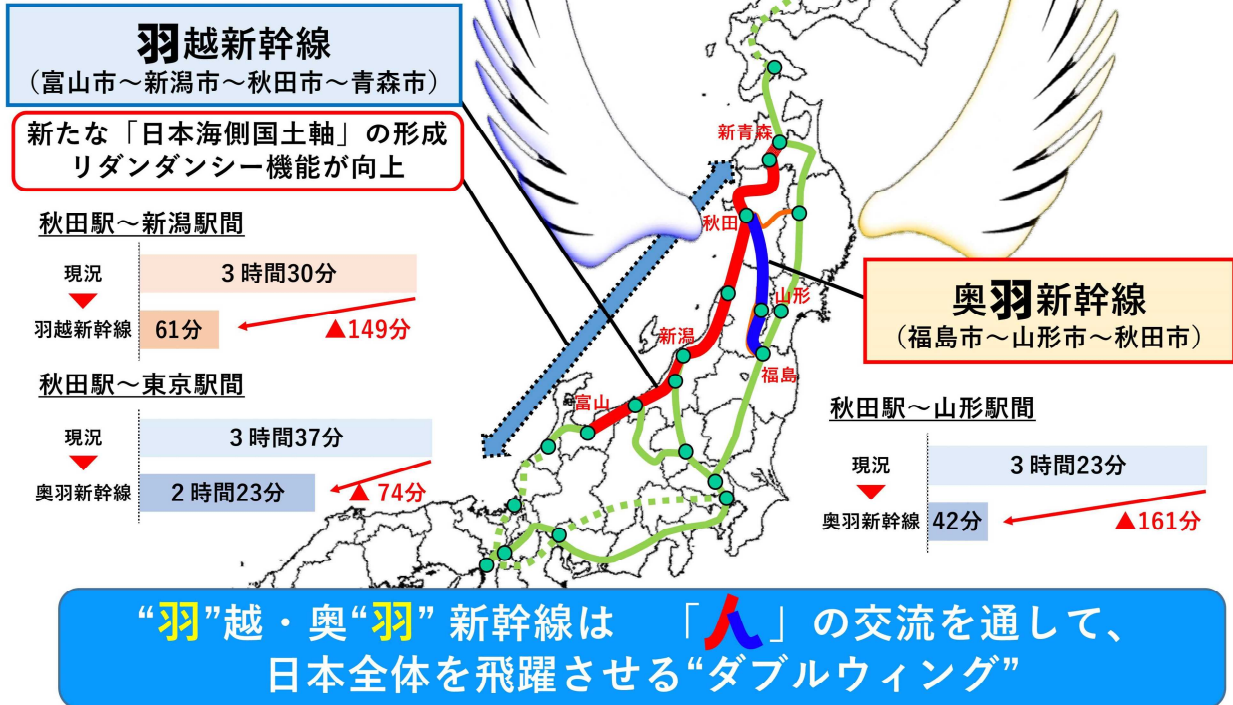
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新幹線の整備は、ビジネス・観光の交流を促進することで、地域の産業や社会に対する大きな効果が期待されるなど、地方創生を実現していく上でも、極めて重要な国家プロジェクトです。
- (2) 昭和47年に基本計画に位置づけられ、翌48年に整備計画が決定された北海道新幹線ほか4路線は、昨年9月に九州新幹線西九州ルート¹の武雄温泉－長崎間が開業したほか、北海道新幹線の新函館北斗－札幌間が令和12年度末の完成予定であるなど、整備に一定の目途が立ってきています。
- (3) 一方、奥羽・羽越両新幹線は、昭和48年に決定された基本計画の段階にとどまっていることから、整備計画の決定に必要な調査が早期に実施されるなど、整備の促進が図られる必要があります。
- (4) 令和3年6月に公表した沿線6県合同のプロジェクトチームの調査によれば、両新幹線の整備によって首都圏や沿線都市との所要時間の大幅な短縮が見込まれ、投資効率性の評価指標となる費用便益比（B/C）は、整備手法の工夫などにより、両新幹線で整備の妥当性の基準となる1を上回る事業となることが確認されました。
- (5) また、新たな交流圏の創出が期待されるなど、日本全体の活力向上と持続的な発展に寄与するほか、近年自然災害が激甚化し、鉄道に及ぼす影響も大きくなっていることから、リダンダンシーの確保や国土強靱化の観点からも重要です。
- (6) 当県では、県、市町村、経済団体等からなる「秋田県奥羽・羽越新幹線整備促進期成同盟会」を中心に、官民一体となって要望活動や啓発活動などを実施しており、早期整備が強く期待されています。

【参考資料】

沿線6県プロジェクトチームによる調査結果

1 所要時間の短縮効果等



2 事業費の積算結果

	羽越新幹線	奥羽新幹線	羽越+奥羽新幹線
①複線・高架整備	3.44兆円	1.91兆円	5.35兆円
②単線・土構造（路盤）等	2.60～2.71兆円	1.45～1.51兆円	4.04兆円～4.22兆円

※ ②の事業費に幅があるのは、土構造（路盤）整備割合の違いによる。

3 費用便益比（B/C）の算出結果

羽越新幹線	最小値	0.53	複線・高架整備	× ベース × 4%
	最大値	1.21	単線・土構造（路盤）等	× 展望 × 3%
奥羽新幹線	最小値	0.50	複線・高架整備	× ベース × 4%
	最大値	1.13	単線・土構造（路盤）等	× 展望 × 3%
羽越+奥羽新幹線	最小値	0.47	複線・高架整備	× ベース × 4%
	最大値	1.08	単線・土構造（路盤）等	× 展望 × 3%

※ 需要予測の結果を基に、利用者便益、供給者便益、環境等改善便益などを算出し、事業費で除して費用便益比（B/C）を算出。

※ 需要予測に当たっては、内閣府の試算に基づき、2028年まで成長が実現する「ベース」ケースと2060年まで成長が実現する「展望」ケースを想定。

※ 社会的割引率については、国土交通省の指針に基づく「4%」と近年の国債利回り等を踏まえた「3%」を想定。

（担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課）

IX-3 航空ネットワークの維持・拡充について

国土交通省大臣官房、航空局

【提案・要望の内容】

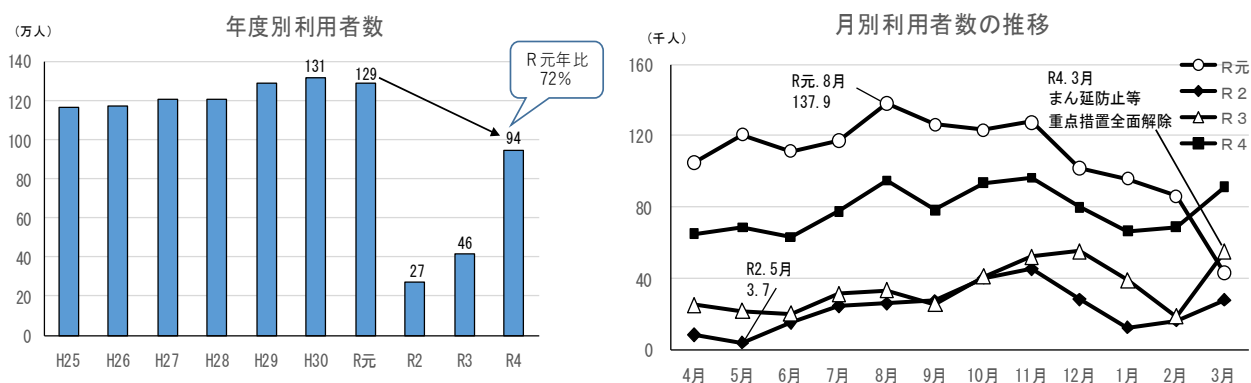
- (1) コロナ禍の影響により航空需要の回復が遅れていることや、原油価格の高騰が航空会社の経営を圧迫する要因となっていることを踏まえ、路線維持に必要な利用促進策や事業者の負担軽減策について、補助制度の創設などの財政支援措置を講じること。
- (2) 羽田発着枠政策コンテストによって配分された発着枠の使用期間を延長すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

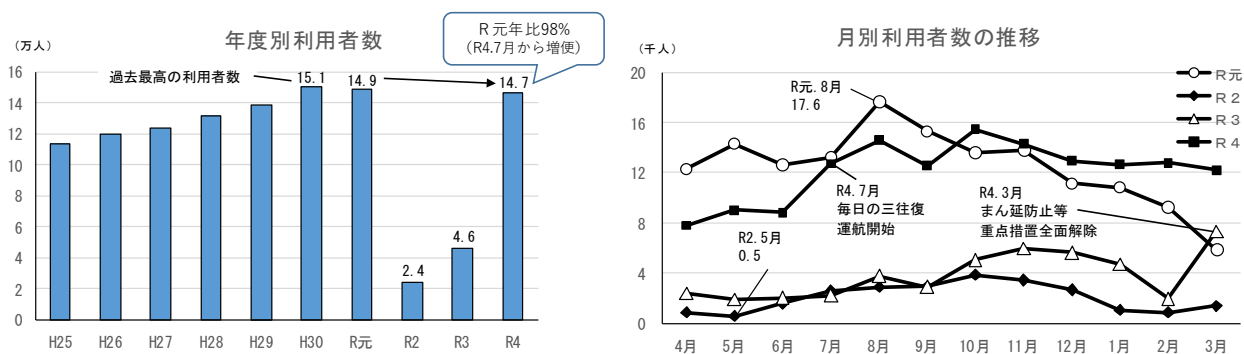
- (1) 当県と三大都市圏等を結ぶ航空ネットワークは、県内産業や観光の振興に加え、交流人口の拡大においても必要不可欠な社会基盤であり、当県の活性化に大きく寄与しています。
- (2) 地域と航空会社が連携した取組により、県内空港の利用者は増加を続けていたものの、新型コロナウイルス感染症による行動制限等により、令和2年度及び3年度の利用者数は大きく減少しています。
- (3) 令和4年度においても、秋田空港では、運航便数は回復したものの、コロナ禍の影響により、利用者数はいまだコロナ禍前の水準までは戻らず、航空ネットワークを地元の取組のみで維持していくことは困難になってきています。
- (4) 大館能代空港は、羽田発着枠政策コンテストにより令和4年7月から3往復に増便されており、豪雨災害による影響を受けた8月、9月を除いて利用者数がコロナ禍前を上回るなど、一定の需要の掘り起こしが図られつつあります。
- (5) 一方で、現在の発着枠の使用期間は令和7年3月までとなっていますが、コロナ禍の長期化により増便分の運航開始が大幅に遅れたことで、いまだ県民や地域に増便のメリットが定着していない状態にあり、観光誘客等による交流人口の増加や圏域の企業活動の活発化などの発着枠配分の効果が十分に発現していない状況になっています。

【参考資料】

1 秋田空港の利用状況（国内定期便の全路線合計）



2 大館能代空港の利用状況（国内定期便の全路線合計）



（担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課）

IX-4 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について（拡充）

① 高速道路ネットワークの早期完成

内閣官房
国土交通省大臣官房、道路局

【提案・要望の内容】

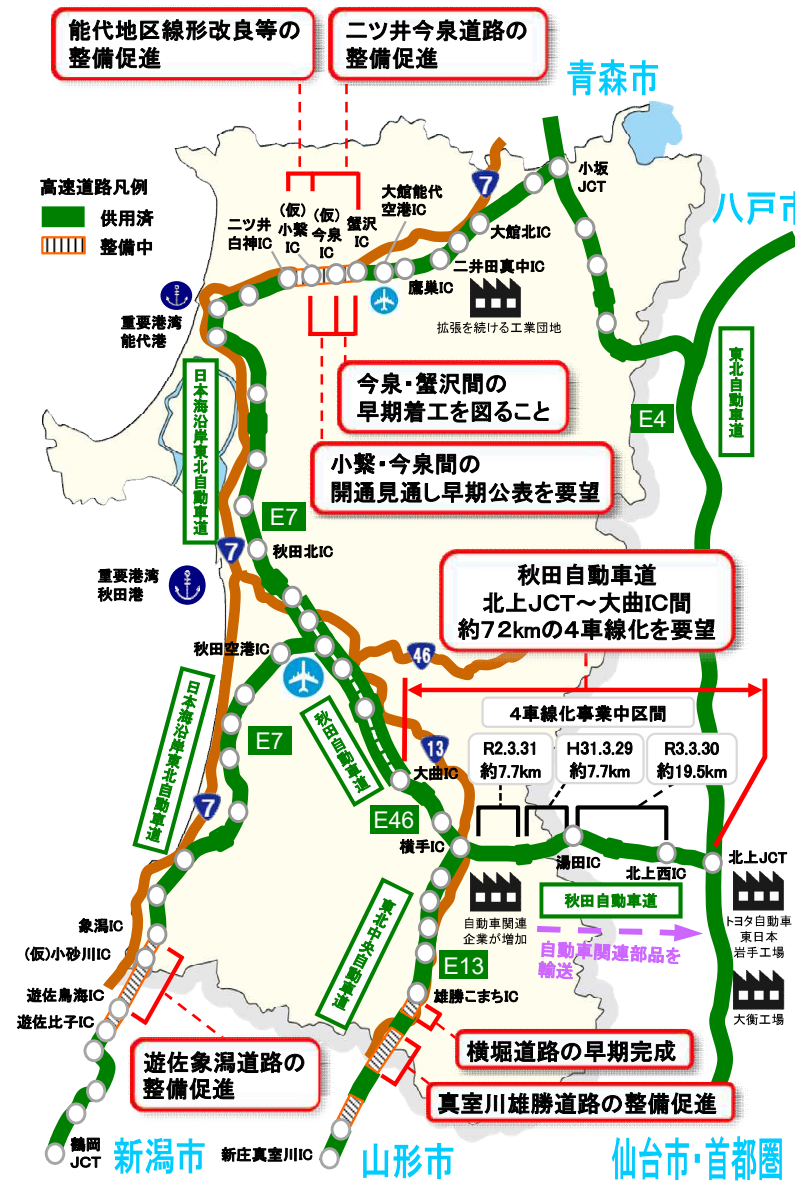
高速道路は、防災・減災、国土強靱化に資するとともに、産業集積の促進や物流の効率化、観光周遊エリアの拡大など、地域経済の活性化に大きく寄与することから、早期にネットワークを完成させること。

- (1) 日本海沿岸東北自動車道の「二ツ井今泉道路」、「能代地区線形改良」、「遊佐象潟道路」等の早期完成に向けて、整備を促進すること。
特に、「二ツ井今泉道路」については「小繋・今泉間」の開通見通しを早期に公表するとともに、昨年、国による別線整備が決まった「今泉・蟹沢間」の早期着工を図ること。
- (2) 東北中央自動車道の「横堀道路」を早期に完成させるとともに、「真室川雄勝道路」の整備を促進すること。
- (3) 県内高速道路における暫定2車線区間の4車線化を図ること。
特に、4車線化の優先整備区間である秋田自動車道「北上JCT～大曲IC間」について、「北上西IC～横手IC間」における事業中区間の整備を促進するとともに、残る区間について早期に事業化すること。
併せて、有料区間の料金徴収期限の延長による財源を活用し、暫定2車線区間の4車線化を着実に進めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 日本海沿岸東北自動車道周辺では、再生可能エネルギー関連事業などの新たな企業の立地が進んでいるほか、北海道・北東北の縄文遺跡群が世界文化遺産に登録されるなど、高速道路を利用した観光振興が期待されています。
また、国道7号とのダブルネットワークの構築による交通機能の確保が重要であることから、事業中区間の早期完成が必要です。
- (2) 東北中央自動車道では、昨年、泉田道路が開通するなど、着実に整備が進められておりますが、残された山形県境区間が開通することにより、産業集積の促進や物流の効率化など、暮らしと地域経済を支えるストック効果の更なる発現が期待されることから、事業中区間の早期完成が必要です。
- (3) 暫定2車線区間は、災害・工事等による全面通行止めや冬期の排雪作業に伴う交通規制が発生するなどの課題があり、秋田・岩手の県境部は、速度低下率が25%以上と高くなっています。
また、IC周辺への産業集積を促進させている中において、企業側が求める「定時性・時間信頼性の確保」のためにも、秋田自動車道「北上JCT～大曲IC間」における早期の4車線化が必要です。

秋田を成長させる高速道路ネットワーク

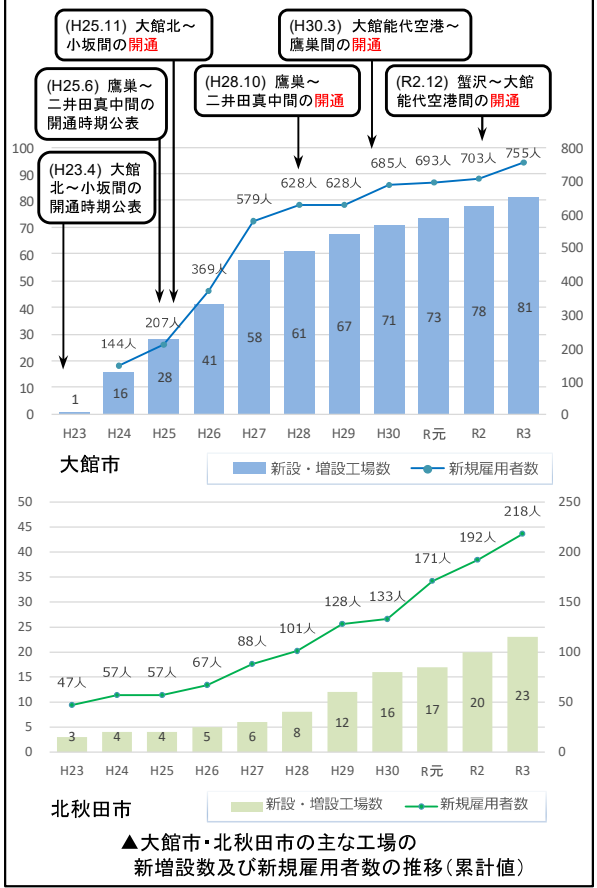


～高速道路開通によるストック効果～

1 企業進出・設備投資を後押し
 ◎県北地区では、高速道路の開通を見据え、企業進出や工場の新増設等の設備投資及び新規雇用が増加



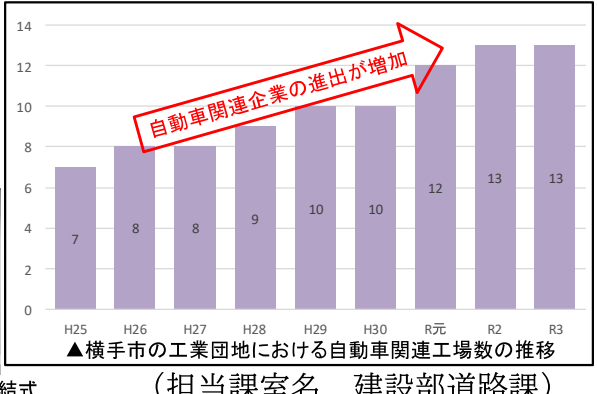
104工場が新増設、973人の雇用創出 設備投資は、延べ713億円



2 自動車関連企業の増加
 ◎県南地域では、高速道路を利用した輸送の効率化により、自動車関連企業が増加。定時性確保のため、『暫定2車線区間の4車線化』が急務。



東海理化、秋田県横手市に自動車部品工場を新設 東北に初の拠点



IX-4 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について（拡充）

②高速道路を補完する幹線道路網の整備

内閣官房
国土交通省大臣官房、道路局

【提案・要望の内容】

県全体の活力を維持し、各地域が自立していくためには、都市間や観光地間等の時間距離を短縮し、地域間の交流を活性化するためには、高速道路を補完する幹線道路網を早期に整備すること。

- (1) 新広域道路交通計画で位置付けた、広域道路ネットワークを形成する路線の機能強化や整備実現に向けた支援を行うこと。
特に、高速道路を補完し、地域間を連結する次の道路について、重点的に整備を促進すること。
 - ① 「盛岡秋田道路（生保内～卒田）」について、早期に計画段階評価に着手すること。
 - ② 国道105号「大覚野峠防災（直轄権限代行事業）」について、早期の着工を図ること。
- (2) 主要な幹線国道である次の路線の整備及び機能強化を図ること。
 - ① 国道13号「横手北道路」について、早期に事業化すること。
 - ② 令和4年度に新規事業化となった、国道7号「秋田南拡幅」について、早期に着工すること。
また、国道13号「河辺拡幅」等の整備を促進すること。
- (3) 安全で円滑な交通を確保するため、当県が進めている国道105号「幸屋渡工区」や国道107号「本荘道路」などの整備に必要な予算を確保し支援すること。
特に、重要港湾「秋田港」と秋田自動車道「秋田北IC」を結ぶ「秋田港アクセス道路」について、重点支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 盛岡秋田道路は、秋田・岩手両県の県都を結び、物流や観光等にかかすことのできない「横軸」であり、高規格道路として早期の機能強化が必要です。
特に、現道である国道46号「生保内～卒田」は急カーブが多く、交通事故が多発していることから、早期の整備が必要です。
また、国道105号は、内陸部の幹線道路として、県北部と南部を直結する主要な物流・観光ルートであり、災害に強い道路ネットワークの構築に向けて、早期の整備が必要です。
- (2) 国道7号及び13号は、高速道路との相互補完によってリダンダンシーを確保する重要な路線であり、早期の整備が必要です。
特に、国道13号「横手北道路」は、主要な渋滞箇所や交通事故多発区間があるほか、路肩狭小部において、冬期堆雪時に幅員減少による速度低下が発生するなどの現道課題があることから、早期の事業化が必要です。
- (3) 当県は、全国6位の面積を誇る広大な県土を有しており、地方創生実現のためには、幹線道路網の充実・強化を図る必要があります。
特に、「秋田港アクセス道路」は、「秋田港」を拠点とした県内及び広域背後地域との物流の効率化や交流人口の拡大を図るため、重点化により、早期の整備が必要です。

高速道路を補完する幹線道路網

凡例

- 高速道路
- 供用済
 - ▨ 整備中
- 自専道
- 供用済

国道105号「大覚野峠防災(直轄権限代行)」の早期着工を要望



斜面崩落(R4年8月16日発生)

「大覚野峠地区」の現道において、斜面の崩落による全面通行止め(6日間)が発生

「盛岡秋田道路(生保内～卒田)」の早期の計画段階評価着手を要望



トラック同士の交通事故(H24年2月)

急カーブが多い国道46号「生保内～卒田」

国道105号「幸屋渡工区」の予算確保を要望

「秋田港アクセス道路」の重点支援を要望



秋田港と秋田北ICを結ぶ秋田港アクセス道路

国道7号「秋田南拡幅」の早期着工を要望



2車線区間の混雑状況

令和4年度新規事業化となった「秋田南拡幅」

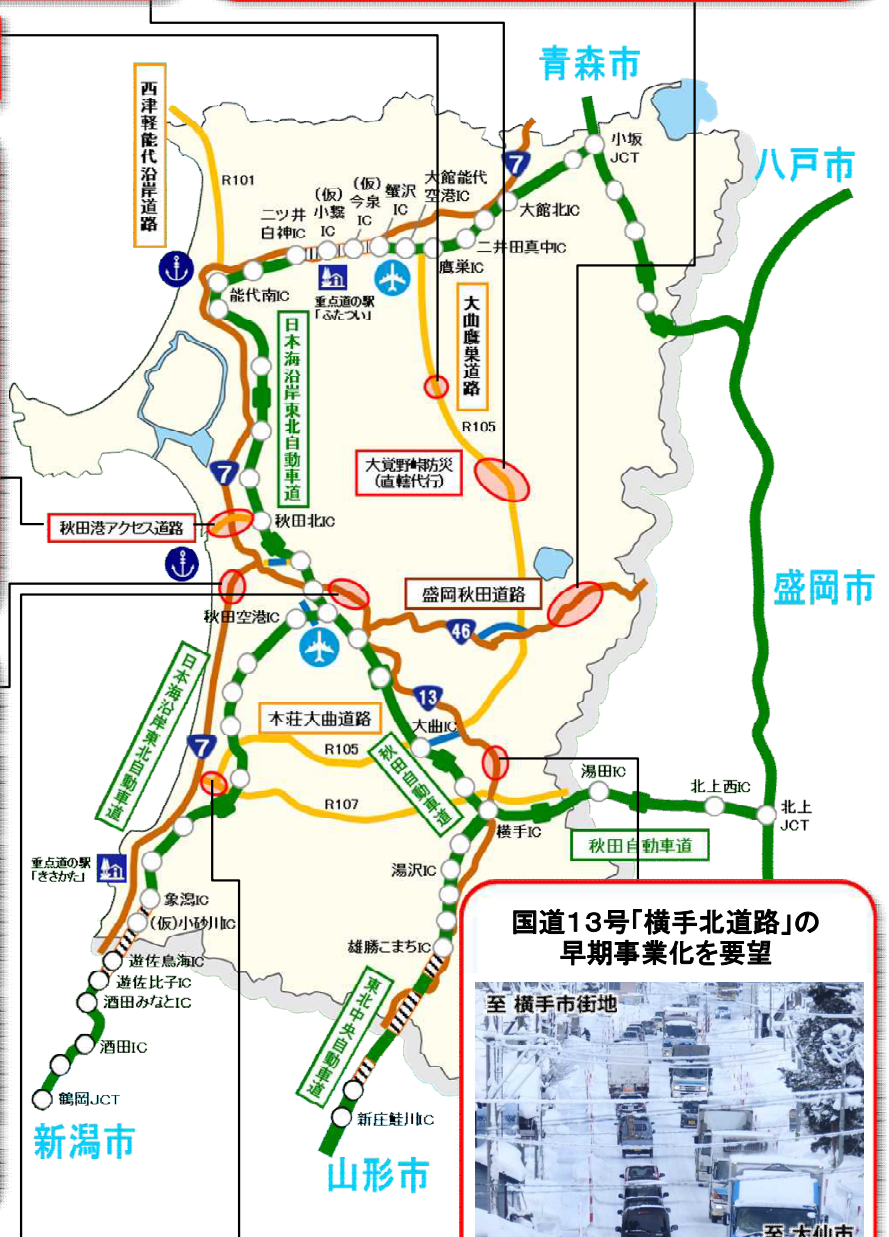
国道13号「河辺拡幅」など、幹線国道の整備促進を要望

国道107号「本荘道路」の予算確保を要望

国道13号「横手北道路」の早期事業化を要望



国道13号の冬期の混雑状況(横手市金沢中野地区)



(担当課室名 建設部道路課)

IX-5 JRローカル線の維持・活性化に向けた支援について (新規)

国土交通省大臣官房、鉄道局

【提案・要望の内容】

JRローカル線は、地域が先人から引き継いだ財産であり、住民生活や地域の活力を支える重要な移動手段であるとともに、交流人口の拡大や地方創生の具体化を支える貴重な社会資本であることから、収益性の高い新幹線等からの内部補助によるローカル線の維持を念頭に置いた国鉄改革の主旨に鑑み、JR各社の責任において維持・活性化が図られることを基本に、JR各社や地域による路線の維持及び利用促進に向けた取組に対し積極的な支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県においては、6路線11線区がJR東日本による収支公表の対象となり、中でも特に厳しい認識が示されている線区が複数あります。
- (2) 当県は、見直し議論に当たり、廃止やモード転換を前提とすることなく、鉄道の利活用に向けた、地域と一体になった取組が優先されるべきと考えます。
- (3) 当県を含む沿線自治体では、これら路線の維持・活性化を図るため、JR東日本に対し持続的な運行を働きかけるとともに、地域の商工・観光団体等と県境を跨いで連携し、路線の利用拡大に取り組むことにしています。

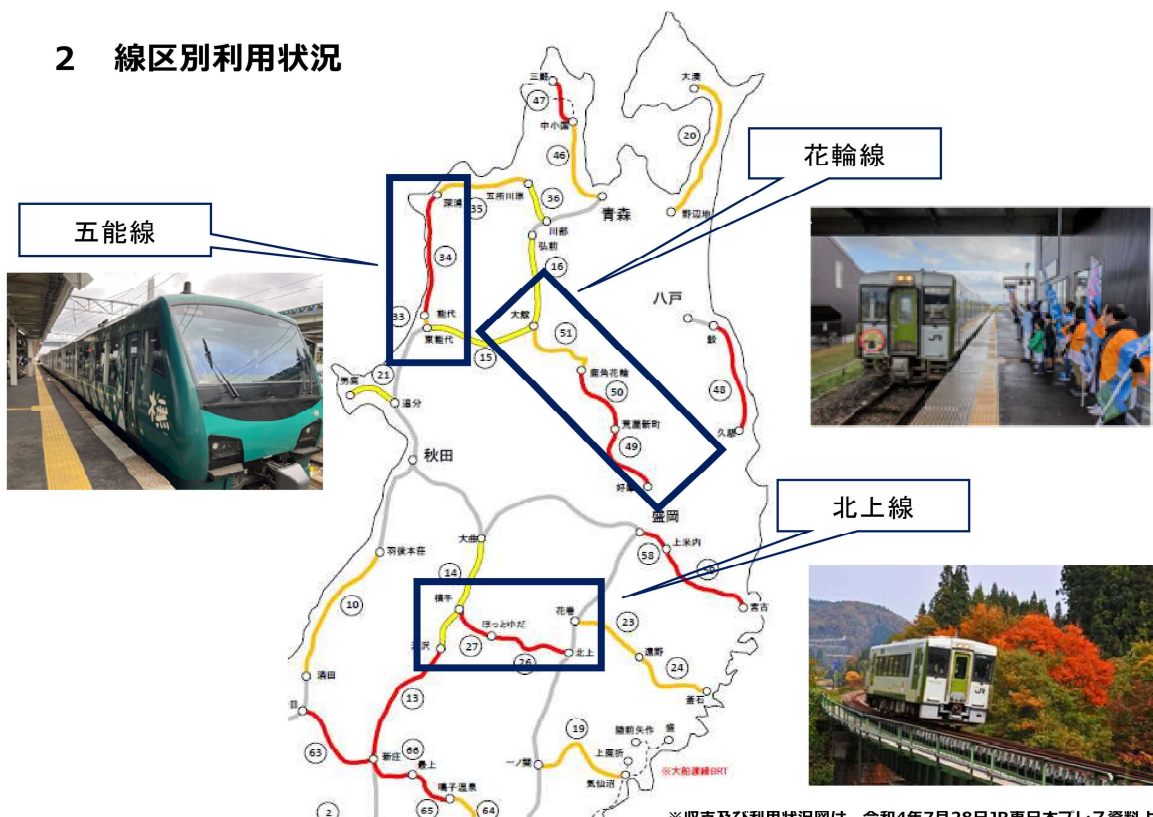
【参考資料】

1 平均通過人員2,000人/日未満の線区ごとの2019年度収支 (秋田県関係抜粋)

No.	線名	区間	2019年度収支データ			【参考】平均通過人員=輸送密度			
			収支 (百万円)	営業係数 (円)	収支率 (%)	1987年度 (人/日) A	2019年度 (人/日)		増減率 (%) (B/A-1)×100
							JR東管 内順位	B	
1	花輪線	荒屋新町～鹿角花輪	△ 749	10,196	1.0%	915	1	78	△91%
2	北上線	ほっとゆだ～横手	△ 597	3,466	2.9%	813	8	132	△84%
3	五能線	能代～深浦	△ 1,586	2,256	4.4%	764	17	309	△60%
4	奥羽本線	新庄～湯沢	△ 1,759	1,962	5.1%	4,047	23	416	△90%
5	花輪線	鹿角花輪～大館	△ 830	1,687	5.9%	1,646	33	537	△67%
6	五能線	東能代～能代	△ 177	1,316	7.6%	3,527	47	975	△72%
7	羽越本線	酒田～羽後本荘	△ 2,711	1,204	8.3%	4,393	48	977	△78%
8	奥羽本線	湯沢～大曲	△ 1,794	887	11.3%	5,404	54	1,704	△68%
9	奥羽本線	東能代～人館	△ 3,242	1,282	7.8%	5,196	55	1,485	△71%
10	奥羽本線	大館～弘前	△ 2,437	1,277	7.8%	4,175	56	1,165	△72%
11	男鹿線	追分～男鹿	△ 1,086	885	11.3%	4,610	57	1,781	△61%

【平均通過人員】 = 【各路線の年度内の旅客輸送人キロ】 ÷ 【当該路線の年度内営業キロ】 ÷ 【年度内営業日数】

2 線区別利用状況



(担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

IX-6 地方の鉄道路線の強靱化に向けた支援について

内閣府政策統括官（防災担当）
国土交通省大臣官房、鉄道局

【提案・要望の内容】

近年、豪雨・豪雪による災害が激甚化し、第三セクター鉄道やJRローカル線などへの被害が全国的に増加していることから、地方の鉄道路線が被災した際に早期復旧が図られるよう、必要な支援策を積極的に講じるとともに、激甚災害制度の対象に鉄道施設を加える等、第三セクター鉄道等の支援にかかる地方公共団体の負担軽減を図ること。

また、厳しい経営環境にある第三セクター鉄道の防災・減災対策が適切に行われ、安全で安定的な運行が確保されるよう、橋梁や軌道など施設の強靱化・長寿命化に向けた支援制度の拡充と必要な予算の確保を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 昨年8月に発生した豪雨災害により、第三セクター鉄道の秋田内陸線や、JR奥羽本線、花輪線等に大規模な被害が生じ、線区によっては長期間の運休を余儀なくされることになりました。
- (2) これらの線区の復旧に当たっては、多額の工事費が鉄道事業者の経営を圧迫しているほか、被害箇所が多数に上る一方で鉄道施設の施工を担う建設業者の数が限られていることから、工事完了まで長期間を要し、バス代行経費もかさむ事態となっています。
- (3) また、復旧までの長期間において、住民の移動の利便性が損なわれたほか、地域の観光誘客にも大きな影響が生じています。
- (4) このような災害がこれからも度々発生し、公共交通ネットワークの核である地方の鉄道路線が再び被災するおそれがあることから、復旧工事費や代行輸送経費の確保に加え、復旧工事を担う事業者の地域を越えた確保といった課題にあらかじめ対応するとともに、特に第三セクター鉄道について、防災・減災に向けた施設の強靱化・長寿命化を支援していく必要があります。

【参考資料】

1 秋田内陸線の被災状況

米内沢駅～前田南駅間
路盤流出、土砂流入等



桂瀬駅～阿仁前田温泉駅間
(上) 土砂流入、路盤流出
(左) 軌道下法面碎石崩落、倒木

2 J R 奥羽本線、花輪線の被災状況

奥羽本線 鷹ノ巣駅～大館駅間
土砂流入、盛土・道床流出等



糠沢駅～早口駅間
盛土・道床流出

花輪線 鹿角花輪駅～大館駅間
盛土流出、土砂堆積等



末広駅～土深井駅間
盛土流出

(担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

IX-7 地方空港における国際便の運航再開にかかる支援の拡充について（新規）

国土交通省航空局
観光庁

【提案・要望の内容】

訪日外国人旅行者の地方への誘客を加速させるため、地方空港において受入業務を行う民間事業者の人材不足の解消に向けた更なる支援策を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東北地方における国際便は、仙台空港の台湾路線が運航を再開したものの、各空港の受入体制の整備が遅れており、大都市圏と比べると外国人宿泊者数の回復も著しく鈍い状況にあります。
- (2) 当県では、インバウンド需要の本格的な回復を見据え、秋田空港における台湾からのチャーター便や定期便の運航を目指し、誘致活動を行っていますが、空港の受入業務を行う民間事業者の人材不足が大きな課題になっています。
- (3) 今後、訪日外国人旅行者の増加による経済効果を地方にも波及させるため、地方空港における保安検査やグランドハンドリングを行う民間事業者の人材不足の解消に向けた更なる支援策を講じる必要があります。

【参考資料】

(外国人宿泊者数の推移)

(人泊)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
青森県	349,050	356,550	78,420	17,090	32,370
岩手県	258,920	343,970	87,780	17,750	28,970
宮城県	402,110	563,040	131,270	49,490	67,330
秋田県	123,430	139,400	25,380	7,910	16,890
山形県	163,460	234,050	87,440	15,920	27,740
福島県	176,360	214,690	87,680	34,840	41,280
合計	1,473,330	1,851,700	497,970	143,000	214,580
全国	94,275,240	115,656,350	20,345,180	4,317,140	16,760,470

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」（全施設、令和4年は速報値）

(担当課室名 観光文化スポーツ部誘客推進課)

IX-8 持続可能な地域公共交通網の確立に向けた支援の拡充について

国土交通省大臣官房、総合政策局、自動車局

【提案・要望の内容】

地域公共交通を取り巻く環境が一層厳しさを増している中において、通学、通院、買い物等の日常生活を支える効率的かつ利便性の高い交通体系の確立を促すため、支援制度について次のとおり拡充を図ること。

- (1) 市町村間を結ぶ主要な幹線路線を対象とする「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」について、十分な予算措置を講じて制度の拡充を図ること。
- (2) 地域内を運行する乗合タクシー等を対象とする「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」について、十分な予算措置を講じて市町村毎に定められた上限額を引き上げるとともに、新規性要件を見直し、地域における効率的な交通モードへの転換が円滑に進むよう制度の充実を図ること。
- (3) 交通事業者等がデジタル技術を活用し利便性の向上を図る取組について、十分な予算措置を講じて制度の拡充を図るほか、乗務員などの担い手確保に向けた取組についても新たな支援制度等の対策を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 少子化及び人口減少が進行している当県では、「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」の要件である一日あたりの輸送量の要件（15人以上）を満たせなくなる系統が増えており、コロナ禍に対応するための国の特例措置が終了した際には、多くの路線が補助対象外となることが想定されています。
- (2) 「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」について、当県では、バス車両による定時定路線型の運行から、ワゴンやタクシー車両など小型の車両を住民の予約に応じて運行する乗合交通サービスへの転換を多くの市町村が指向しており、本補助金の必要性は高まっています。
一方、当該補助金は、上限額が設定されているほか、運行ルートの設定において厳しい新規性要件が課されていることから、地域の交通事情に応じた効率的な再編を進める上での課題となっています。
- (3) 当県では、人口減少や過疎化の進行に伴い、AIオンデマンド機能の導入等による効率的な運行が求められているほか、乗務員など担い手不足を起因とする路線の廃止や縮小が顕著となっていることから、運賃支払いのキャッシュレス化や自動運転などデジタル技術を活用した省力化の取組が必要となっています。

(担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

IX-9 スタジアム整備に対する支援制度の創設について

文部科学省大臣官房
スポーツ庁

【提案・要望の内容】

プロスポーツの成長を促進するとともに、これがもたらす効果を地域活性化に循環させる仕組みを構築するため、拠点となるスタジアムの整備に対する新たな支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、プロサッカーチームなど、地域に密着したトップスポーツチームの活躍が、多くの県民に夢や元気を与え、交流人口拡大や地域活性化に大きく貢献しています。
- (2) 新スタジアムについては、サッカー関係者を中心に、J2リーグ昇格3シーズン目を迎えたブラウブリッツ秋田が、今後も安定的に活動を継続できる場として、Jリーグのライセンス基準を完全に充足した施設の整備を望む声が大きくなってきています。
- (3) 現在、秋田市がスタジアム整備をまちづくりの一環として位置づけ、民間事業者の提案を基にした基本計画を策定中であり、その提案では特別目的会社を事業主体とする民設民営方式を想定していますが、今後、計画策定における候補地の選定状況を踏まえ、県と市が共同で、整備主体や運営主体のあり方など、事業手法等の検討を行うことにしています。
- (4) トップスポーツチームの活動拠点として、県民の一体感の醸成やにぎわい創出に加え、交流人口拡大にも寄与するスタジアムは、スポーツを活用した地域活性化の核となる基盤的施設ですが、整備に対する支援制度がないため、財源確保が施設整備の大きな足かせになっています。

(担当課室名 観光文化スポーツ部スポーツ振興課)

IX-10 アリーナ（新県立体育館）整備にかかる財政支援について

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府地方創生推進事務局、民間資金等活用事業推進室
総務省自治財政局
国土交通省都市局

【提案・要望の内容】

老朽化した県立体育館をPFIにより新B1リーグ等が利用できるアリーナに建て替える方針であることから、PFIへのインセンティブ付与の観点から制度の見直しや柔軟な運用を行うとともに、財政支援について次のとおり拡充を図ること。

- (1) 都市公園内でのアリーナ整備を想定しており、「社会資本整備総合交付金」について、十分な予算措置と重点的な予算配分を図ること。
- (2) IoT・AI等のデジタルを活用した未来志向のアリーナ整備を検討しており、「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）」について、十分な予算措置と重点的な予算配分を図ること。
- (3) 公共施設の集約化を図りながら整備することを目指しており、「公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化事業）」について、十分な予算措置を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、築54年が経過し、老朽化が進んでいる県立体育館について、今後の人口減少を見据え、機能が類似しているスポーツ科学センターと集約化の上、目標使用年数が経過する令和10年秋までに、PFIにより建て替える計画となっています。
- (2) 建替えに当たっては、県民スポーツの普及振興はもとより、新B1リーグのライセンス基準を満たし、最先端のデジタル技術を備えるアリーナを整備する方針であり、建設候補地である都市公園の機能向上の観点も加えながら、本年から基本計画の策定とPFI導入可能性調査を進めています。

【参考資料】

新体育館 の基本的 な方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 子ども達に夢を与える施設 ◎ 選手と観客が躍動する施設 ◎ 賑わいづくりにも貢献する施設 	秋田の元気を 創造する拠点
-------------------------------	--	--------------------------

アリーナ(みる)・体育館(する) + 医・科学(ささえる)

求められている機能



みる



する



ささえる

【出典】福岡市総合体育館HP

- 新B I 基準アリーナ
(6,000人以上)
- 映像・照明・音響装置
- 最先端デジタル技術
- 大会・育成・県民利用
の体育館(1~2面)
- スポーツ医・科学

整備手法 民間の資金とノウハウを活用するPFIを想定

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
基礎調査(終了)	→						
基本計画	→ 有識者で構成する検討委員会において施設の基本方針や機能・規模、建設候補地等を検討の上、基本計画を策定						
PFI手続き	→ 導入可能性調査(R4~R5) → 特定事業選定、契約等(R5~R6)						
設計・施工	→ 設計 (R7) → 施工 (R8~R10)						
開館	令和10年秋開館 開館						

(担当課室名 観光文化スポーツ部スポーツ振興課)

IX-11 国立公園等における公園施設の整備推進について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

- (1) 国立公園については、来訪者の満足度向上に向けた公園内の施設整備が実施できるよう、十分な予算を確保すること。
また、県が国庫補助事業等により整備した既存施設については、国と地方の役割分担の原則に基づき、国への移管を進め、直轄事業として国が改築や改修を実施すること。
- (2) 国定公園については、公園利用者の安全性・快適性の向上を図る必要があることから、施設整備の予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 国立公園については、自然環境整備計画に基づき、施設の改修を進めていますが、過去数年間、要望に対して十分に予算が確保されず、事業の進捗に遅れが出ています。
- (2) 国定公園については、これまで国庫補助事業等により整備したのですが、年々施設の老朽化が進み大規模な改修を引き続き進めていく必要があります。
- (3) また、ここ数年頻発している自然災害に伴い、施設の早期復旧整備や公園の安全管理のための改修などが課題となっていることから、それらに適切に対応するための継続的な財源確保が必要です。

【参考資料】

1 十和田八幡平国立公園の利用者数 (単位：万人)

年次	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2
利用者数	4 5 7	4 6 6	4 5 9	4 7 0	2 6 8

注)国立公園利用者数(公園、年次別)【環境省】

2 当県での自然環境整備交付金の要望と内示額 (単位：百万円・%)

年度		R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
国立公園	要望額	4 6	2 9	2 2	3 3	3 2
	内示額	4 6	2 2	1 2	1 6	3 1
国定公園	要望額	2 3	2 3	2 9	2 7	2 2
	内示額	2 3	2 1	2 3	1 5	9
計	要望額	6 9	5 2	5 1	6 0	5 4
	内示額	6 9	4 3	3 5	3 1	4 0
	配分率	1 0 0	8 3	6 9	5 2	7 4

3 自然環境整備交付金を活用して整備した例



・玉川温泉駐車場改修工事(令和4年度)

十和田八幡平国立公園地内にある玉川温泉を起点として、大噴などの火山地形を探勝する自然研究路の入り口付近にある駐車場おおぶきで、駐車場舗装の凹凸や白線の引き直し、駐車場の取付階段を改修した。



・鉾立園地公衆トイレ新築工事 (令和2年度繰越、令和4年度)

鳥海国定公園地内の鳥海山西側の鉾立登山口付近に位置し、交通の便もよいことから多くの観光客や登山者が訪れるが、積雪により公衆トイレが傾き内装等の破損が見られたため施設を新築した。

(担当課室名 生活環境部自然保護課)

IX-12 国立・国定公園の新規指定・大規模拡張の早期実現について（新規）

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

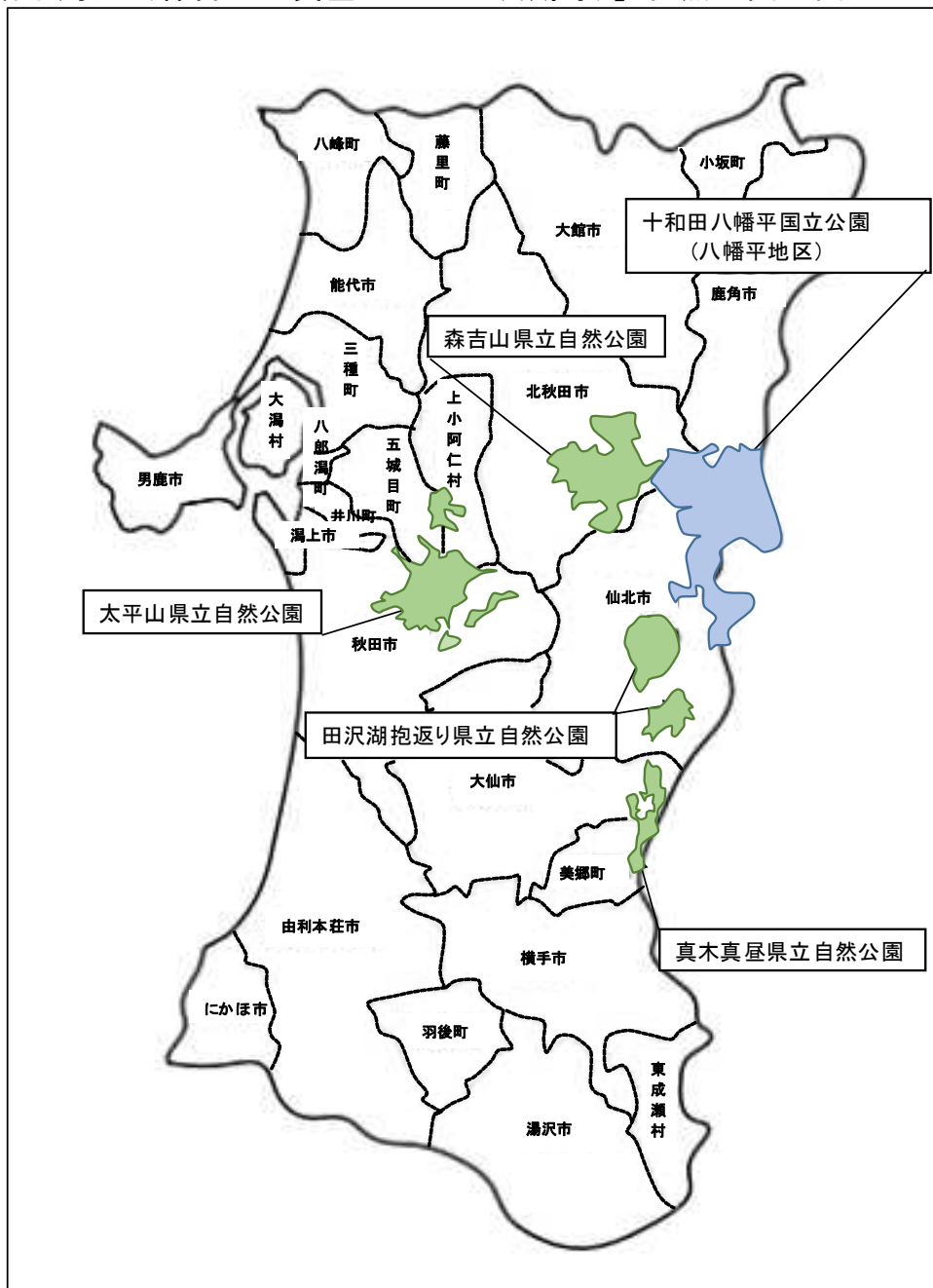
新たに国立・国定公園の大規模拡張候補地に選定された「八幡平周辺（森吉山・真昼山地・田沢湖等）」について、自然環境の詳細調査や関係機関との調整など、拡張・新規指定に向けた取組を早期に進めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 昨年6月、「国立・国定公園総点検事業フォローアップ」により、新たに「八幡平周辺（森吉山・真昼山地・田沢湖等）」が国立公園区域の拡張又は国定公園の新規指定の候補地に選定されましたが、選定に向けた具体的な調査等の手続は未定となっています。
- (2) 当県では、候補地の関係市町村を対象とした説明会を開催し、情報共有を図っているところですが、市町村からは、スケジュールの早期提示、詳細調査の早期着手等を求められています。

【参考資料】

1 「八幡平周辺（森吉山・真昼山地・田沢湖等）」自然公園地図



2 「八幡平周辺（森吉山・真昼山地・田沢湖等）」関連市町村

鹿角市、北秋田市、上小阿仁村、五城目町、秋田市、大仙市、美郷町、仙北市、横手市

3 市町村等の動向

森吉山県立自然公園を擁する北秋田市では、平成29年から民間団体が国定公園昇格運動に取り組んでおり、選定結果を受けて、本年2月に関係団体が北秋田市長に要望書を提出するなど、地元の動きが活発化している。

(担当課室名 生活環境部自然保護課)

X 人口減少対策と多様性に満ちた地域社会づくり

X-1 総合的な少子化対策への支援について（拡充）

こども家庭庁
総務省自治財政局
文部科学省初等中等教育局、高等教育局
厚生労働省大臣官房、保険局

【提案・要望の内容】

- (1) 我が国の出生数は年々減少しており、少子化対策は国家的に取り組むべき課題であることから、我が国が持続的に発展していくためのビジョンを具体的に示すとともに、若い世代が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を持つことができるよう経済的支援と併せ、子育てしやすい社会システムの構築に向けて、抜本的な制度改革を検討し、推進すること。
- (2) 幼児教育・保育の果たす役割の重要性に鑑み、現在、国が実施している保育料の無償化について、2歳以下の乳幼児も対象にするなど制度の拡充を図ること。
また、制度が拡充されるまでの間、地域の実情に応じて県・市町村が連携し独自に行う保育料助成制度に対し、地方財政措置を講じること。
- (3) 「地域少子化対策重点推進交付金」について、効果が高いと認められる特定の事業は恒常的に交付対象とするほか、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い少子化対策を安定的・継続的に実施できるよう、運用の弾力化を進めること。
- (4) 「出産・子育て応援交付金」について、妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、安定的な財源の確保を図り、恒常的な制度とすること。
また、こうした新しい制度の実施に当たっては、地方への丁寧な説明を行うとともに、事務や財政の面において、地方に過度な負担を生じさせないようにすること。
- (5) 国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。
また、出産費用について、早期の保険適用の導入に加え、自己負担部分

を公費負担とするなど、安心して出産できる制度の創設を検討すること。

さらに、幼稚園から高校卒業までに要する教育費や給食費に加え、高等教育にかかる費用について、保護者等の負担軽減に向けた支援策を講じること。

- (6) 地方公共団体が小学生以上の子ども医療費助成を行った場合における国民健康保険にかかる国庫負担金の減額調整措置については、子どもの医療に関わる全国一律の制度創設を待つことなく、廃止すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 出生数及び出生率の全国値は年々減少が続き、少子化が急速に進展しており、少子化対策は国家的に取り組むべき喫緊の課題となっていることから、国は、その責任において、若者が将来に希望を持てるビジョンを示し、安心して結婚、出産、子育てできるための経済的支援に加え、有給休暇制度や育児休業時の所得補償等の充実と取得促進、仕事と家庭の両立ができる働き方改革、男女の労働待遇の平等化など、子育てしやすい社会システムの構築に向けて、各種の施策を抜本的に見直していく必要があります。
- (2) 当県においては、出生率の全国値は人口千対6.6（令和3年）であるのに対し、4.6と全国最下位であることなどから、人口減少問題の克服を、県政運営指針である「新秋田元気創造プラン」の最重要課題とし、2歳以下の乳幼児も第1子から保育料助成の対象にするなど、思い切った経済的負担の軽減策をはじめ、結婚・出産・子育てに前向きな意識の醸成、一般社団法人あきた結婚支援センターによる出会い・結婚の支援など、各種事業に積極的に取り組んでいます。
- (3) 幼児教育・保育の果たす役割は重要であり、地域や子どもの年齢、世帯の構成や所得に関わらず等しく支援を受けられるようにするため、現在、国が実施している保育料の無償化について、対象外となっている2歳以下の乳幼児も無償化の対象とするなど、制度を拡充する必要があります。
また、制度が拡充されるまでの間、先進的な地方公共団体が独自に行っている2歳以下への保育料助成等については、地方財政措置を講じる必要があります。
- (4) こうした取組を一層効果的に継続して推進するため、地方公共団体が行う結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳幼児を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援するために創設された「地域

少子化対策重点推進交付金」について、各地方公共団体の裁量を拡大し対象事業内容の柔軟な制度設計を可能にするとともに、結婚支援センターの運営事業については、効果的な事業を継続的に実施できるよう恒久的に助成対象とすることが必要です。

- (5) 出産・育児等における伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施である「出産・子育て応援交付金」については、妊娠中や子育てにおける不安等の解消や孤立感の緩和及び経済的負担の軽減を図るためにも重要であり、財源の確保を含め、恒常的に実施できるような制度にすることが必要です。

また、こうした全国一律で行うべき制度については、本来、国が直接、あるいは国の全額負担により行う必要があると考えますが、「出産・子育て応援交付金」においては、都道府県及び市町村負担があるほか、令和5年度当初予算では地方の負担割合が増加しています。このような全国一律の制度を実施するに当たり、地方公共団体に事務や財政の負担を課す場合には、地方の意見を聞くとともに、地方公共団体の事業が円滑に進められるよう、事前に正確な情報の提供や丁寧な説明が必要です。

- (6) 福祉医療費については、従来、乳幼児と小学生を助成対象としていましたが、平成28年8月からその範囲を中学生まで拡大しています。

また、平成30年度から未就学児の医療費の現物給付化による国民健康保険国庫負担金の減額措置は廃止となりましたが、少子化対策を推進するためには、減額措置廃止の対象を更に拡大することが必要です。

さらに、出産費用について、正常分娩の場合、医療保険の適用外となっているため、医療機関がその額を決定しており、負担額に差がある中、地域によっては医療機関を選択できない状況です。現在は、医療保険から出産育児一時金として給付がありますが、安心して出産できるよう、出産費用を公費負担とするなどの制度創設を検討していくことが必要です。

加えて、義務教育にかかる費用のうち、原則保護者の負担となっている学校給食費については、全国的にも無償化を実施している地方公共団体が増加しており、県内でも7町村が独自に無償化等の支援を行っています。

当県の平成30年度少子化・子育て施策に関する調査によれば、理想とする子どもの人数が持てないと思う理由として、子育てや教育にお金がかかりすぎるのが1位となっています。

子どもを安心して産み育てやすい環境づくりを進め、出生率を高めるといふ少子化対策は、地方公共団体毎の対応では限界があることから、我が国の将来に関わる国家的課題として、国が抜本的な対策を講じる必要があります。

【参考資料】

1 「新秋田元気創造プラン」に基づく当県独自の取組

(1) 保育料等の助成

幼稚園・保育施設の保育料等利用者負担額の軽減及び一時預かり等の利用料助成を実施する。

補助率 県1/2 市町村1/2

① 保育料助成事業

ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する子育て世代（所得制限あり）

イ 助成率等

i 世帯年収約640万円※までの世帯（第1子から） 1/2又は1/4

ii 平成28年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円※まで） 第2子以降の保育料全額

iii 平成30年4月2日以降に新たに第2子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円※まで） 第2子以降の保育料全額

iv 平成30年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円～930万円※まで） 第2子以降の保育料1/2

※世帯年収はいずれも保育所利用の場合の目安

② 子育てファミリー支援事業

ア 対象者 平成30年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（施設利用者・在宅の双方）

イ 助成額 1世帯当たり15,000円（年上限額）

③ 副食費助成事業（令和元年10月開始）

ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する3～5歳児を有する世帯（所得制限なし）

イ 助成率等

i 世帯年収約360万円※を超える世帯（第1子から） 1/2又は1/4

ii 平成28年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯
第2子以降の副食費全額

iii 平成30年4月2日以降に新たに生まれた第2子以降 副食費全額

※世帯年収は保育所利用の場合の目安

(2) 乳幼児・小中学生に対する福祉医療費助成

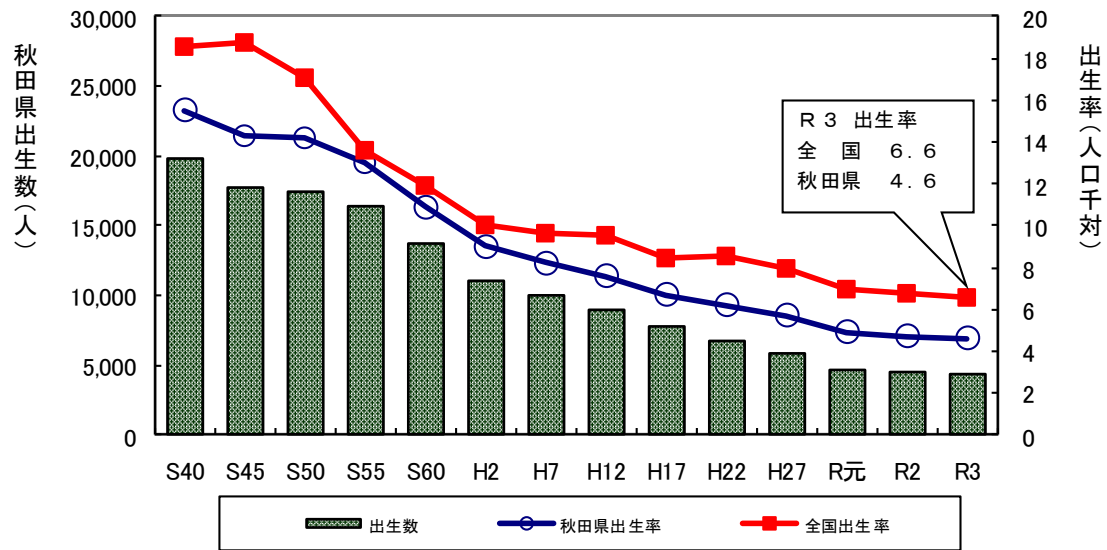
一定の所得制限の下で、乳幼児・小中学生に対する福祉医療費を助成。

・対象：0歳から中学校修了年度の3月31日までの間にある児童（ただし、保護者の前年の所得による制限あり）

・内容：①0歳児と市町村民税所得割非課税者の子どもの場合、医療機関等の窓口で支払う自己負担額の全額助成

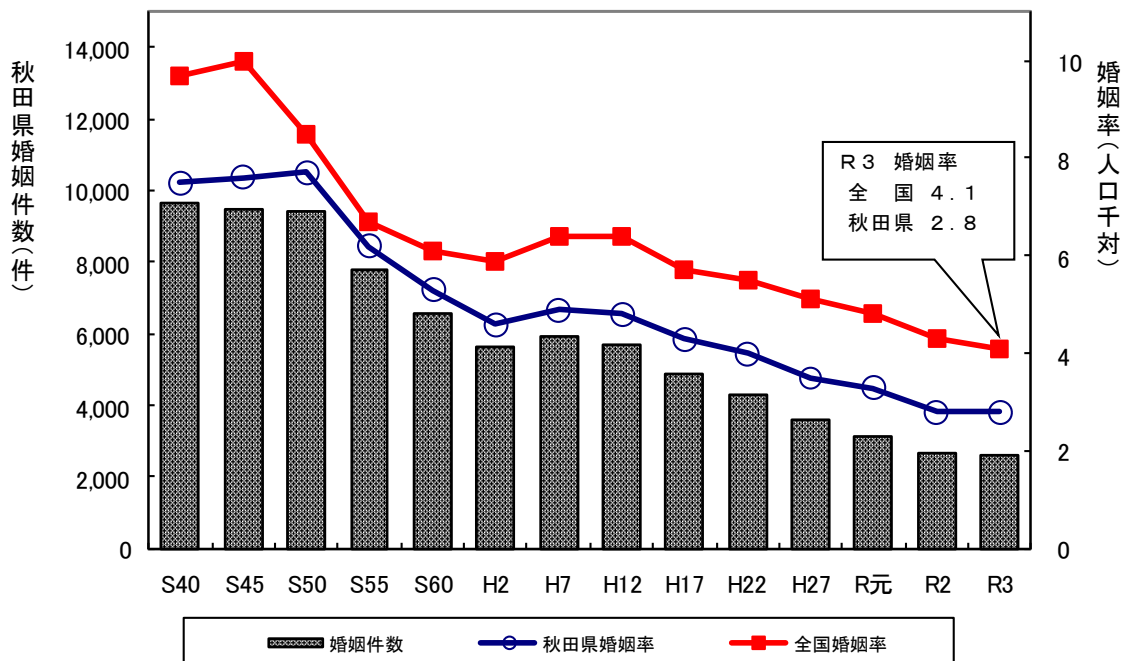
②上記（1）に該当しない子どもの場合、窓口での自己負担額の半額（ただし、窓口での自己負担額は、1医療機関1か月あたり1,000円が上限）

2 当県の出生数・出生率



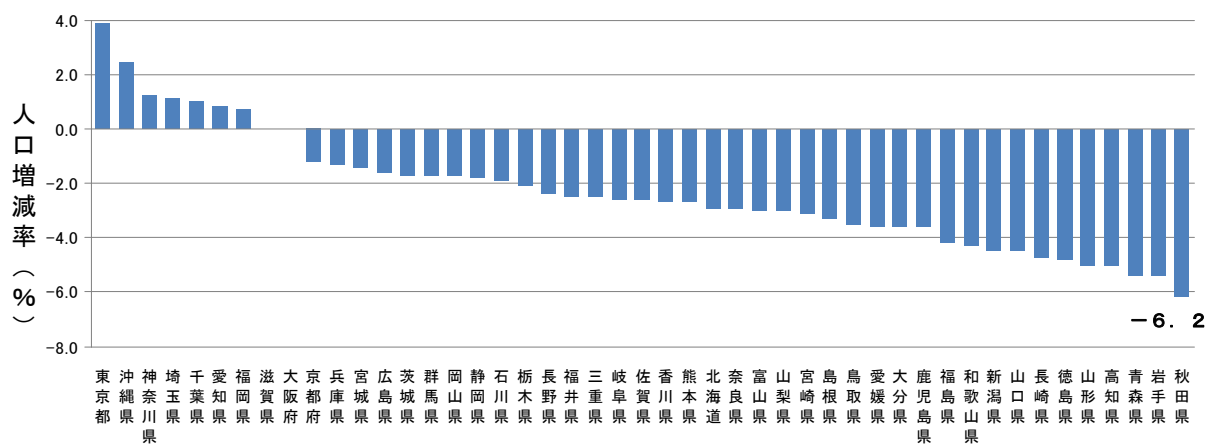
出典：人口動態調査【厚生労働省】

3 当県の婚姻件数・婚姻率



出典：人口動態調査【厚生労働省】

4 都道府県別人口増減率（平成27～令和2年）



出典：令和2年国勢調査【総務省統計局】

（担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課、健康福祉部健康づくり推進課国保医療室、教育庁保健体育課）

X-2 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について

内閣府男女共同参画局
厚生労働省雇用環境・均等局

【提案・要望の内容】

- (1) 昨年7月に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、我が国は146か国中116位と先進国の中でも極めて低い水準にある。
女性の活躍推進は重点的に取り組むべき課題であることから、国が主体となり、女性の活躍推進について全国的なムーブメントを創るとともに、女性が出産や育児などで休業しても、その後のキャリアアップや登用に不利にならないよう、復帰後も個性と能力を十分に発揮して活躍できるような仕組みづくりや民間企業への働きかけを行うなどの取組を強力に推進すること。
- (2) 「地域女性活躍推進交付金」について、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い取組が安定的・継続的にできるよう、複数年度にわたり、計画的に行う事業が継続して採択できるようにするとともに、地域における女性活躍や男女共同参画に関する取組の交付要件を緩和するなど、柔軟で使いやすい運用を図ること。
また、女性活躍に資する施策を強力に進めていくため、地方公共団体の要望に対して応えられるよう、同交付金の十分な予算措置を講じること。
- (3) 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）を推進するために、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定や、企業の認定（えるぼし認定、くるみん認定、プラチナえるぼし認定、プラチナくるみん認定）の取得に取り組む中小企業への優遇策の拡充を行うとともに、育児休業の時間単位での取得を認めるなど、制度の弾力的な運用を推進すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 国では、「第5次男女共同参画基本計画」において、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会を目指して取組を進めていますが、いまだにジェンダー・ギャップの状況は世界的に低い水準にあることから、政策・方針決定過程への女性の参画の全国的なムーブメントを起こすとともに、女性が出産や育児休業からの復帰後も、個性と能力を十分に発揮できる環境整備を推し進めるなど、国が率先して、この道筋を一層強化していく必要があります。

当県は、管理的職業従事者に占める女性の割合が低迷している（同40位）ほか、民間事業所における男性の育児休業取得率が14.8%（令和3年度）と低率であるなど、職場における女性の活躍や両立支援の取組が十分には進んでいない状況です。

また、人口減少や少子化が進む当県においては、進学や就職を機とした県外転出が多い若年女性の定着が大きな課題となっており、県内定着・回帰に向けた魅力ある職場づくりを進めていくためには、企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援が不可欠になっています。

こうしたことから、当県では、令和3年7月より民間企業において豊富な経験や知見を有し、総合的に施策を推進できる女性を県の幹部職員に採用することにより、「第5次秋田県男女共同参画推進計画」に掲げる男女共同参画の推進、女性が活躍しやすい環境づくり、女性の指導的立場への登用など、女性活躍に資する施策を強力に進めています。

- (2) また、経済団体と連携してワンストップで企業への支援を行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置し、県内企業の99.9%を占める中小企業を対象に、一般事業主行動計画の策定等について専門家派遣による指導・助言等を実施しています。

こうした地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い女性活躍に資する施策が安定的・継続的に実施できるよう、「地域女性活躍推進交付金」については、複数年度にわたり、計画的に行う事業が継続して採択できるようにするとともに、地域における女性活躍や男女共同参画に関する取組に関して、職業生活の活躍に関する取組と併せて実施することや、事業実施主体における総事業予算の20%以内とするといった交付要件を緩和するなど、柔軟で使いやすい運用ができる制度にし、地方公共団体の要望に対して応えられるよう、十分な予算措置を講じる必要があります。

(3) 女性の活躍推進や両立支援に向けた取組を継続的に実施していくためには、県内企業における女性の登用促進や多様で柔軟な働き方の導入など、女性が活躍し続けられる職場づくりを進める必要があるものの、県内企業のほとんどが中小企業であることから、地域の実情に応じた取組を進めるためにも、一般事業主行動計画の策定や、えるぼし・くるみん認定等に向けた中小企業に対する支援制度の拡充が必要です。

特に、積極的に取り組む企業を支援する「両立支援等助成金」の要件緩和や増額、政府公共調達における加点評価制度の拡充など、企業の取組にインセンティブを与える支援制度を充実させる必要があります。

また、女性の活躍やワークライフバランス推進のためには、男女を問わず、育児休業の取得を促進することが重要であり、時間単位での取得を認めるなど、より取得しやすい制度としていくことが必要です。

【参考資料】

1 管理的職業従事者に占める女性の割合等

順位		管理的職業従事者に占める 女性従業員の割合 (%)		順位		生産年齢人口における 女性の有業率 (%)	
東北	全国			東北	全国		
1	10	宮 城 県	16.8	1	3	山 形 県	74.3
2	11	山 形 県	16.7	2	11	秋 田 県	71.7
3	28	青 森 県	14.2	3	12	岩 手 県	71.6
4	32	福 島 県	13.7	4	22	青 森 県	69.7
5	38	岩 手 県	12.3	5	30	福 島 県	68.6
6	40	秋 田 県	12.0	6	35	宮 城 県	67.9
		全 国 平 均	14.8			全 国 平 均	68.5

出典：総務省「平成29年就業構造基本調査」

2 東北の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数及び

えるぼし・プラチナえるぼし認定企業数等の状況（令和4年12月末現在）

順位		一般事業主行動計画策定企業数 (従業員数100人以下の企業) (社)		順位		えるぼし認定企業数 (社)		順位		プラチナえるぼし 認定企業数 (社)	
東北	全国			東北	全国			東北	全国		
1	5	秋 田 県	365	1	11	岩 手 県	27	1	6	岩 手 県	1
2	13	岩 手 県	187	2	16	山 形 県	19	〃	〃	青 森 県	1
3	18	福 島 県	122	3	25	青 森 県	14	3	15	宮 城 県	0
4	29	宮 城 県	64	4	26	宮 城 県	13	〃	〃	秋 田 県	0
5	32	青 森 県	49	5	27	福 島 県	12	〃	〃	山 形 県	0
6	33	山 形 県	42	6	40	秋 田 県	6	〃	〃	福 島 県	0
		全 国 平 均	144			全 国 平 均	43			全 国 平 均	0.72

出典：厚生労働省「都道府県別女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況」及び「女性活躍推進法に係る認定状況」

3 東北の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数及びくるみん・プラチナくるみん認定企業数等の状況（令和4年9月末現在）

順位		一般事業主行動計画策定企業数 (従業員数100人以下の企業) (社)		順位		くるみん認定企業数 (社)		順位		プラチナくるみん 認定企業数 (社)	
東北	全国			東北	全国			東北	全国		
1	26	宮 城 県	724	1	19	山 形 県	56	1	15	宮 城 県	7
2	27	福 島 県	701	2	21	宮 城 県	51	〃	〃	山 形 県	7
3	30	岩 手 県	672	3	24	福 島 県	48	3	27	青 森 県	4
4	33	秋 田 県	603	4	28	岩 手 県	46	〃	〃	福 島 県	4
5	39	山 形 県	424	5	35	青 森 県	35	5	32	岩 手 県	3
6	44	青 森 県	365	6	36	秋 田 県	32	6	46	秋 田 県	0
		全 国 平 均	1,142			全 国 平 均	84			全 国 平 均	10

出典：厚生労働省「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」

4 当県独自の取組

[あきた女性活躍・両立支援センターの設置]

企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に関する制度周知等の啓発や相談への対応、専門アドバイザーの派遣などをワンストップで行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置。

- ・ 設置時期 平成30年6月1日
- ・ 設置場所 秋田県商工会連合会内（秋田市）
- ・ 委託先 秋田県商工会連合会
- ・ センターの機能
 - ①女性活躍・両立支援推進員（3人）の企業訪問による啓発
 - ②窓口・専用電話による相談業務
 - ③専門アドバイザー（社会保険労務士）の派遣
 - ④その他中小企業における取組の支援に関する業務

（担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課）

X-3 新たな少子化対策に対応した働き方改革の推進について（新規）

内閣府男女共同参画局
総務省自治財政局
厚生労働省雇用環境・均等局

【提案・要望の内容】

- (1) 労働者のワーク・ライフ・バランスを実現し、誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりを進めるため、働き方改革の推進とそれを支える制度の充実を「新しい少子化対策」の重要な柱と位置づけ、国を挙げて総合的な対策を実施すること。
- (2) 育児休業の取得促進や育児休業期間中の経済的安定を図るため、育児休業給付金の給付率の引き上げや対象外となっている短時間労働者等への給付のほか、育児短時間勤務対象者への給付金の支給など、育児と仕事の両立に向けた支援制度の見直しを図ること。
- (3) 子育てに優しい職場風土の醸成に向けた環境整備を図るため、子の看護休暇を就学後も対象となるよう制度の見直しを行うとともに、配偶者出産休暇など育児目的休暇の取得を促進するための支援制度を強化すること。
- (4) 時短勤務やテレワークなど、長時間労働の解消や多様な働き方の導入に向けた環境整備を促進するための助成制度を強化すること。
- (5) 派遣労働者など非正規雇用者の待遇改善を図るため、正規雇用化に向けたキャリアアップ助成金の引上げや運用の弾力化を進めるとともに、正規雇用者との労働条件の格差是正に向けた取組を強化すること。
- (6) 労働者のキャリアアップや賃金水準の向上につながるリスクリングへの支援について、地方財政措置を含め一層強化すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

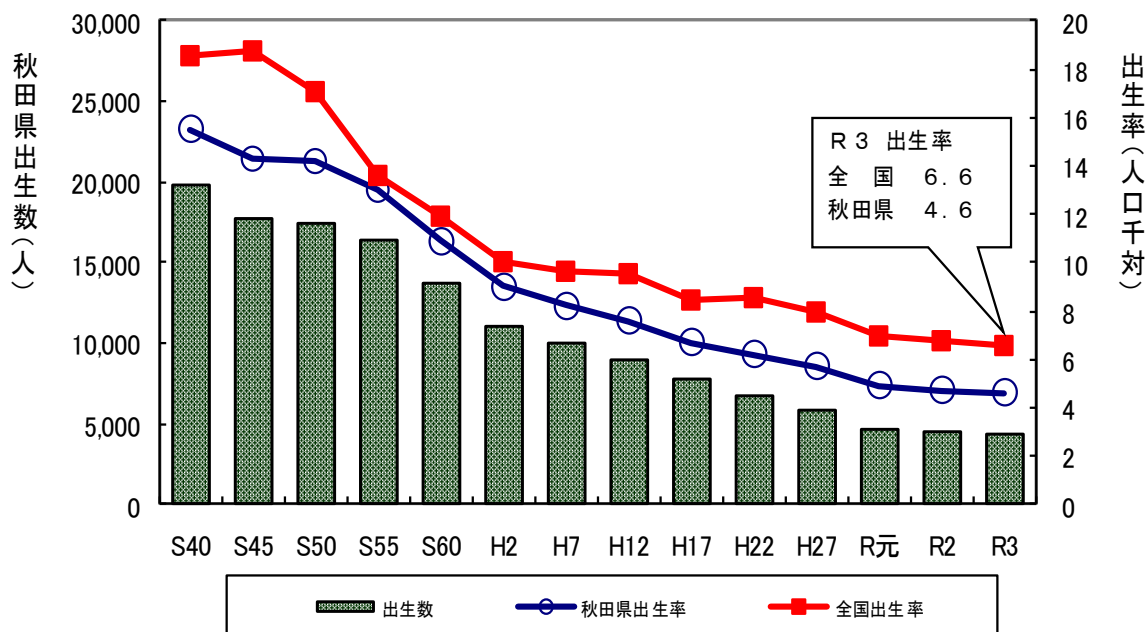
- (1) 令和4年の全国の出生数（速報値）は、統計開始以来初めて80万人を割り込み、当県でも過去最少となるなど、自然減の進行に歯止めがかから

ず、少子化対策は待ったなしの状況にあり、育児との両立など、誰もが安心して働くことができる環境づくりが必要です。

- (2) 当県では、多様な働き方の導入や休暇制度の充実など働きやすい職場環境づくりを進めるため、企業への伴走型の支援に取り組むことにしているほか、企業内研修への支援やリスキング機会の提供など労働者への学び直しを促進することにしてはいますが、少子化対策に向けた働き方改革を推進するに当たっては、企業経営者や労働者の意識改革と行動の変化が伴うような国民的な運動を展開し、国を挙げて総合的な対策に取り組む必要があります。
- (3) 国においては、時間外労働の上限規制の導入や年次有給休暇の年5日以上の実取得など働き方改革を推進するとともに、出生時育児休業（産後パパ育休）の創設や2回までの分割取得を可能とするなど、育児休業を取得しやすい職場環境づくりを進めておりますが、出産・育児にかかる経済的負担の軽減に向けた取組を更に強化する必要があります。
- (4) 非正規雇用で働く就職氷河期世代の正規雇用化を促進するため、当県では、キャリアアップ助成金活用企業への奨励金制度を実施していますが、安定的な就労につながる正規雇用化を更に促進するためにも、企業へのインセンティブとなる助成金の引き上げが必要です。

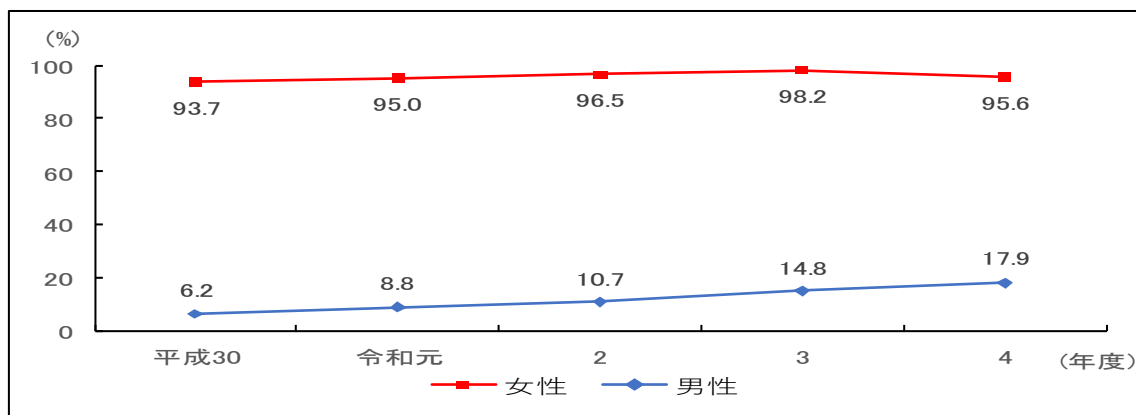
【参考資料】

1 当県における出生数及び出生率の推移



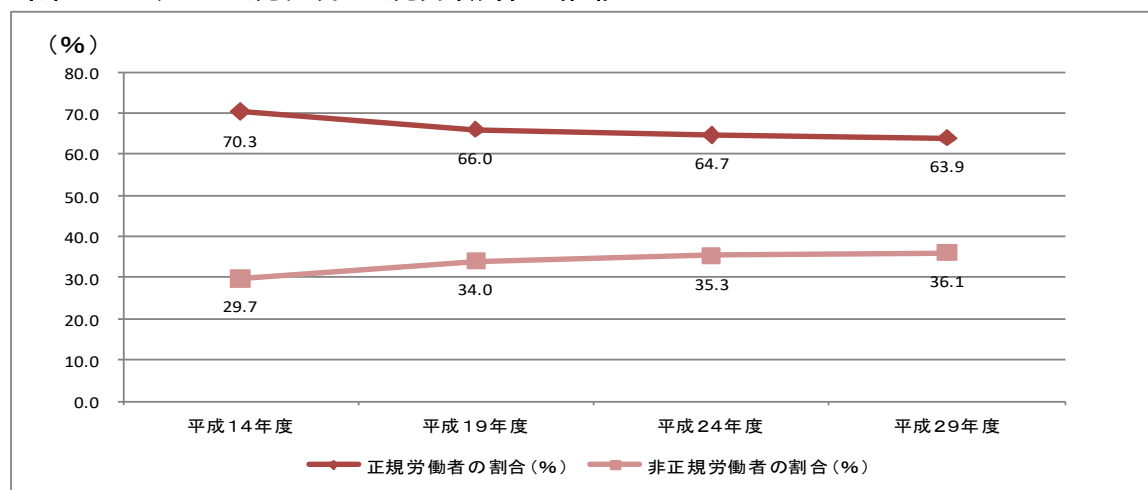
(出典：厚生労働省「人口動態統計」)

2 当県における育児休業取得率の推移



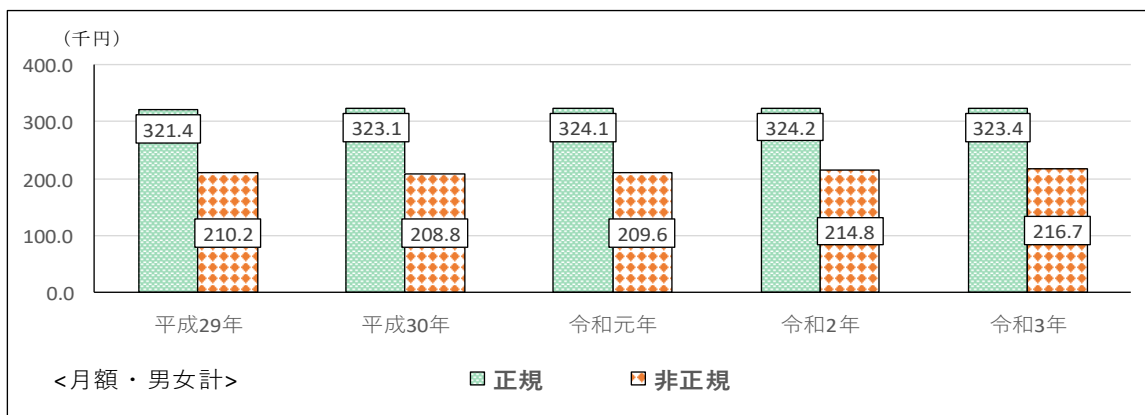
(出典：秋田県「労働条件等実態調査」)

3 当県における正規、非正規労働者の推移



(出典：総務省「就業構造基本調査」)

4 全国における正規、非正規雇用労働者の所定内給与額の推移



(出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

(担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

X-4 多様性に満ちた社会づくりの推進について

消費者庁
法務省人権擁護局
厚生労働省雇用環境・均等局

【提案・要望の内容】

新型コロナウイルスの感染者等に対する誹謗中傷のほか、性的指向、性自認、性別、年齢、障害等を理由とした差別、顧客等からの著しい迷惑行為など、SDGsの基本理念にも掲げられる「誰一人取り残さない」社会づくりの支障となる問題に対処するため、各種法令等の整備と共に、広報・啓発や教育の充実を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

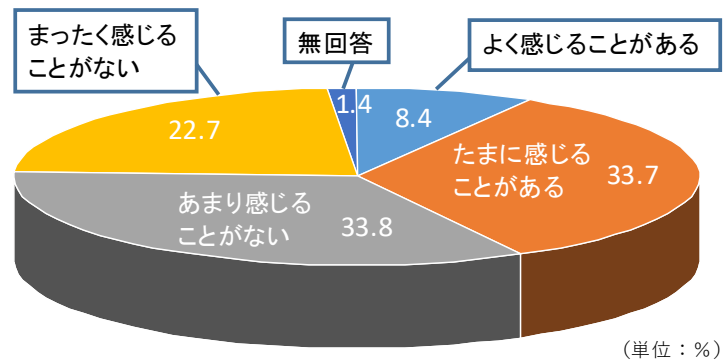
- (1) 今般のコロナ禍により、当県においては、新型コロナウイルスの感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷が大きな問題となり、これを契機として、県民意識調査や各種団体等への意見聴取を進めたところ、このほかにも、性的指向、性自認、性別、年齢、障害等を理由とした差別、顧客等から労働者に対する暴言や執ようなクレーム等の著しい迷惑行為など、多くの県民が様々な差別等を感じていることが明らかとなりました。
- (2) 当県では、これらの差別等の解消を図り、県民が安心して暮らすことができ、かつ、持続的に発展することができる社会の実現を目指し、「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」を制定し、差別等全般に関するテレビCMの放映や理解促進動画の配信、児童生徒向け副読本の配布等による広報・啓発や教育を行っています。
- (3) また、差別等の種類毎の対策としては、性的指向が異性のみではない人等を対象にしたパートナーシップ宣誓証明制度のほか、カスタマーハラスメントの防止に向け、広く県民を対象にしたSNS配信など広報・啓発を進めています。
- (4) 差別等については、当県のみの問題ではなく、社会的な議論や対策の全

国的な展開が必要であり、とりわけ性的少数者については、パートナーシップ宣誓証明制度の都道府県を跨いだ取扱いや性的少数者の施設利用にかかる全国共通の取扱いなどに関して、国の責任において、法令等の整備を進めていく必要があります。

【参考資料】

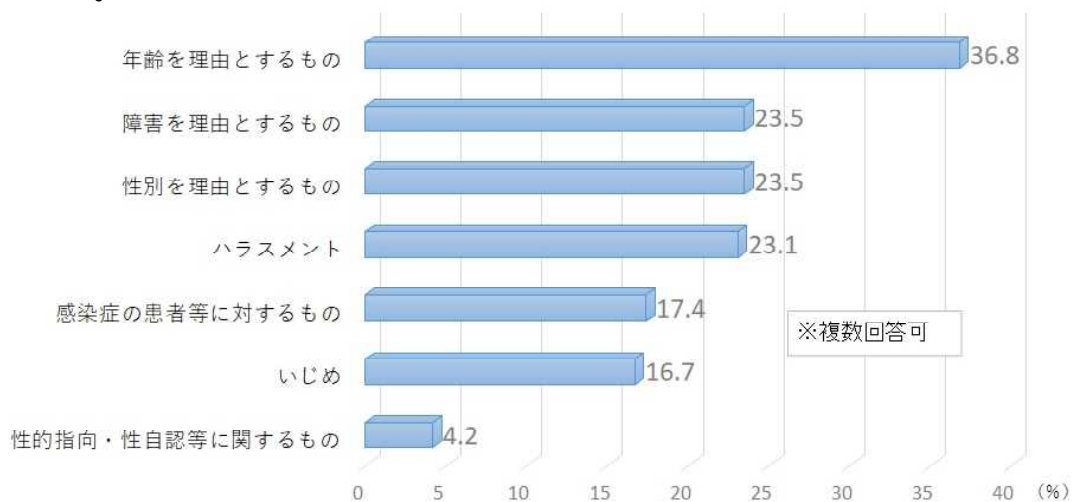
1 差別等を感じる機会の有無

- ・頻度に関わらず差別を感じている人の合計は75.9%であり、多くの人は何らかの差別等を感じている。



2 感じる差別等の種類

- ・「年齢を理由とするもの」が 36.8%と最も多く、次いで「障害を理由とするもの」、「性別を理由とするもの」が23.5%、「ハラスメント」が23.1%と高い割合となっている。



出典：令和4年度 県民意識調査報告書

(担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課)

X-5 安全・安心なまちづくりに資する都市施設の整備について（拡充）

国土交通省大臣官房、都市局

【提案・要望の内容】

- (1) 市街地における交通の円滑化や通学路の交通安全を確保する「八幡根岸線（横手市）」に加えて無電柱化に取り組んでいる「新屋土崎線（秋田市）」等の整備に必要な予算を確保し支援すること。
- (2) 中心市街地の交流拠点である「千秋公園（秋田市）」や、災害から住民を守る拠点となる「赤坂総合公園（横手市）」等の公園の整備に必要な予算を確保し支援すること。
- (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定及び規制区域内で行われる盛土等の許可を確実に進め、県民の安全・安心を確保するため、当該業務に対し、地方負担を軽減するための措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 都市の防災機能の強化や良好な都市景観を形成する街路は、通学路合同点検や「秋田県無電柱化推進計画（令和元年12月）」に基づき整備することが必要です。
- (2) 地域の賑わいの創出や総合的な防災機能の向上のため、緑の基本計画における「緑化重点地区」及び県・市の「防災拠点」に位置づけられた公園施設の整備が必要です。
- (3) 当県では、規制区域を令和7年度までに指定すべく作業を進めていますが、規制区域の指定及び規制区域内で行われる盛土等の許可に当たっては、県民への分かりやすい広報や同許可にかかる現地検査などの新たな業務が発生するため、執行体制の拡充が必要です。

安全・安心なまちづくりに資する都市施設の整備

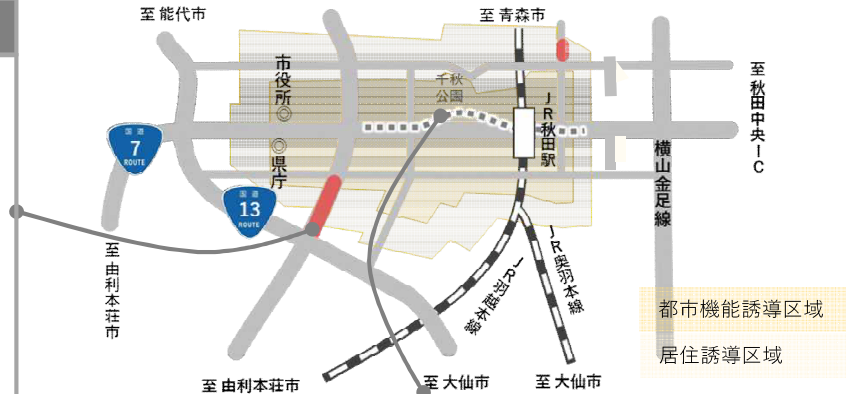
秋田市 秋田市立地適正化計画[H30.3策定]

あらやつちぎさ きやくなん 新屋土崎線 旭南工区

慢性的渋滞、歩道狭小
→ 4車線化・無電柱化により
円滑で安全な交通環境へ



県街路事業により
都市内交通の円滑化や
無電柱化を推進



にぎわいの創出

横手市 横手市立地適正化計画[R4.5改定]

やわたねぎし ねぎしちょう 八幡根岸線 根岸町工区

通学路及び医療機関等へのアクセス道路
であるが歩道がなく幅員狭小
→ 道路拡幅・歩道整備により円滑な
交通の確保と交通安全の向上へ



県街路事業により児童の
交通安全及び市街地での
円滑な交通を確保

体育館の整備による
防災機能の向上



都市公園(横手市・赤坂総合公園)



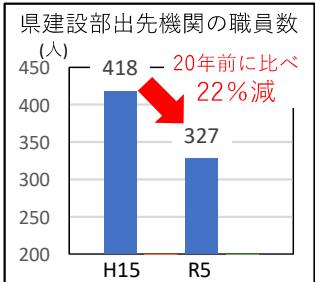
総合指揮本部、医療本部等を体育館に集約し、
既存施設と連携⇒広域防災機能を最大限発揮！

職員数が減少する中、盛土規制法の 施行に伴い、新たな事務が発生

基礎調査、規制区域指定のほか、
許可審査、届出受理、検査実施、
監視・パトロール、不法盛土対応

⇒ 地方負担の軽減が必要！

- ◆ 事務執行に必要な人員→54人(専任+兼務)
- * R5年1月の3省庁説明会資料による試算
- * 県全域(中核市除く)を規制区域と仮定



(担当課室名 建設部都市計画課)

X-6 持続可能な生活排水処理事業への支援について(拡充)

農林水産省消費・安全局、農産局
国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

県と市町村の協働をベースとした持続可能な生活排水処理事業の運営を実現するため、下水汚泥の資源化や再生可能エネルギーの導入による地域資源循環の仕組みづくりに必要な予算を確保すること。

- (1) 生活排水処理施設から発生する汚泥を広域的に集約し、利活用を図るため、県が県南地区4市2町の下水汚泥を肥料化する広域汚泥資源化事業の実施について、必要な予算を確保すること。
併せて、製造した肥料を安全・安心に使用するための環境を整備するとともに、下水汚泥肥料の普及啓発に努めること。
- (2) 流域下水道を核に資源と資産活用によるエネルギー供給の拠点化を目指す「秋田臨海処理センターリノベーション計画」の事業実施に向けて、必要な予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 国が進める下水汚泥資源の肥料利用の拡大へ向け、下水汚泥を集約し、肥料化に取り組む「県南地区広域汚泥資源化事業」は、令和7年度の供用開始へ向け、建設工事の最終年度としての予算の確保が必要です。
また、農業者や消費者の下水汚泥肥料に含まれる重金属への不安の払拭など、下水汚泥肥料の適切な使用方法に関する調査研究や安全性に関する積極的な情報発信が必要です。
- (2) 「秋田臨海処理センターリノベーション計画」におけるエネルギーの供給拠点化に資する取組として、昨年度、秋田臨海処理センターと周辺公共施設群を対象に、再生可能エネルギーの導入によるエネルギー自立化と脱炭素化を目指す「脱炭素先行地域」に選定されました。
「脱炭素先行地域」計画では、消化ガス等再生可能エネルギーによる発電を行うことにしており、消化ガス発電量を十分確保するため、汚泥処理設備の機能増強に向けた予算の確保が必要です。

持続可能な生活排水処理事業への支援

秋田臨海処理センター リノベーション計画



◆秋田臨海処理センターに、下水道資源や未利用資産を活用した再生可能エネルギー発電設備を導入することで、処理場及び周辺地域の脱炭素化を実現

〔事業期間：R2～R7（予定）〕

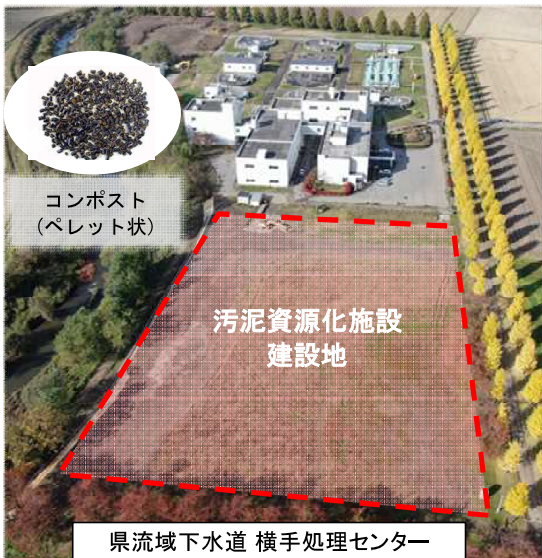
県南地区広域汚泥資源化事業

◆県南地区4市2町の汚泥を県流域下水道横手処理センターへ集約してコンポスト化し肥料として利用

効率的な予算執行と民間ノウハウの活用を目的としてDBO方式で事業を実施

設計・施工 R5.1～R7.3

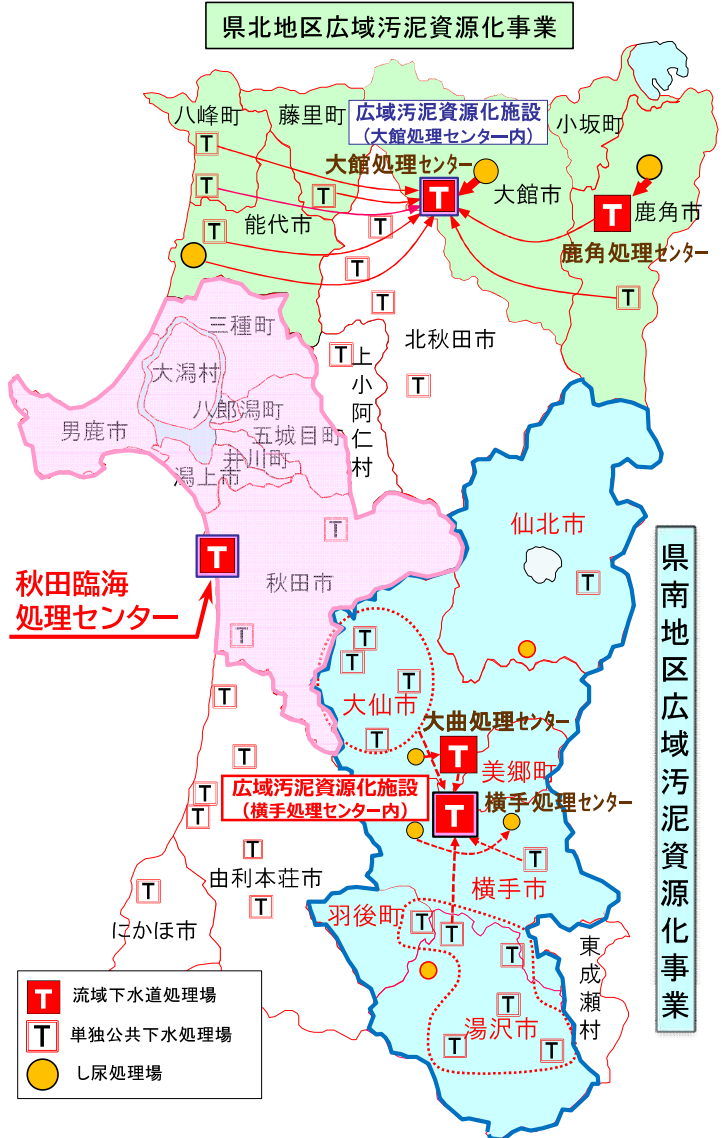
管理運営 R7～R26（20年間）



県北地区広域汚泥資源化事業

◆県北地区3市3町1組合の汚泥を県流域下水道大館処理センターへ集約して資源化

〔R2に供用開始し、運営中〕



ソフト面での取組

国土交通省、農林水産省、県、市町村、JA、生産者が参加



下水汚泥資源の肥料利用拡大に向けた意見交換会
(R5.1.20開催)



生活排水処理事業の運営に係る連携協約締結式
(R5.3.24開催)

(担当課室名 建設部下水道マネジメント推進課)

XI 健康長寿・地域共生社会の実現

XI-1 新型コロナウイルス感染症の五類感染症移行後の保健・医療提供体制の確保にかかる支援について（拡充）

厚生労働省大臣官房、医政局、健康局、医薬・生活衛生局、保険局

【提案・要望の内容】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の五類感染症移行（以下、「五類移行」という。）後も、医療提供体制の確保に向け医療機関が必要な感染対策に対する支援継続のほか、五類移行に伴って行われる新たな事業等に要する経費について、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など、地域の実情に応じて弾力的な運用ができるよう財政支援の拡充を行うとともに、受診控えが起きないように、高額な治療薬に関しては公費支援をすることにより、医療費の自己負担について他の五類感染症と同等の水準を維持すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状については、いまだ明らかになっていないことが多いことから、診断・治療の標準化に向けた研究を進めるとともに、情報発信を図ること。
- (3) 地方公共団体における新型コロナワクチンの接種にかかる財源措置を引き続き講じるとともに、必要となるワクチンの確実な供給や接種の安全性・有効性に関する情報発信の充実を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) これまで行ってきた、入院患者受入医療機関や診療・検査医療機関の感染対策に対する国の交付金を活用した支援については、五類移行に伴い、幅広い医療機関において患者の受入体制を整備する必要があることから、その範囲を拡充し継続するとともに、医療機関における院内感染防止に関する訓練等の新たな事業にかかる経費についても、多くの患者を受け入れるため、国の支援が必要です。

また、治療費において、高額な治療薬などの自己負担が生じることにより受診控えによる重症化が懸念されることから、公費支援の継続が必

要です。

(2) 罹患後症状への対応については、治療状況や対応可能な医療機関を把握し、ホームページで公表しておりますが、罹患後症状を訴える患者が身近な医療機関で適切な治療を受けられるよう、医療従事者及び患者へ必要な情報を分かりやすく提供していく必要があります。

(3) これまで、国からの支援により新型コロナワクチンの接種体制確保に努めてきましたが、引き続きワクチン接種は必要であることから、今後も地方公共団体における接種の予算に対する財源措置が必要となります。

また、接種を推進するためには、接種を受ける国民がワクチンの効果とリスクを十分理解することが重要であることから、科学的知見に基づく分かりやすい情報発信が不可欠です。

【参考資料】

1 新型コロナウイルス感染症の状況（令和5年5月8日現在）

（単位：人）

入院者		宿泊療養者	社会福祉施設等療養者	自宅療養者	療養先調整中	死亡者
	うち重症者					
65	0	2	82	182	0	604

※ 厚生労働省G-MIS療養状況調査より

2 医療提供体制等（令和5年5月8日現在）

（1）外来医療体制

○外来対応医療機関：377か所

（2）入院医療体制

○即応病床数：52床（17病院）（単位：床）

重症度別	重症	中等症Ⅱ	合計
受入可能患者数	10	42	52

○宿泊療養居室：105室112人（1施設）

3 ワクチンの接種状況（令和5年5月8日公表時点）

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
総接種回数	864,201	855,294	767,024	596,841	288,620
対全人口接種率（%）	87.55	86.73	80.20	62.40	30.18
※全国接種率（%）	81.12	80.15	68.68	46.51	24.29

（担当課室名 健康福祉部福祉政策課感染症特別対策室）

XI-2 社会福祉施設・医療機関に対する原油価格・物価高騰対策について

厚生労働省医政局、社会・援護局、老健局、保険局
こども家庭庁

【提案・要望の内容】

原油価格・物価高騰の影響を受けている社会福祉施設及び医療機関が安定的にサービスを提供できるよう、臨時的な報酬改定など、国において統一的な支援策を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 長期化が見込まれる原油価格・物価高騰により、光熱費や燃料費、食材費等にかかる負担が増加し、社会福祉施設や医療機関の経営は大きな影響を受けています。
- (2) 社会福祉施設や医療機関は、国が定める公定価格等により経営を行っていることから、多くの場合、負担の増加分は事業者の持ち出しとなり、経営努力のみで対応することは困難な状況になっています。
- (3) こうした状況を受け、当県では、医療・介護・福祉施設の省エネルギー化に向けた改修への支援や、光熱費の負担軽減を図るための支援金の支給などを実施してまいりましたが、都道府県により、対応に差が出ることは好ましくないと考えます。
- (4) 社会福祉施設や医療機関の収入が公定価格等に基づくことにより生じている今般の課題は、全国共通の制度に起因するものであり、支援の実施や内容を各都道府県の判断に委ねるのではなく、臨時的な報酬改定や国庫補助事業の創設など、国において統一的な支援策を講じるべきと考えます。

【参考資料】

≪石油製品、食費、光熱水費の増加率について≫

- 灯油価格（秋田県）は、令和3年4月～令和4年1月平均と令和4年4月～令和5年1月平均を比較すると11.4%増加し、重油価格（東北）は、令和3年4～12月平均と令和4年4～12月平均を比較すると12.4%増加している。
- 消費者物価指数（秋田市）は、「食料」について、令和2年平均と令和4年12月を比較すると8.9%増加している。「光熱・水道費」については、23.8%増加している。
- 消費者物価指数（全国）によると、令和5年1月の電気代は前年比で20.2%増加、都市ガスは35.2%増加、ガソリンは0.4%増加となっている。

<灯油価格（民生用灯油配達）秋田県>

（単位：円/ℓ）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	平均
R3年度	1,637	1,648	1,700	1,768	1,774	1,760	1,849	1,957	1,898	1,938	1,793
R4年度	2,066	2,013	2,013	2,025	1,998	1,975	1,981	1,962	1,969	1,969	1,997
R4/R3	+26.2%	+22.1%	+18.4%	+14.5%	+12.6%	+12.2%	+7.1%	+0.3%	+3.7%	+1.6%	+11.4%

※石油製品価格調査（資源エネルギー庁）より

<A重油（大型ローリー）東北>

（単位：円/ℓ）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
R3年度	71.6	73.5	76.3	78.2	78.3	79.9	85.8	87.5	83.3	79.4
R4年度	91.3	89.4	92.1	89.1	87.9	88.4	88.4	88.2	88.4	89.2
R4/R3	+27.5%	+21.6%	+20.7%	+13.9%	+12.3%	+10.6%	+3.0%	+0.8%	+6.1%	+12.4%

※石油製品価格調査（資源エネルギー庁）より

<秋田市消費者物価指数（総合、食料、光熱・水道）>

(2020年=100)

年 月	総 合	生鮮食品 を除く 総合	生鮮食品 及びエネルギー を除く 総合	食料（酒類 を除く）及び エネルギー を除く総合	食 料	生鮮食品	生鮮食品 を除く 食料	光熱・ 水道
元年(31年)	100.4	100.5	99.9	100.1	99.4	98.3	99.6	103.2
2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3年	100.3	100.4	99.7	99.3	100.7	100.2	100.8	103.3
4年 1月	101.9	101.4	99.8	98.8	104.2	110.9	102.7	111.5
2月	102.3	101.8	99.7	98.8	104.0	111.5	102.4	114.8
3月	102.9	102.3	100.1	99.2	104.3	113.0	102.4	117.0
4月	103.2	102.9	100.7	99.8	104.1	108.5	103.1	117.8
5月	103.5	103.1	100.9	100.0	104.6	110.5	103.3	118.2
6月	103.4	103.3	101.2	100.1	104.3	104.5	104.3	117.8
7月	104.4	104.2	101.8	100.7	105.9	110.0	104.9	119.3
8月	104.5	104.4	102.3	100.9	106.2	106.7	106.1	118.9
9月	104.9	104.7	102.6	100.9	107.5	109.4	107.0	118.5
10月	105.2	105.2	103.1	101.4	108.0	107.1	108.2	118.9
11月	105.6	105.4	103.4	101.5	108.8	108.0	109.0	119.6
12月	105.8	105.8	103.3	101.3	108.9	107.0	109.3	123.8

※秋田市消費者物価指数より抜粋

<エネルギー構成品目の前年同月比及び寄与度>

	品 目	2023年1月	
		前年比 (%)	前年比寄与度 (%)
1	電気代	20.2	0.75
2	都市ガス代	35.2	0.35
3	プロパンガス	6.3	0.04
4	灯油	4.3	0.02
5	ガソリン	0.4	0.01

※消費者物価指数 全国2023年1月（総務省）より抜粋

（担当課室名 健康福祉部福祉政策課、地域・家庭福祉課、長寿社会課、
障害福祉課、医務薬事課）

XI-3 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算確保について

厚生労働省社会・援護局

【提案・要望の内容】

- (1) 障害者支援施設・事業所等の整備促進に不可欠な社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、障害者の地域移行に必要な基盤整備などに支障を来すことのないよう、十分な予算確保を図ること。
- (2) 障害の重度化や高齢化に伴う支援において、入所施設の果たす役割は依然として大きいことから、既存施設の老朽化対策及び居住環境改善のための支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、障害福祉計画に基づき、障害者の地域移行等を進め、その受け皿となる障害者支援施設・事業所等の計画的な整備を図っているほか、秋田県防災・減災・国土強靱化計画（平成29年3月策定・令和3年9月改定）では、社会福祉施設等の耐震化を推進方針に位置づけ、喫緊の課題である耐震化等の老朽化対策を促進していくことにしています。
- (2) 施設の老朽化に加え、現行の居室面積基準を満たしていない経過措置適用の障害者支援施設等については、改修のために多額の費用を要することから、入所者の居住環境改善が図られていない状況です。
- (3) 当県は全国一のスピードで高齢化が進んでいることから、障害者の福祉向上を図るとともに、「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点など必要な基盤整備を計画的に推進していく必要があります。

（担当課室名 健康福祉部障害福祉課）

XI-4 介護施設に入所する人工透析患者への介護報酬上の配慮について

厚生労働省老健局

【提案・要望の内容】

介護施設が人工透析患者を受け入れる場合にかかり増しとなる経費相当分を介護報酬に反映させるよう制度を改正すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

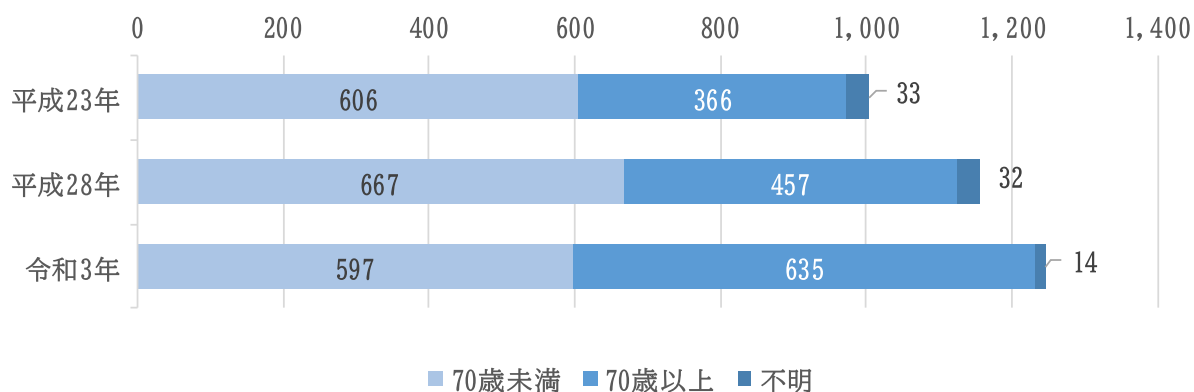
- (1) 人工透析患者の増加と高齢化の進行、さらには要介護認定者の重度化傾向が相まって、当県の人工透析患者のうち、重度の要介護認定者数は増加傾向にあります。
介護保険制度においては、人工透析患者が要介護状態になった場合においても、利用者の選択に基づき、適切な介護サービスの提供を受けられる環境を整備する必要があり、特に、重度の要介護認定者が円滑に施設入所できる環境を整備することは、家族の介護負担の軽減を図る上でも、重要な課題になっています。
- (2) 人工透析患者は、おおむね週3回の通院治療を必要とします。
しかしながら、人工透析患者が介護施設に入所した場合の通院にかかる費用や労力は、介護報酬において評価されておらず、施設の負担となっています。
- (3) 当県では関係団体との協議の場等を通じ、介護施設における人工透析患者の受入れについて働きかけを行っていますが、通院にかかる費用負担等が障害となり、受入れが進まない状況となっています。

【参考資料】

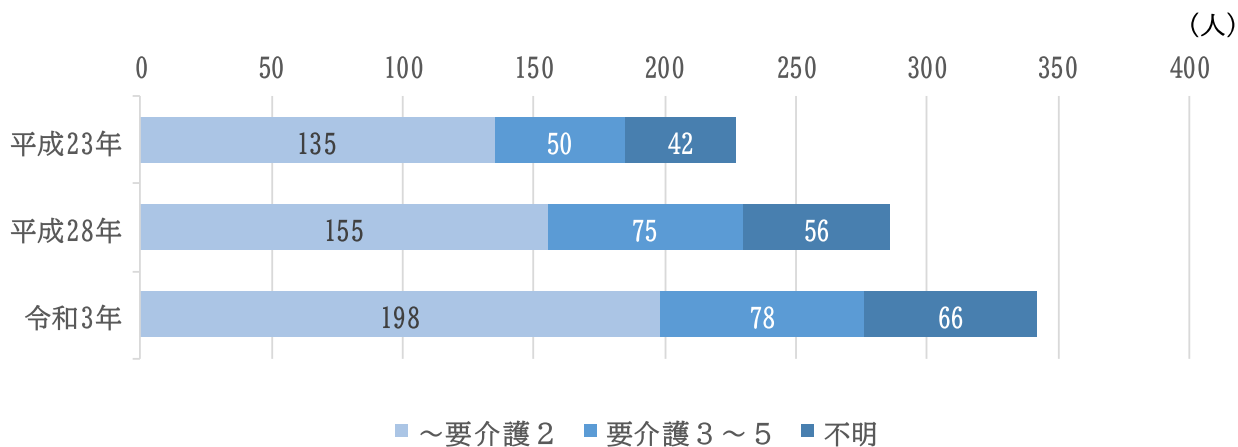
当県の人工透析患者の状況

(秋田県腎臓病患者連絡協議会「秋田県内透析患者実態調査報告書」より)

○年齢区分別回答者（患者）数の推移



○人工透析患者の要介護度別認定者数の推移



※秋田県内透析患者実態調査報告書について

秋田県腎臓病患者連絡協議会が県内の人工透析患者を対象として、5年毎に実施している調査。回収率は約6割。

(担当課室名 健康福祉部長寿社会課)

XI-5 医療的ケア児への支援の充実について

こども家庭庁

【提案・要望の内容】

医療的ケアが必要な重症心身障害児を受け入れる通所事業所においては、手厚い支援を行うために基準人員を上回る看護職員の配置が必要な状況となっていることから、こうした実態を踏まえて障害福祉サービス報酬を見直すこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、医療的ケア児の受入施設等の増加に向けた人材育成を図るため、介護職員等を対象とした喀痰吸引等研修や医療的ケア児支援者・コーディネーター養成研修等を実施しているほか、令和4年4月には医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケア児支援センターを設置し、専門的な相談や助言等を行っています。
- (2) 令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定により、一般型の通所事業所に医療的ケア児独自の基本報酬が新設されるなど、受入れの促進が図られたところではありますが、重心型の事業所においては、基本報酬で一定の看護職員の配置が算定されるものの、医療的ケア児を安全に受け入れるためには、基準を上回る看護職員の配置が必要な状況となっています。
- (3) 重症心身障害児への医療的ケアを安全に実施できる人員体制を確保し、必要な障害福祉サービスを行うための環境を整えるためにも、実態を踏まえた障害福祉サービス報酬の更なる見直し、充実が必要です。

【参考資料】

令和4年度 秋田県内の医療的ケア児に関する状況調査（令和4年9月30日現在）

（単位：人）

	医療的ケア児	
		うち重症心身障害児
入所	27	24
在宅	112	41
計	139	65

※重症心身障害児の主な医療的ケア項目は、吸引（55人）、経管栄養（52人）、人工呼吸器の管理（40人）となっている。

※在宅の重症心身障害児が利用する主なサービスは、短期入所（26人）、放課後等デイサービス（23人）、居宅介護（9人）となっている。

秋田県内の通所事業所数（令和5年1月1日現在）

児童発達支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	計
36 (1)	1	2	93 (3)	13	145 (4)

※（ ）は、主として重症心身障害児を通わせる事業所

（担当課室名 健康福祉部障害福祉課）

XI-6 公的病院に対する財政措置の拡充について

総務省自治財政局
厚生労働省医政局

【提案・要望の内容】

二次医療圏における中核病院として地域医療提供体制の維持・確保に欠かすことのできない公的病院について、公立病院と同等の支援を可能とする制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、秋田県厚生農業協同組合連合会が運営する病院等の公的病院が、二次医療圏における中核的医療機関として、救急医療や災害医療など、不採算部門を含む医療提供を担っているほか、新型コロナウイルス感染症への対応においても、病床の確保や発熱外来の設置、ワクチン接種など、公立病院と同様に大きな役割を果たしています。
- (2) こうした中で、公立病院の建設改良や設備整備に要する借入れについては、その元利償還金に交付税措置があるものの、公的病院に対して県・市町村が建設改良費や設備整備費を助成する場合については、財政的な支援制度がありません。
- (3) 平時における地域の医療提供体制の維持・確保のみならず、新興感染症発生時の有事の医療提供においても、公的病院は必要不可欠な存在であり、今後、老朽化していく公的病院施設の長寿命化や機能強化等を進めるためには、更なる財政支援の充実が必要です。

【参考資料】

【秋田県内の主な医療提供体制】

二次医療圏	救命救急センター	周産期母子医療センター	救急告示病院	災害拠点病院
大館・鹿角		大館市立総合病院（地域）	★かづの厚生病院 ほか2病院	★かづの厚生病院 大館市立総合病院
北秋田			北秋田市民病院	北秋田市民病院
能代・山本			★能代厚生医療センター ほか2病院	★能代厚生医療センター
秋田周辺	秋田大学医学部附属病院（高度） ★秋田赤十字病院	★秋田赤十字病院 秋田大学医学部附属病院（地域）	★秋田赤十字病院 ★秋田厚生医療センター ほか6病院	秋田大学医学部附属病院（基幹） ★秋田赤十字病院 ほか2病院
由利本荘・にかほ			★由利組合総合病院 ほか2病院	★由利組合総合病院
大仙・仙北			★大曲厚生医療センター ほか2病院	★大曲厚生医療センター 市立角館総合病院
横手	★平鹿総合病院（地域）	★平鹿総合病院（地域）	★平鹿総合病院 ほか2病院	★平鹿総合病院
湯沢・雄勝			★雄勝中央病院 町立羽後病院	★雄勝中央病院

※★は公的病院（公立病院を除く）

（担当課室名 健康福祉部医務薬事課）

XI-7 医師の地域偏在の解消に向けた制度の構築等について (拡充)

厚生労働省医政局

【提案・要望の内容】

- (1) 新専門医制度については、大都市圏の募集定員枠は依然として大きく、専攻医の集中を招いていることから、地域別・診療科別の適正な定員を設定するなど、医師の偏在解消に実効性のある制度運用となるよう、国が主体的に一般社団法人日本専門医機構に働きかけること。
- (2) 医師少数区域等での勤務を促進するため、当該区域等での勤務のインセンティブとなる医師の認定制度については、対象となる病院を公的医療機関などに拡大することや、勤務期間を延長するなど、地域の実情を踏まえ、医師の地域偏在の解消に向けた制度の早急な見直しを図ること。
- (3) 地域医療の維持に重要な役割を果たす総合診療医の増加に向け、医師が総合診療医を目指し、地域で働き続けられるよう実効性のある対策を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 今年度国が示した医師偏在指標では、当県は全国第41位であり、また、二次医療圏別では、秋田周辺、横手以外の二次医療圏が医師少数区域となっています。
- (2) 新専門医制度の開始以降、医師の地域偏在是正を図る上では、適正な募集定員設定となっていないことから、全国において大都市圏（東京、神奈川、愛知、大阪、福岡）の専攻医が占める割合は、40%台の高い水準で推移しているほか、その周辺県の専攻医が増加しています。
その結果、当県においては、臨床研修修了後の医師の県内定着率が、制度開始前の82.1%と比べて、67.8%と大きく低下しています。
- (3) 新制度による専門医の今後の更新において、日本専門医機構では、専門医が自主的に医師不足地域での勤務を経験することへのインセンティブの付与等を検討するとしていますが、進展が見られません。
新専門医制度の運用は、医師の地域偏在に及ぼす影響が大きいことから、日本専門医機構の制度運営に対して、国の関与により実効性のある対策を

講じる必要があります。

- (4) 医療法の一部改正（令和2年4月1日施行分）による医師の認定制度では、医師少数区域等における勤務経験が管理者要件となる病院が「地域医療支援病院」のみであることと、勤務経験として必要な期間が6か月と短期間であることから、医師の地域偏在対策としては効果が限定的です。
- (5) 高齢化の進展に伴い、地域包括ケアシステムを支える医療ニーズが高まることから、複数の慢性疾患を抱える高齢者に対応する総合診療医を確保することが喫緊の課題となっています。
- (6) 当県では、医師不足と地域偏在の解消に向け、平成18年度以降、秋田大学の地域枠等の医学生に修学資金を貸与してきたほか、平成28年度から東北医科薬科大学の地域枠医学生に修学資金の貸与を開始するとともに、令和3年度には岩手医科大学に地域枠を新設するなど、医師確保対策に取り組んできましたが、県単独の取組には限界があります。

【参考資料】

専攻医数の推移

(単位：人)

		H30		R元		R2		R3		R4	
秋田県		60	0.7%	49	0.6%	55	0.6%	55	0.6%	47	0.5%
大都市圏	東京都	1,824	21.7%	1,771	20.6%	1,783	19.6%	1,748	19.0%	1,749	18.5%
	神奈川県	497	5.9%	516	6.0%	546	6.0%	607	6.6%	639	6.8%
	愛知県	450	5.4%	476	5.5%	520	5.7%	552	6.0%	571	6.0%
	大阪府	649	7.7%	652	7.6%	683	7.5%	669	7.3%	684	7.2%
	福岡県	450	5.4%	444	5.2%	424	4.7%	451	4.9%	470	5.0%
大都市圏計		3,870	46.0%	3,859	44.8%	3,956	43.6%	4,027	43.9%	4,113	43.5%
周辺県	埼玉県	228	2.7%	256	3.0%	343	3.8%	317	3.5%	381	4.0%
	千葉県	267	3.2%	332	3.9%	381	4.2%	388	4.2%	395	4.2%
全国合計		8,410	100%	8,615	100%	9,082	100%	9,183	100%	9,448	100%

(出典：一般社団法人日本専門医機構資料)

当県の3年目県内勤務(定着)医師数の推移

(単位：人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
臨床研修修了者数(前年度末)	61	70	63	65	60	84	77	76	62	74
3年目県内勤務(定着)医師数	49	63	54	46	50	59	43	49	50	52
定着率(%)	80.3	90.0	85.7	70.8	83.3	70.2	55.8	64.5	80.6	70.3
	82.1					67.8				

(出典：医療人材対策室資料)

(担当課室名 健康福祉部医務薬事課医療人材対策室)

XI-8 介護人材の確保に向けた対策の強化について（新規）

厚生労働省社会・援護局、老健局

【提案・要望の内容】

- (1) 生産年齢人口が減少する中で、介護人材の安定的な確保・定着を図るため、介護職員の賃金水準を大幅に引き上げるなど、これまで以上の処遇改善に重点的に取り組むこと。
- (2) 介護人材の確保に当たっては、介護職への正しい理解とイメージ向上を図ることが重要であることから、様々なメディアを活用するなどあらゆる対策を講じて積極的に取り組むこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 介護人材の処遇改善については、これまで介護報酬の改定や介護職員処遇改善支援補助金により賃金の改善が図られてきたところですが、依然として他産業との賃金格差があることから、高齢化の進行と人口減少が著しい当県の介護人材の安定的な確保を図るには、介護職員の賃金が向上するよう、恒常的な制度を構築するとともに、国において財源を確保する必要があります。
- (2) 高齢化が進行していく中で、介護人材の確保が必要不可欠であるにもかかわらず、賃金水準が低い上、重労働のイメージが長年にわたり払拭されていない状況にあることが、新たな人材の参入を阻んでいる要因となっています。

学生や未経験者、元気高齢者など多様な人材の確保のため、介護の魅力等を発信する事業を国の重要な施策と位置づけ、取り組むことが必要です。

(担当課室名 健康福祉部長寿社会課)

XII 新たな時代を拓く教育・人づくり

XII-1 幼児教育・保育施設における保育士等の確保に向けた対策の強化について（拡充）

こども家庭庁
文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 幼児期の教育・保育の重要性を踏まえ、保育士等の配置基準の見直しを早期に実現するとともに、更なる処遇改善を図るなど、国の責任において人材確保等における実効性のある施策や財政措置を講じること。
- (2) 障害児を受け入れる私立幼稚園等を一層支援するため、国庫補助制度において受入障害児が1人であっても補助対象とすること。
- (3) 人口減少地域における幼児教育・保育施設において、将来にわたり運営継続が可能となるよう、地域の実情に応じた公定価格や定員20人未満の設定など制度改正するとともに、幼児教育・保育と児童発達支援との一体的な支援及び多機能化を図るための施設整備への財政措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 幼児期の教育・保育の質を向上させ、子どもの死傷事故や不適切な保育を防止するためには、保育士等の負担を軽減し、子どもたちにしっかりと気を配ることができる環境整備が重要です。
また、公定価格における職員配置基準は、保育の実情に合わないものとなっており、低い賃金水準や多忙化の要因ともなっています。
保育士等の処遇改善については、国では、累次にわたって取り組んでいるものの、依然として他業種と比較して低い賃金水準の影響などから離職者も多く、保育士等の求職者数は求人数を充足するに至っていません。
- (2) 幼児教育・保育施設を利用する障害児は年々増加し、施設においてきめ細やかな対応が求められる中、特別支援教育経費の国庫補助対象は、障害児2名からとされており、当県では障害児が1人しかいない場合は独自に

補助しているところでありますが、支援体制を強化するため、制度の拡充が必要です。

- (3) 利用児童の減少等により、保育関係団体等から将来の施設運営を危惧する声があがっていますが、人口減少地域における幼児教育・保育施設には、子育て支援の拠点としての役割が期待されているほか、その安定的な運営は、地域の子育て世代にいつでも子どもを預けられる安心感を与え、将来にわたり地域の魅力が維持されることにもつながります。

このため、安定的な施設運営が続けられるよう地域の実情に応じた公定価格の設定や、より小規模な定員区分（20人未満）が設定可能となる制度改正が必要です。

また、幼児教育・保育と児童発達支援の一体的な支援や、保育施設の多機能化を図るための施設整備などの制度面・財政面での支援が必要です。

(担当課室名 教育庁幼保推進課)

XII-2 幼児教育・保育施設等に対する原油価格・物価高騰対策について

こども家庭庁
文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

原油価格・物価高騰の影響を受けている幼児教育・保育施設及び放課後児童クラブが安定的にサービスを提供できるよう、国において必要な予算を措置するとともに、統一的な支援策を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 長期化が見込まれる原油価格・物価高騰により、光熱費や燃料費、食材費等にかかる負担が増加し、幼児教育・保育施設等の経営は大きな影響を受けています。
- (2) 幼児教育・保育施設等は、国が定める公定価格などにより経営を行っていることから、多くの場合、負担の増加分は事業者の持ち出しとなり、経営努力のみで対応することは困難な状況になっています。
- (3) こうした状況を受け、当県では、光熱費や給食費（副食費）の負担軽減を図るための支援金の支給などを実施してまいりましたが、都道府県により、対応に差が出ることは好ましくないと考えます。
- (4) 幼児教育・保育施設等の収入が公定価格などに基づくことにより生じている今般の課題は、全国共通の制度に起因するものであり、支援の実施や内容を各都道府県の判断に委ねるのではなく、国において必要な予算を措置するとともに、統一的な支援策を講じるべきと考えます。

【参考資料】

≪石油製品、食費、光熱水費の増加率について≫

- 灯油価格（秋田県）は、令和3年4月～令和4年1月平均と令和4年4月～令和5年1月平均を比較すると11.4%増加し、重油価格（東北）は、令和3年4～12月平均と令和4年4～12月平均を比較すると12.4%増加している。
- 消費者物価指数（秋田市）は、「食料」について、令和2年平均と令和4年12月を比較すると8.9%増加している。「光熱・水道費」については、23.8%増加している。
- 消費者物価指数（全国）によると、令和5年1月の電気代は前年比で20.2%増加、都市ガスは35.2%増加、ガソリンは0.4%増加となっている。

<灯油価格（民生用灯油配達）秋田県>

（単位：円/ℓ）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	平均
R3年度	1,637	1,648	1,700	1,768	1,774	1,760	1,849	1,957	1,898	1,938	1,793
R4年度	2,066	2,013	2,013	2,025	1,998	1,975	1,981	1,962	1,969	1,969	1,997
R4/R3	+26.2%	+22.1%	+18.4%	+14.5%	+12.6%	+12.2%	+7.1%	+0.3%	+3.7%	+1.6%	+11.4%

※石油製品価格調査（資源エネルギー庁）より

<A重油（大型ローリー）東北>

（単位：円/ℓ）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
R3年度	71.6	73.5	76.3	78.2	78.3	79.9	85.8	87.5	83.3	79.4
R4年度	91.3	89.4	92.1	89.1	87.9	88.4	88.4	88.2	88.4	89.2
R4/R3	+27.5%	+21.6%	+20.7%	+13.9%	+12.3%	+10.6%	+3.0%	+0.8%	+6.1%	+12.4%

※石油製品価格調査（資源エネルギー庁）より

<秋田市消費者物価指数（総合、食料、光熱・水道）>

(2020年=100)

年 月	総 合	生鮮食品 を除く 総合	生鮮食品 及びエネルギー を除く 総合	食料（酒類 を除く）及び エネルギー を除く総合	食 料	生鮮食品	生鮮食品 を除く 食料	光熱・ 水道
元年(31年)	100.4	100.5	99.9	100.1	99.4	98.3	99.6	103.2
2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3年	100.3	100.4	99.7	99.3	100.7	100.2	100.8	103.3
4年 1月	101.9	101.4	99.8	98.8	104.2	110.9	102.7	111.5
2月	102.3	101.8	99.7	98.8	104.0	111.5	102.4	114.8
3月	102.9	102.3	100.1	99.2	104.3	113.0	102.4	117.0
4月	103.2	102.9	100.7	99.8	104.1	108.5	103.1	117.8
5月	103.5	103.1	100.9	100.0	104.6	110.5	103.3	118.2
6月	103.4	103.3	101.2	100.1	104.3	104.5	104.3	117.8
7月	104.4	104.2	101.8	100.7	105.9	110.0	104.9	119.3
8月	104.5	104.4	102.3	100.9	106.2	106.7	106.1	118.9
9月	104.9	104.7	102.6	100.9	107.5	109.4	107.0	118.5
10月	105.2	105.2	103.1	101.4	108.0	107.1	108.2	118.9
11月	105.6	105.4	103.4	101.5	108.8	108.0	109.0	119.6
12月	105.8	105.8	103.3	101.3	108.9	107.0	109.3	123.8

※秋田市消費者物価指数より抜粋

<エネルギー構成品目の前年同月比及び寄与度>

	品 目	2023年1月	
		前年比 (%)	前年比寄与度 (%)
1	電気代	20.2	0.75
2	都市ガス代	35.2	0.35
3	プロパンガス	6.3	0.04
4	灯油	4.3	0.02
5	ガソリン	0.4	0.01

※消費者物価指数 全国2023年1月（総務省）より抜粋

(担当課室名 教育庁幼保推進課、あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課)

XII-3 幼児教育の質的向上について（新規）

こども家庭庁
文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

幼保小連携を積極的に進めるため、就学前教育・保育施設と小学校の教職員間の相互理解推進の役割を担う幼児教育アドバイザーの配置などに向けた財政措置を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、幼児教育推進体制の充実強化に向けて、国の事業を活用し、県や市町村に幼児教育アドバイザーを配置するとともに、配置市間の連携や地域への理解啓発、施設の実態に応じた継続的な支援などを行っています。
- (2) しかしながら、幼保小連携の加速に向けて、各市町村との連携を促進し、就学前教育・保育施設と小学校の教職員間の相互理解推進の役割を担う幼児教育アドバイザーを複数配置するためには、県や市町村の負担のみならず、国の財政支援の拡充が必要です。
- (3) 加えて、就学前の子どもの数が少ない市町村へは、幼児教育アドバイザーの配置にかかわらず研修の開催や専門家の招聘などに対する財政支援が必要です。

(担当課室名 教育庁幼保推進課)

XII-4 公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について

文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 少人数教育によるきめ細かな指導が、全ての学級で、その実情に合わせて展開できるよう、中学校全学年における安定的な35人以下学級の制度化を計画的に進めること。
- (2) 小学校高学年における教科担任制の推進に向けて、専科教員による指導の充実を図るとともに、学校の働き方改革を一層推し進めるために、加配の拡充と運用条件の改善を図ること。
- (3) いじめ、不登校、特別な支援が必要な児童生徒への対応など、学校が抱える課題に対する組織的な取組や、学校統廃合による児童生徒の教育環境の変化への対応、小規模校における教育環境の充実を図るための加配を拡充すること。
- (4) 学校を取り巻く環境が複雑化・困難化し、学校がチームとして様々な教育課題に対応していく必要があることから、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員及び事務職員配置の算定基準を見直し、定数改善を図ることと併せて、多様な専門スタッフの配置が可能となるよう加配を拡充すること。
- (5) 特別な支援を要する児童生徒が年々増加していることから、よりきめ細かな対応が可能となるよう、特別支援学級の算定基準を見直すこと。
- (6) 定年延長制度にかかる暫定再任用短時間勤務及び定年前再任用短時間勤務に対し、定数外としての財政措置を行うこと。
- (7) ふるさとの将来を支える人材を育てようとする志の高い教員を計画的に採用できるようにするとともに、働き方改革を実現し、新時代の学びを支える教育環境を充実させるために(1)から(6)までの内容に対応した教職員定数改善計画を早急に策定すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 児童生徒の学習意欲を高め、その能力を最大限に引き出していくためには、一人一人にきめ細かに対応し、安定した学校生活を確保していくことが不可欠と考え、当県では県単独の少人数学習推進事業により、全国に先駆けて小学校1・2年生(平成13年度)及び中学校1年生(平成14年度)において30人程度学級編制を導入しました。
その後、順次、対象学年を拡充し、平成28年度の小学校6年生への拡充により、義務教育全学年で実施しています。

この取組の成果は、学習指導、生徒指導の両面において現れていますが、当県の財政状況が厳しさを増す中であって、これまでの成果と課題、学校からの要望等を踏まえ、より効果的な運用方法を検討する必要があります。今後も継続的に、全ての学級で安定的な少人数教育を推進し、一層の成果を生み出していくためには、中学校における国の35人以下学級の制度化推進が必要です。

- (2) 専門性を生かした指導の充実と学校における働き方改革への支援として、指導方法工夫改善加配として小学校専科指導のための定数が措置されていますが、専科指導教員の配置を望む市町村は多いものの、当県は小規模の学校が多いことから、国が示す配置要件を満たすことが困難な状況が続いています。

全ての学校が専門性を生かした指導体制の強化・充実と働き方改革を推進して教員の負担軽減を図るために、加配の拡充と弾力的運用を可能とする運用条件の改善が必要です。

- (3) 近年、いじめ、不登校等の生徒指導上の対応、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、学校が抱える課題の解決のためには、学級を越えて、学校全体での組織的・協働的な取組が不可欠となっています。また、少子化に伴い児童生徒数が減少し、学校の統廃合や小規模校化が進んでいる中、児童生徒が教育環境の変化に適切に対応できるよう、支援体制の充実が必要です。

こうした児童生徒の個別の課題や教育環境の変化に対応するとともに、学級数にかかわらず、個々の学校課題に対応していく体制を構築する必要がありますことから、基礎定数以外の教員の加配が欠かせません。

特に、特別な支援を必要とする児童生徒への対応においては、インクルーシブ教育の視点から、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒が増加し、それに伴い通級指導教室の需要が高まっており、市町村からの要望に対して十分に対応できない状況です。今後更に増加すると予想される、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒に対するきめ細かな指導を充実させるため、通級指導教室にかかる教職員定数の拡充が必要です。

- (4) 当県においても、児童生徒の抱える課題は複雑化、困難化しており、それぞれの課題に対応していくためには、専門的役割を担う教職員の拡充が必要です。

養護教諭については、保健室利用者の増加や子どもたちの心身の健康に関する複雑化、多様化する問題の解決などに対応することが求められており、学校規模の違いによる教職員の負担の格差を是正するため、複数配置の算定基準を引き下げる必要があります。

栄養教諭、学校栄養職員については、無配置となっている小規模な単独調理場が多く、市町村から職員の配置を求められていることから、学校給食の管理及び食育の充実のための定数改善が必要です。

さらに、学校に対する地域や保護者の期待の多様化、学校が抱える課題の複雑化が進む中、教員の学校業務の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保するため、事務職員の役割が重要となっており、複数配置の算定基準の引き下げと併せて、外部人材を積極的に活用するためのコーディネーター役等を担う専門スタッフの配置の拡充も必要です。

- (5) 現在、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の算定基準では、特別支援学級は、1学級8人までとなっていますが、この基準では、通常の学級の児童生徒よりも、よりきめ細かな支援を要する特別支援学級の児童生徒に対して十分な対応ができない状況です。
十分な教育環境を整え、児童生徒及び保護者が安心して教育を受けられるようにするとともに、特別支援学級を担当する教員の負担を軽減するため、算定基準の改善が必要です。
- (6) 令和5年4月1日施行の定年延長制度に伴い、暫定再任用短時間勤務者に加え、定年前再任用短時間勤務や高齢者部分休業などの多様な働き方を希望する者の増加が予想されます。短時間勤務者が著しく増加した場合には、学級担任を持っていないなど、学校現場への負担が大きくなります。
当県の厳しい財政状況においては、短時間勤務者を定数外の職として県単独の負担で任用することは困難であり、国による定数外としての財政措置が必要です。
- (7) 当県の地方創生、地域の活性化を担う人材を育成していくためには、志の高い教員を計画的に採用し、その資質を高めていく必要があります。
しかし、加配定数が毎年度の予算編成において決定されていく近年の状況においては、地方において、中・長期的な見通しを持った採用計画・育成計画を立てていくことは困難となっています。
また、教員としての採用の見通しを持ちにくい状況では、有望な若者がふるさとへの貢献意欲を持ちながらも、教員への志望を敬遠することにもつながりかねません。
加えて、人口減少が大きな課題となっている当県にとっては、働き方改革を実現し、教員を志望する若者を増加させることが喫緊の課題です。
教員を志望する若者に将来の見通しを持たせ、志の高い教員を計画的に採用、育成していくことができるよう、新たな「公立義務教育諸学校定数改善計画」を早急に策定し、中・長期的な計画を示すことが必要です。

(担当課室名 教育庁義務教育課)

XII-5 補習等のための指導員等派遣事業の充実による教員の多忙化解消体制の構築について

文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 学校における業務の多様化に伴う、教員の負担増加への対応及び長時間勤務解消が喫緊の課題である。教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、教員の負担軽減を図るため、掲示物の作成や教室環境の整備等の校務を支援する教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置にかかる財政措置の拡充を図ること。
- (2) 学校を取り巻く環境が複雑化・困難化し、学校はチームとして様々な教育課題に対応していく必要が生じている。教員の学校業務の負担を軽減し、児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、学力向上を目的とした学習指導員の配置にかかる財政措置の拡充を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県においては、教員の業務負担の軽減を図るため、昨年度、新型コロナウイルス感染症対策にかかる消毒作業や資料の印刷・配布準備、教室環境の整備など校務に関わる支援を行う教員業務支援員を80名配置し、教員の負担軽減に大きな効果を上げています。

今年度は、教員の負担増加への対応及び長時間勤務解消等の働き方改革に特化した教員業務支援員66名の配置を予定しており、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制づくりを目指しています。

学校における働き方改革推進のため、教員の業務支援に対する学校のニーズは高く、教員業務支援員の配置を希望する市町村も多くあります。しかしながら、経費の3分の1が国庫負担であるとはいえ、当県の厳しい財政状況の下、全ての市町村に教員業務支援員の配置を行うことは困難であることから、補習等のための指導員等派遣事業における教員業務支援員の配置にかかる財政支援の更なる拡充が必要です。

(2) 当県においては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に必要な学校教育活動を支援するため、昨年度、教員免許を必要とする専門性の高い業務を担う学習指導員を14名配置し、少人数学習にかかる教科指導やTT指導、放課後の補習、授業準備等を行い、児童生徒一人一人に合ったきめ細かな指導に成果を上げています。

今年度は、学習指導員10名の配置を予定しており、従来の業務に加えて、若手教員への助言及び業務支援も目指しています。

しかしながら、学力向上を目的とした学校教育活動支援においては、当県の厳しい財政状況の下、学習指導員の配置校及び配置人数が年々減少してきています。需要数に見合う人的配置が見込めない状況にあることから、当事業における財政支援の更なる拡充が必要です。

(担当課室名 教育庁義務教育課)

XII-6 デジタル教育の充実に対する支援について

デジタル庁

文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 全ての高等学校において質の高いプログラミング教育を展開するため、外部専門人材の活用等に要する経費について、財政措置を講じること。
- (2) E d T e c h教材やデジタル教科書など、学習用デジタルコンテンツの開発・普及を国として推進すること。
- (3) 誰もがI C Tを活用した学習を実施できるよう、家庭の通信環境整備について、支援の更なる充実を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では全ての県立高校において最先端のプログラミング教育を実施するほか、普通高校へのデジタル探究コースの設置や専門高校の学習環境のI C T化を進めています。生徒を最先端のI C T技術に触れさせるとともに、教員の指導力向上を図るためには、専門的な知識を持った外部人材の活用が必須であり、そのための費用の助成が必要です。
- (2) 1人1台端末の整備により、タブレット端末は日常的に活用する文房具のような役割を担いつつあります。学習場面は授業に限らず家庭においても活用が推進され、多様な学習を促進するためには、I C Tの特性を生かした学習教材の一層の拡充が求められます。
- (3) 当県が高校生を対象に実施したアンケートでは、約3%の家庭でW i - F i環境が整っていません。特に経済的理由により家庭の学習環境に差が生じることは、避けなければならないと考えられます。
奨学給付金に通信費相当額が含まれるものの、実勢価格との差があることから全ての生徒の学習環境を整えるためには、制度の充実が必要です。

【参考資料】

【高校教育課】

デジタル教育 未来へRUNプロジェクト事業 期間:5年間(R4~R8)

概要

最新のICT教材やIT専門人材を活用した教育を推進し、これからのデジタル社会で活躍するために必要となる論理的思考力、提案力、課題解決能力等の資質・能力を身に付けた人材を育成する。

プロジェクト1 県立高校における実習教材を活用したプログラミング教育の実施

○生徒の情報活用能力の向上！県立高校の「情報Ⅰ」において各種プログラミング教材を導入し、情報教育の充実を図る。

◆大学入学共通テストを見据えた生徒向け「オンライン教材」の導入

◆「マイクロビット」と1人1台タブレット端末によるプログラミング実習

◆「秋田県高校生マイクロビットコンテスト」を開催し、学習成果の共有



○教員の指導力の向上！校内外の教員研修の充実とサポート体制の構築を図る。

- ◆オンライン教材 Life is Tech株式会社「Life is Tech! Lesson」の効果的な活用方法に関する教員研修の実施(教材開発企業による支援)
- ◆「情報」担当教員を対象としたプログラミング教育に関する教員研修の実施(県内IT関連企業の情報技術者による支援)
- ◆Google社によるパートナー自治体プログラムへの参画(オンライン研修、Google for educationチームへの教員の参画)
- ◆デジタル探究コース設置校の取組事例の共有(公開授業、教員研修)

プロジェクト2 普通高校におけるデジタル人材の育成

- 普通科のある高校にデジタル探究コースの設置
- ◆デジタル技術等を学ぶコースを設置し、探究的学習活動の推進
(予定)各年次に導入準備期間を経て、翌年に本格実施
R4:大館国際情報、仁賀保、湯沢、羽後、以上4校
R5:鹿角地区統合校(花輪)、能代松陽、秋田北、新屋、大曲、横手城南、以上6校
R6(本格実施):10校において、各校の特色を生かした学習内容の推進
- IT関連企業におけるデジタル・インターンシップ
- ◆就労体験先(案):Google社、ライフイズテック社、NTT東日本秋田支社など。
その他就労体験先については、他部局と連携を図りながら選定を進める。
- ◆Google社からの支援
生徒に対して情報リテラシー教育、コンピュータサイエンスに関する学習支援及びGoogleエンジニアとのオンラインセッションを予定

プロジェクト3 専門高校におけるデジタル人材の育成

- 専門分野の強みを生かした協働的な学びの推進
- ◆実習環境等のデジタルネットワーク化、学科・学校間連携を推進
【農業】スマート農業を担う人材育成に向けたリモートセンシングシステム等の整備
【工業】IoTの活用やロボット製作等を担う人材育成に向けたロボット教材等の整備
【水産】ICTを活用したスマート水産業を担う人材育成に向けた環境整備
【商業】情報技術やグローバル化の進展に対応できる人材の育成に向けた環境整備
【福祉】福祉ニーズの多様化や介護技術の進展に対応できる人材の育成に向けた環境整備
- ◆県内大学等の外部専門人材の活用

(担当課室名 教育庁高校教育課)

XII-7 生徒用1人1台端末の導入支援について（新規）

デジタル庁
文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

GIGAスクール構想に基づき整備した1人1台端末の更新に当たり、都道府県の調達経費だけでなく、端末の個人購入に対する助成費を対象経費に含む多様な整備手法に対応する財政措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、新型コロナウイルス感染症への対応として、全ての県立学校で1人1台端末の整備を行いました。端末更新に当たってはBYODの導入を検討しています。

令和5年度を保護者への周知期間とし、令和6年度入学生よりBYODを導入する計画ですが、特に低所得世帯の負担軽減には十分配慮する必要があります。個人に対する補助金交付に多額の経費が見込まれます。

〔BYOD：Bring Your Own Device 生徒が所有する端末を学校の教育活動において利用すること。〕

- (2) BYODを導入する場合にあっても、学習活動中の端末故障に備えた貸与端末を整備するなど、学びを止めない環境を構築する必要があります。

【参考資料】

端末導入状況（令和2年度導入）

学校種別	導入台数	導入経費
高等学校	19,822台	9億5,066万3千円
県立中学校	590台	2,355万9千円
特別支援学校	1,028台	3,875万7千円
計	21,440台	10億1,297万9千円

（担当課室名 教育庁高校教育課、特別支援教育課）

XII-8 特別支援学校における特別支援教育支援員（介助員）の配置にかかる財政支援について（新規）

文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

特別支援学校の特別支援教育支援員（介助員）配置にかかる経費について、都道府県に対する財政措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、特別支援学校において、車椅子を使用する児童生徒の介助等の業務を日常的に行う教員の負担軽減につなげるため、トイレ介助や移乗等の業務を補助するスタッフを、県単独事業で配置しています。
- (2) 車椅子移乗等の介助業務は、学校教育法施行規則で特別支援教育支援員の業務内容とされていますが、その配置については、幼稚園、小・中学校、高等学校に対して財政措置が行われていますが、特別支援学校に配置する経費は対象外となっています。そのため、多数の都道府県が単独事業で配置している現状にあり、安定的な予算確保が全国的に課題となっています。

（担当課室名 教育庁特別支援教育課）

XII-9 世界遺産の整備について

文化庁

【提案・要望の内容】

世界遺産一覧表に記載された国内の世界文化遺産にかかる整備事業のうち、ユネスコ勧告へ対応するために実施する取組について、遺産影響評価に関して適切に指導するとともに、財政措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である大湯環状列石については、資産の主要部である二つの環状列石を分断する形で県道十二所花輪大湯線が通っており、これがユネスコ勧告の「不適切要素」に該当しています。

当県では、令和3年度から県道を資産外へ移設する取組を開始しており、今後移設する道路の地質調査、路線測量、詳細設計、工事施工及び、既存道の撤去並びに撤去後の史跡整備を実施するに当たり、多額の事業費を要することが見込まれます。

【参考資料】



二つの環状列石と道路
(左が野中堂環状列石、右が万座環状列石)

(担当課室名 教育庁生涯学習課文化財保護室)

XII-10 部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備への支援について(新規)

文化庁
スポーツ庁

【提案・要望の内容】

- (1) 「部活動の地域移行等に向けた実証事業」において、市町村の実情や実態に即し、対象項目や補助対象経費を拡充すること。
また、改革推進期間後においても、体制整備等に対する継続的な支援が行われるよう検討すること。
- (2) 部活動指導員を高等学校も含め希望する全ての公立学校に配置できるよう、国における予算総額の増額を図り、地方の負担割合を軽減するなど、教員の働き方改革の推進に向けた環境整備に必要な財政措置を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県における今年度の事業の活用については、3市1町において、運動部活動の地域移行等に向けた実証事業に取り組む予定です。
しかし、1市町村当たりの事務費及び事業費の目安が低く設定されていることから、国が設定している予算の範囲内では、事務職員やコーディネーターの配置・活用、運営団体・実施主体の体制整備等に十分な予算を充てることができないほか、一つの部活動で複数の指導者が同時に指導に当たることが難しいなど、地域の実態に即した事業展開や課題の解消に向けた取組の展開が困難な状況にあります。
また、当県では、実証事業を進める市町の取組の成果と課題について県内全ての市町村や関係団体と情報共有を図るとともに、各市町村が実情に応じた取組を円滑に進めて行くことができるよう支援していきませんが、そのためには国による財政支援の更なる充実が必要です。
国が進める中学校における休日の部活動の段階的な地域移行については、少子高齢化が進む当県において、指導者や受け皿となる団体の確保には大

きな課題があることから、学校部活動への部活動指導員等の配置による地域連携を進めながら、地域や市町村の実情に応じた取組による持続可能なスポーツや文化芸術環境の整備を行っていく必要があります。

- (2) 当県の調査では、県内中学校教員の多忙化を感じる要因の第1位が部活動指導となっています。

平日はもとより、週休日の大会引率等による時間外勤務が増えているほか、競技経験のない部活動を担当することにより、専門的な指導ができないなど心理的な不安を抱えている教員も多い状況であり、高等学校教員でも同様の傾向にあります。

当県では、今年度、12市1町2県立中学校に計83名（運動部73名、文化部10名）の部活動指導員の配置を予定していますが、この事業成果を他市町村や県立中学校、さらには高等学校に周知することにより、活用希望が一層増加するとともに、教員の働き方改革の推進や部活動の質的な向上が期待されます。

部活動指導員の財源については、改革推進期間中は国の支援が見込まれるものの、教員の働き方改革をより推進するためには、本事業にかかる国の予算総額の増額を図るとともに、地方の負担割合を軽減するなど、財政支援の更なる拡充が必要です。

(担当課室名 教育庁保健体育課、義務教育課)

XII-11 地方財政措置における共済組合事務に要する費用の算定方法の改善について（新規）

総務省自治行政局
文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

地方公共団体が負担することとされている公立学校共済組合の事務に要する費用について、地方財政措置の算定の基礎となる組合員に短期組合員を含めるとともに、組合員1人当たりの単価が適切な額に措置されるようにすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

公立学校共済組合の事務に要する費用については、地方公務員等共済組合法に基づき、地方公共団体が政令の定めにより算定した額を負担することとされており、地方財政計画において、組合員1人当たり単価により財源が措置されていますが、令和5年度における組合員1人当たり単価は前年度から据え置きとなる見込みであり、さらに負担金の算定基礎となる組合員に、昨年10月より共済組合適用となった短期組合員が含まれないことから、地方公共団体からの負担金収入が大幅に減少する見込みです。

近年の制度改正に伴い、共済組合の業務量が年々増加する中において、今後もこのような状態が続けば、組合員及び年金受給者へのサービスが低下し、事業運営そのものに支障を生じることが懸念されます。

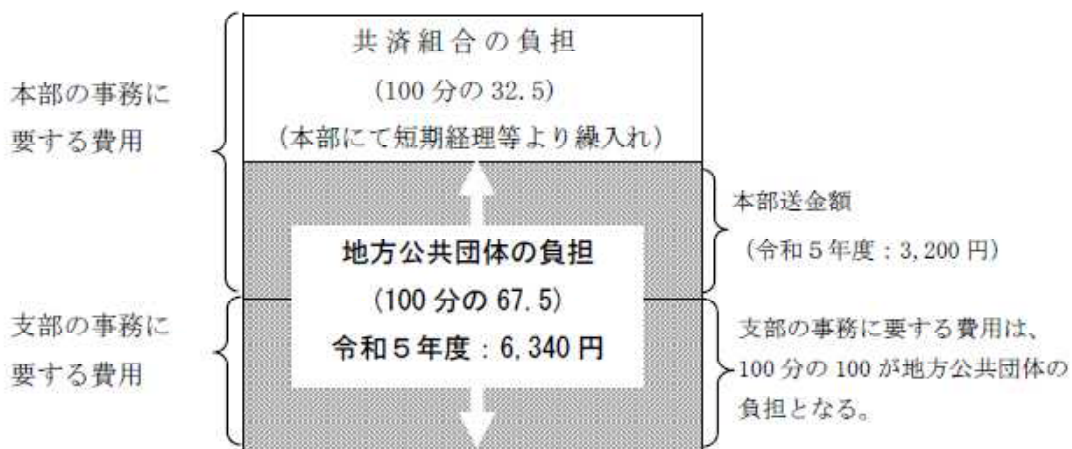
【参考資料】

(参考) 根拠法令等

- ・ 地方公務員等共済組合法 第 113 条第 5 項
地方公共団体は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。
- ・ 地方公務員等共済組合法施行令 第 29 条の 3（要約）
法第 113 条第 5 項に規定する費用のうち、地方公共団体が負担する額は、国家公務員等共済組合法第 99 条第 5 項の例により総務大臣が定めるところにより算定した額。
- ・ 総務大臣が定めるところにより算定した額 平成 27 年総務省告示第 346 号（要約）
組合の事務（福祉事業に関する事務を除く。）に要する費用の 67.5%。
- ・ 地方公務員等共済組合法施行規程 第 7 条・附則第 1 条の 2（要約）
組合の事務（福祉事業に関する事務を除く。）に要する費用の 32.5%については、本部において短期経理、厚生年金保険経理、経過的長期経理、退職等年金経理から繰り入れることができる。

<地方財政計画における措置額についての概念図>

地方公共団体の負担分は、地方財政計画において措置されており、下図の斜線部分となる。令和 5 年度における措置額は、組合員 1 人当たり年額 6,340 円である。



(担当課室名 教育庁福利課)

XII-12 地方における多文化共生社会の実現について

出入国在留管理庁
総務省自治行政局

【提案・要望の内容】

- (1) 地方における外国人からの相談対応機能を充実させるため、「外国人受入環境整備交付金」を来年度以降も継続し、十分な予算措置を講じること。
また、多文化共生施策の更なる推進にかかる地方財政措置を継続するとともに、地域の実情に合わせて事業を実施できるよう交付金の対象メニューを拡充すること。
- (2) 住民が必要とする正確な防災知識等の普及啓発及び個人が行うべき防災対策や災害発生時に必要とされる情報について、国が主体的に多言語により適切なタイミングで情報提供を行うこと。
- (3) ウクライナからの避難民の受入れに当たっては、身元引受の有無を問わず、避難民が安定した生活基盤を築くことができるよう十分な予算措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 外国人材受入れの拡大に伴い、今後も在留外国人の増加が予想されることから、地方において外国人向けの相談体制を充実させ、継続的に事業を実施するためには、外国人受入環境整備交付金など、国による財政支援が必要不可欠です。
また、地域の実情に応じて日本語教室を核とした相談体制の構築や運営に要する経費も交付金の対象とすることで、相談対応機能の充実を図ることができます。
- (2) 近年、全国的に災害が多発する状況において、在留外国人が正確な情報を効率的に入手するためには、国が一括して多言語による危機管理情報を提供すると同時に、地方公共団体がその情報へ誘導する役割を担うことが

必要です。

このため、当県では独自に「やさしい日本語」や多言語を活用した防災に関するリーフレットや手ぬぐい等のグッズを無料配布するなど、防災知識の普及啓発に努めており、さらに、国と地方の連携により効果的な情報発信の仕組みを構築することで、災害発生時などの危機的状況において、日本語が分からない住民も大きな安心感を得ることができます。

- (3) 避難民の受入れに当たっては、本邦における避難生活の長期化が見込まれることから、避難民の生活実態に応じて支援内容を柔軟に見直していくことが必要です。

また、国の支援対象が身元引受のない避難民のみにとどまっており、親族や知人、支援団体を頼って来日する身元引受のある避難民に対しては、受入市町村において応分の負担をしていることから、これらに対する支援が必要です。

(担当課室名 企画振興部国際課)

XII-13 学校図書館・公立図書館の資料の充実について

文部科学省総合教育政策局

【提案・要望の内容】

電子書籍やオーディオブック等、読書の多様化に対応することにより、児童生徒や地域住民が様々な書籍等に触れる機会を提供し、地方の将来を担う人材の育成機能を一層向上させるため、学校図書館・公立図書館の資料購入費にかかる国の財政支援を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県では、平成22年3月、全国に先駆けて「県民の読書活動の推進に関する条例」を制定し、「県民読書の日（毎年11月1日）」を中心とした全県的なイベントの開催や、公立図書館や公民館図書室、学校図書館を拠点とする地域の読書環境の充実に努めてきました。
- (2) 現在は、第3次読書活動推進基本計画（令和3年度～7年度）に基づき、市町村と連携しながら、家庭、学校、地域・職場における読書活動の推進に取り組み、生涯にわたって読書に親しみ、心豊かな社会の実現を目指した環境づくりを推進しています。
- (3) 特に、学校図書館や公立図書館では、学校教育のデジタル化への対応はもとより、様々な事情により読書から離れている児童生徒や地域住民の読書の推進を図るため、電子書籍を含む資料等の充実が必要です。

【参考資料】

市町村立図書館・県立図書館の資料費の推移

(単位：千円)

区分	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
市町村立図書館(※)	146,987	146,658	144,921	143,440	141,872	132,622	134,524
県立図書館	38,310	38,347	38,363	38,363	39,735	39,969	39,969

(※) 公民館図書室を含む

出典：『秋田県の図書館』（秋田県図書館協会発行）

(担当課室名 観光文化スポーツ部文化振興課、教育庁生涯学習課)

XIII 強靱な県土の実現と防災力強化

XIII-1 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について

財務省大臣官房、主計局

国土交通省大臣官房、総合政策局、不動産・建設経済局、都市局、
水管理・国土保全局、道路局、住宅局、港湾局、航空局

【提案・要望の内容】

- (1) 地方創生を支える社会資本の整備や災害に強い県土づくり、インフラの維持管理・更新等を計画的に推進するとともに、地域経済の下支えや、災害対応・除排雪作業等の担い手として地域社会を支える建設産業の活性化を図るため、当初予算において公共事業関係費を拡大し、持続的に確保すること。
- (2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について必要な予算・財源を安定的に確保するとともに、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めること。
加えて、5か年加速化対策終了後も中長期的な視点で継続的に対策を講じる必要があることから、次期計画については現計画以上の規模で予算・財源を確保するなど、今後の国土強靱化に向けた対策の制度設計に際して十分に配慮すること。
- (3) 東日本大震災の被災地を含めた東北全体の更なる復興を円滑に進めるため、令和6年度以降も復旧・復興関連予算を十分に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、整備を進めてきた社会資本が、県内産業の振興や災害に強い県土づくりに大きく寄与しているほか、ポストコロナを念頭に豊かで活力ある地方づくりと分散型国づくりを推進させていくためには、地方創生回廊の構築は必要不可欠であることから、社会資本の計画的な整備が必要です。
今年度の国の公共事業関係費は、例年並みに確保されたものの、当初予算比では、ピーク時の6割程度となっており、現下の物価高騰により内需拡大が見通せない中、地域経済を下支えする公共事業関係費の安定的な確保が急務となっています。
- (2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、令和7年度までの5か年で、重点的・集中的に国土強靱化の取組を進めていくこととされていますが、頻発化・激甚化する自然災害に対する抜本的な対策としては十分とは言えず、防災・減災対策の更なる推進が急務となっています。
- (3) 復旧・復興関連予算が十分確保されない場合は、通常予算に影響が及び、被災地のみならず東北地方全体の発展に大きな支障が生じます。

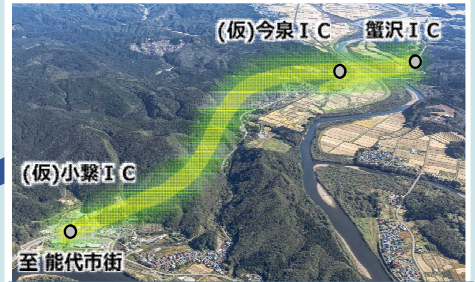
秋田の創生と災害に強い県土づくりを支える社会資本整備

(能代港：大森地区
洋上風力取扱埠頭 R5.3撮影)



地域の拠点形成や洋上風力発電の
推進に向けた港湾の機能強化

(日本海沿岸東北自動車道 ニツ井今泉道路 R4.8撮影)



日本海沿岸東北自動車道の整備により
県北部の企業進出・設備投資が増加

(淀川：平成29年度洪水被害発生
R5.3撮影)



洪水被害が発生した河川の改良復旧

(東北中央自動車道 横堀道路R4.11撮影)



県内産業や地域の救急医療を
支える幹線道路の整備



凡例	
■ 供用済 (4車線)	○ I C
■ 供用済 (暫定2車線)	◎ S I C
■ 事業中	● J C T

(秋田港 R元.8撮影)



環日本海交流拠点の整備

将来計画

■ 地域社会を支える建設産業の活性化が不可欠 ■



インフラ施設の点検・維持管理



迅速な災害復旧作業



冬期交通確保のための除排雪作業

5か年加速化対策終了後も中長期的な視点で継続的に対策を講じる必要があるため、次期計画については現計画以上の規模で予算・財源を確保することが必要

(担当課室名 建設部建設政策課、都市計画課、下水道マネジメント推進課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課)

XIII-2 災害に強く安全・安心で持続可能な道路空間の構築 について（拡充）

内閣官房
国土交通省大臣官房、道路局

【提案・要望の内容】

- (1) 早期に修繕が必要な橋梁やトンネルなどの老朽化対策について、計画的・集中的な財政支援を行い、予防保全への移行を促進すること。
特に、積雪寒冷地域において顕著な舗装の損傷・劣化に対応するため、舗装修繕について、道路メンテナンス事業補助制度の対象に加えるなど、支援メニューの拡充を図ること。
- (2) 交通事故の多発箇所に加え、通学路における危険箇所等への集中的な安全対策を推進するため、歩道の設置等のハード対策に必要な予算の更なる拡充を図ること。
- (3) 近年発生している短期間集中的な降雪による雪害に対応するため、防雪柵や融雪施設など雪寒施設の老朽化対策について、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の対象とするほか、堆雪場の整備に対する支援制度を創設すること。
- (4) 冬期における安全・安心な道路交通確保のため、除排雪予算の拡充を図るとともに、道路除雪業者が安定した経営を維持できるよう、少雪時においても、最低限必要となる機械の固定経費等に対する支援制度を創設した上で、必要な予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な維持管理を実現するためには、定期点検等により確認された修繕が必要な橋梁、トンネル等の道路施設への老朽化対策の加速化に加え、積雪寒冷地特有の凍結融解などによる舗装損傷箇所の修繕が必要です。
- (2) 令和3年6月に千葉県八街市で発生した交通死傷事故を受け、関係機関が実施した「通学路合同点検」を踏まえ、交通安全対策に当たっては、即効性の高いソフト対策に加え、歩道や防護柵の設置等のハード対策を適切に組み合わせ、可能なものから速やかに実施していくことが必要です。
- (3) 暴風雪や大雪時に発生するリスクに対応するには、防雪柵、雪崩予防柵及び融雪施設など、雪寒施設の老朽化対策が重要です。
また、大雪時には、交通の確保や住民の暮らしを守るため、頻繁な除排雪を行うことになり、排雪時に使用する堆雪場の確保が必要です。
- (4) 近年は、短期間集中的な降雪や急激な資材単価の上昇などにより除雪費が増加し、財政を圧迫しています。また、少雪時においても、適正な道路除雪体制を維持していくためには、除雪機械の管理費などの一定の固定経費に対して、国による支援制度の創設と予算の確保が必要です。

災害に強く安全・安心で持続可能な道路空間の構築

■ 予防保全型インフラメンテナンスへの早期移行



朽腐食
(秋田空港線 秋田市) 小友沢橋



壁面欠落
(国道285号 大館市) 板戸越トンネル



舗装の損傷・劣化
(国道105号 仙北市)

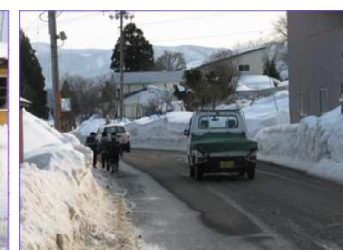
■ 通学路等の安全対策



(川連増田平鹿線 湯沢市) 八面地区



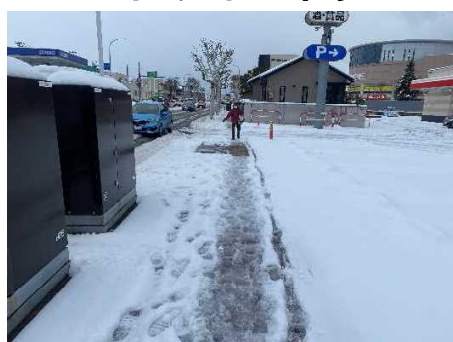
(根瀬尾去沢線 鹿角市) 松館地区



■ 雪寒施設の老朽化対策、堆雪場の整備



防雪柵の老朽化
(常盤峰浜線 能代市)



融雪施設の老朽化
(秋田岩見船岡線 秋田市)



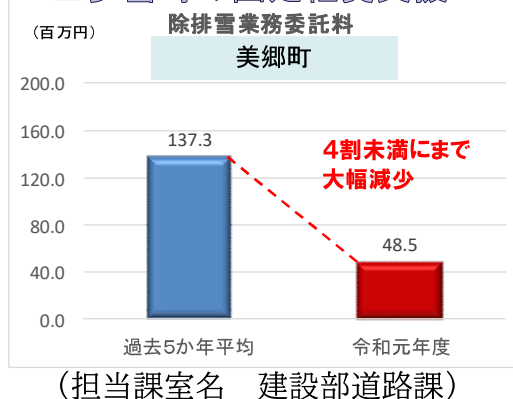
堆雪場整備の必要性
(横手市)



雪崩予防柵の老朽化
(比内森吉線 北秋田市)



■ 少雪時の固定経費支援



XIII-3 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について(拡充) ①国直轄事業(河川・ダム・砂防)の促進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

激甚化・頻発化する水災害に備え県民の生命・財産を守るため、支川の背水対策を含めた直轄河川事業及び直轄砂防事業の更なる促進を図ること。

- (1) 「雄物川」等、直轄管理河川における治水事業の推進に必要な予算の更なる拡大を図ること。
また、気候変動を踏まえた河川整備基本方針及び河川整備計画の見直しを加速化させること。
- (2) 「成瀬ダム」について、事業費の縮減に努めつつ、本体工事の促進を図ること。
また、「鳥海ダム」について早期に本体工事に着手すること。
- (3) 平成29年及び平成30年に発生した記録的豪雨により、広範囲に及ぶ家屋浸水や冠水による国道13号の全面通行止めが発生した普通河川「古川」流域の治水対策について、引き続き国が主導し、流域関係者への助言等、技術的支援を行うこと。
- (4) 雄物川中流部における治水対策に伴い水位上昇の影響を受ける「平尾鳥川」の治水対策について、早期に工事着手すること。
- (5) 「八幡平山系」にかかる直轄砂防事業について、工事の促進を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 気候変動による水災害リスクの増大に対応するため、流域のあらゆる関係者が協働して行う治水対策を計画的に進めていく必要があります。
- (2) 両ダムが建設される地域では、治水上の必要性に加え、水源の確保を求める声が高まっており、ダムの早期完成が強く望まれています。
令和3年9月には、成瀬ダムの基本計画が変更され、全体事業費が増額となっています。
- (3) 秋田市南部に位置する「古川」の流域において、国・県・市で構成する「治水対策協議会」を設立し、三者の連携による一体的な治水対策を進めています。
- (4) 雄物川へ流入する県管理の支川においては、本川等の堤防整備により、合流部の水位上昇に伴う浸水被害等が想定されることから、早急な治水対策が必要です。
- (5) 秋田駒ヶ岳を中心とする火山地域において荒廃地からの土砂流出による土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため、砂防堰堤によるハード対策の促進が必要です。

国直轄事業（河川・ダム・砂防）の促進

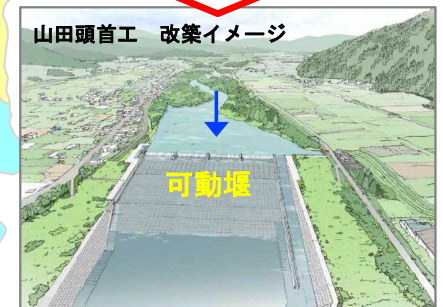
流域治水協議会により策定した流域治水プロジェクト内容(国事業:河川・砂防関係)

【氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策】

- ・米代川水系: 河道掘削(大館市:長坂地区)、堤防整備(大館市:扇田地区)、水防災拠点(北秋田市:栄地区)等
- ・雄物川水系: 河道掘削(秋田市:雄和地区、大仙市:大仙地区)、頭首工改築(湯沢市:下関地区)等
- ・子吉川水系: 河道掘削(由利本荘市:二十六木地区)等
- ・八幡平山系: 砂防堰堤整備(仙北市)等
- ・成瀬ダム(東成瀬村)・鳥海ダム(由利本荘市): ダム建設

令和5年度 国による主要事業箇所図

②雄物川(湯沢市)



③八幡平山系(仙北市)



④成瀬ダム(東成瀬村)



(担当課室名 建設部河川砂防課)

凡例

- 直轄河川事業
- ▭ 直轄ダム建設事業
- 直轄砂防事業



①古川(秋田市)



XIII-3 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について(拡充) ②河川改修事業及び老朽化対策・土砂災害対策の推進

総務省自治財政局
国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

激甚化・頻発化する水災害に備え県民の生命・財産を守るため、流域治水対策や老朽化対策等について、更なる支援を図ること。

- (1) 令和4年8月豪雨により大きな被害を被った、「下内川」、「三種川」、「芋川」等の治水対策や、長寿命化計画に基づく河川管理施設等の老朽化対策など、これらの推進に必要な予算の更なる拡大を図ること。
- (2) 中小河川の水害リスク情報の空白域を解消するために必要な浸水想定区域図作成など、流域治水プロジェクトに位置づけられたソフト対策に要する予算を十分に確保するほか、気候変動の影響を踏まえた治水計画の見直しに対して支援すること。
- (3) 時限措置となっている、「緊急浚渫推進事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」の事業期間延長を図ること。
- (4) 土砂災害防止施設の整備を推進し、公共施設や要配慮者利用施設等を保全するため、ハード・ソフト対策に要する予算の拡大を図ること。
- (5) 公共土木施設の災害復旧事業へ充当する地方債について、過年の充当率が現年と同率になるよう、見直しを行うこと。
また、災害復旧事業に関する調査・設計費等の国庫補助対象要件について、拡充を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 昨年8月に東北・北陸地方を中心に断続的に猛烈な雨が降り、当県においても13河川が氾濫するなど、大きな被害が出ています。
激甚化・頻発化する水災害に備えた河川の治水対策や、河川管理施設等の老朽化対策の着実な推進に向けた安定的な予算の確保が必要です。
- (2) 流域全体で水害を軽減させるため、流域治水プロジェクトに位置づけられたソフト対策にかかる予算の確保や、気候変動を踏まえた治水計画の見直しや事業手法の検討などにかかる財政的・技術的な支援が必要です。
- (3) 小規模河川の氾濫対策に有効な土砂撤去や樹木伐採、護岸整備などの地方単独事業は、防災・減災対策として継続的に実施する必要がありますが、財源確保が課題となっています。
- (4) 重要インフラを保全する北秋田市阿仁小淵地区の地すべり対策事業など、ハード対策にかかる予算の確保が引き続き必要であるほか、最新の高精度な地形情報に基づいた土砂災害警戒区域等の指定にかかる財源の確保が課題となっています。
- (5) 災害復旧事業においては、過年災の地方債充当率が現年災に比べて10%低くなっているほか、申請及び実施にかかる調査・設計費の大部分が国庫補助対象外となっていることから、財源の確保が課題となっています。

河川改修事業及び老朽化対策・土砂災害対策の推進

流域治水協議会により策定した 流域治水プロジェクト概要(県事業:河川・砂防関係)

【氾濫をできるだけ防ぐ・減らすためのハード対策】

- ・米代川水系:下内川堤防整備、小淵地区地すべり対策 等
- ・雄物川水系:新城川堤防整備、斉内川堤防整備 等
- ・子吉川水系:芋川堤防整備 等
- ・馬場目川水系:三種川堤防整備 等

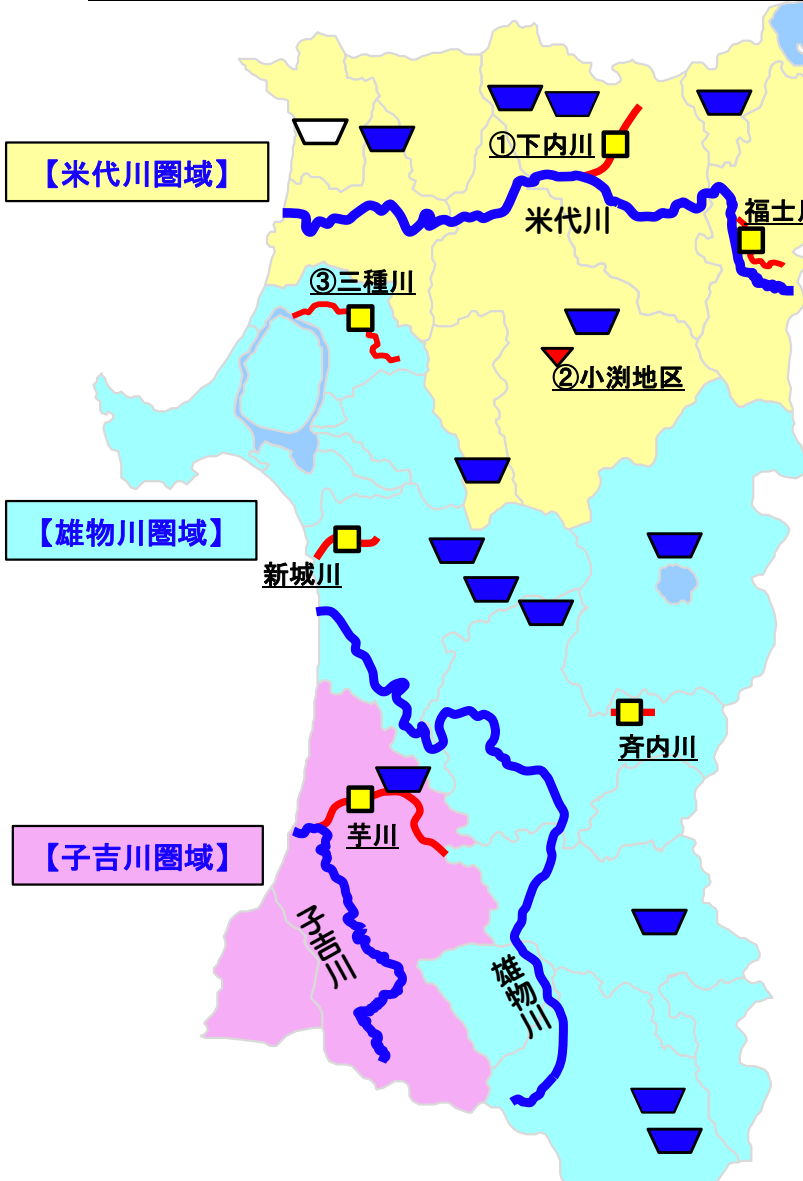
【被害の軽減、早期復旧復興のためのソフト対策】

- ・水害リスク空白域解消のための浸水想定区域図の作成
 - ・避難行動の目安となる水位計・カメラの設置運用・更新
- 危機管理型水位計設置済み数 188基
簡易型河川監視カメラ設置済み数 56基

長寿命化計画に基づく老朽化対策

河川管理施設(樋門・樋管)の補修等	1,100基
ダム設備の更新等	14基
砂防関係施設(砂防えん堤ほか)の補修等	4,778施設
海岸保全施設(護岸ほか)の補修等	61,706m

令和5年度 秋田県による主要事業箇所及び補助ダム位置、流域治水協議会区域図



河川改修事業 ①下内川(大館市)



地すべり対策事業 ②小淵地区(北秋田市)



河川改修事業 ③三種川(三種町)

凡例

- 主要河川改修事業箇所
- ▼ 主要地すべり対策事業箇所
- ▤ 1級水系補助ダム(14基)
- ▥ 主要事業箇所に係る
県管理河川
- ▧ 2級水系ダム(1基)

(担当課室名 建設部河川砂防課)

XIII-4 治山事業の推進について

林野庁

【提案・要望の内容】

- (1) 荒廃した森林の復旧や山地災害の未然防止に必要な施設を計画的に整備するため、治山事業の予算を十分に確保すること。
- (2) 復旧治山事業において、近年頻発している人家裏等での中小規模の山腹崩壊について対策を実施できるよう、全体計画額に関する採択要件を緩和すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、令和4年8月の豪雨により、70か所で山腹崩壊や土砂流出などの山地災害が発生し、緊急性の高い箇所については、災害関連緊急治山事業等により対応しましたが、残る18か所については公共治山事業により対応する必要があります。
- (2) 近年の局地的な集中豪雨により、公共事業で対応が必要な箇所が累積しており、計画的な施設整備が必要な山地災害危険地区のうち、対策工事に着手した箇所は、いまだ3割以下にとどまっていることから、補正予算等を含め、更なる予算の拡充が必要です。
- (3) また、人家裏や道路周辺での中小規模の山腹崩壊の割合が高くなっていることから、復旧治山事業の採択要件（全体計画額7,000万円以上）を緩和する必要があります。

【参考資料】

1 令和4年8月豪雨により発生した山地災害

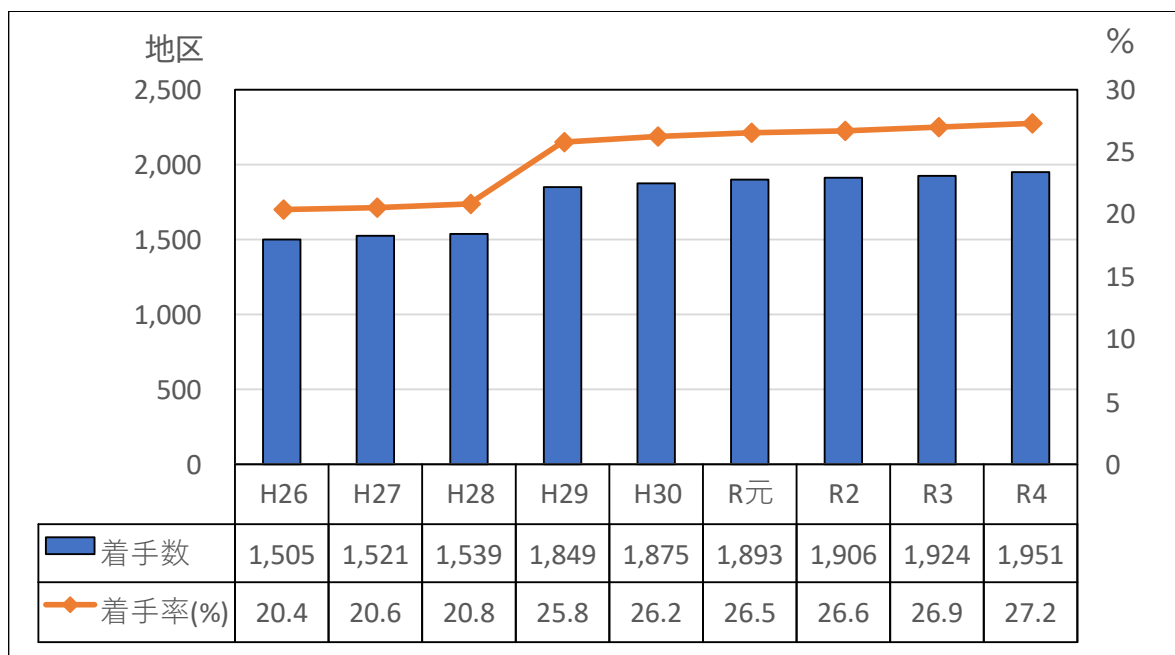


南秋田郡五城目町 五百刈地区



由利本荘市 山梨子地区

2 山地災害危険地区における工事着手数の推移



※山地災害危険地区の総数は、再点検等により変動はあるが、7,300箇所程度となっている。

(担当課室名 農林水産部森林環境保全課)

XIII-5 石油製品備蓄の強化について

資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

自然災害の増加や国際的な政治的リスク等を背景とした石油価格上昇を見据え、重油やガソリンなど石油製品の備蓄をしていく必要があることから、国が主体となって、日本海側の備蓄拠点として男鹿市船川港周辺地域等における整備を進めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災では、多くの製油設備が被災して石油製品の供給が困難になり、被災直後における太平洋側の被災地への石油製品の供給に当たっては、秋田港等が陸揚げ拠点になるなど、当県が大きな役割を果たしました。
- (2) 中東などでの政治的リスクやロシアによるウクライナ侵攻等を背景に石油価格が上昇しており、こうした状況下においても安定的に石油製品を供給できるよう、石油製品備蓄の強化が求められています。
- (3) 東北地方における日本海側の備蓄拠点は、地理的なバランスから、原油に関する国家石油備蓄基地を有する当県沿岸部の男鹿市船川港周辺地域等に配置することが適切です。
- (4) 現在、国では、民間の石油会社等が所有するタンクを借り上げるとともに、石油タンク等の貯蔵供給設備の導入等に対する補助などにより、石油製品の備蓄増強に取り組んでいますが、製油設備がない日本海側においては、国が主体となって備蓄拠点を新たに整備することが必要です。

(担当課室名 産業労働部クリーンエネルギー産業振興課)

XIV 安全・安心な生活環境の確保

XIV-1 空き家対策への支援について

総務省自治財政局
国土交通省住宅局

【提案・要望の内容】

人口減少や少子高齢化が進行する中で、空き家の増加が喫緊の課題となっていることから、都道府県が市町村と共に取り組む空き家対策に対し、財政措置を講じること。

また、管理不全な空き家対策を促進するため、先行・優良事例の横展開を早期に進めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 過疎化が急激に進む当県において年々増加する空き家は、防災、防犯、景観等の様々な方面に影響を及ぼしており、とりわけ豪雪地帯においては空き家の倒壊が相次ぐなど、大きな問題となっています。
- (2) 当県では、市町村や関係団体と連携し、県内外の空き家所有者等を対象に、全県で空き家相談を実施することや空き家の適正管理を促すための普及啓発事業に取り組むことにより、管理不全な空き家の発生抑制に努めることにしています。
- (3) また、県内市町村は職員不足などから、管理不全な空き家対策を推進する上での十分なスキルやノウハウを構築できておらず、有効な手立てを企画・立案・実施することに苦慮している実情を踏まえ、市町村職員を対象とした困難事案対応研修を新たに開催し、管理不全な空き家対策を促進することとしております。
- (4) しかしながら、空き家相談や普及啓発、研修事業の実施に要する経費のソフト事業に対する特別交付税措置は、市町村のみが対象となっており、都道府県は対象になっておりません。

- (5) また、管理不全な空き家対策に関する先行・優良事例等の情報が全国的に不足しており、その解消に向けた有効な手立てについて、市町村への積極的な情報提供が難しい状況にあります。

【参考資料】

1 平成30年の空き家率

住宅総数 (A)	空き家 一戸建て(B)	空き家率 (B/A)	順位(ワースト)	
			全国	東日本
445,700 戸	34,700 戸	7.8%	9位	1位

※推計値。空き家一戸建て(B)は、賃貸・売買用を除く。

(出典：総務省「住宅・土地統計調査」)

2 秋田県が行う空き家対策の概要（令和5年度）

(1) 空き家無料相談会

行政と関係団体が協働で空き家に関する無料相談会を開催することにより、空き家の利活用や処分等の促進を図る。

(2) メディアを活用した普及啓発

空き家問題に関する一般県民向けの普及啓発を、県広報紙やテレビCMを活用して実施する。

(3) 市町村向け困難事案対応スキルアップ研修会

苦情対応や代執行など困難事案の対応を含む、ケーススタディ等を交えた市町村職員向け研修を実施する。

3 特別地方交付税措置の概要

区分	取組内容	対象	措置率
補助 事業分	・所有者などの調査等 ・空き家等対策計画の策定 ・空き家の除却、改修	県・市町村	0.5
単独 事業分	・体制整備（空き家データベース、相談窓口の設置等） ・空き家の利活用（空き家バンクの設置等） ・特定空き家の除却・改修	市町村	

(担当課室名 あきた未来創造部地域づくり推進課)

XIV-2 消費者行政の充実に向けた支援について

消費者庁

【提案・要望の内容】

- (1) 地方の消費者行政の充実・強化を図るため、今後とも、長期的な視点から消費生活相談員の育成や消費者教育などに取り組めるよう、「地方消費者行政強化交付金」について、継続的かつ安定的な制度とすること。
- (2) 同交付金のうち「地方消費者行政推進事業」について、活用期間終了までの予算を十分確保するとともに、「地方消費者行政強化事業」について、使途の拡充や補助率の嵩上げなど制度の改善を図ること。

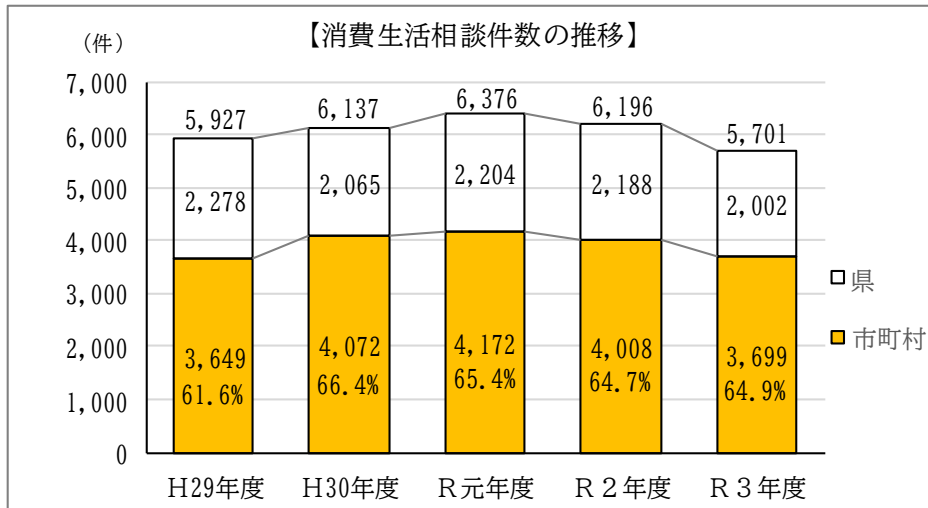
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、国の交付金を活用し、消費生活相談員の増員や生活センター北部・南部消費生活相談室の開設など、県及び市町村の消費生活相談体制の充実・強化を図るとともに、「秋田県消費者教育推進計画」に基づく消費者教育を推進してきたところです。
- (2) しかし、当県においては、高齢化が進行する中、高齢者の特殊詐欺被害が依然として深刻な情勢であるほか、成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害の発生・拡大が懸念されるとともに、コロナ禍により加速した消費行動の変化等で生じる新たな問題にも対応するため、消費生活相談体制や消費者教育を一層強化する必要があります。
- (3) 特に市町村では、国の交付金を活用して消費生活相談員の配置・育成等相談体制の維持・充実を図っており、国からの継続的な支援が得られなければ、消費者行政の機能低下にもつながりかねない状況にあります。
このため、「地方消費者行政強化交付金」については、地方の実情に応じた取組を継続的に実施できるよう、必要な予算を十分確保するとともに、使途の拡充や補助率の嵩上げが必要です。

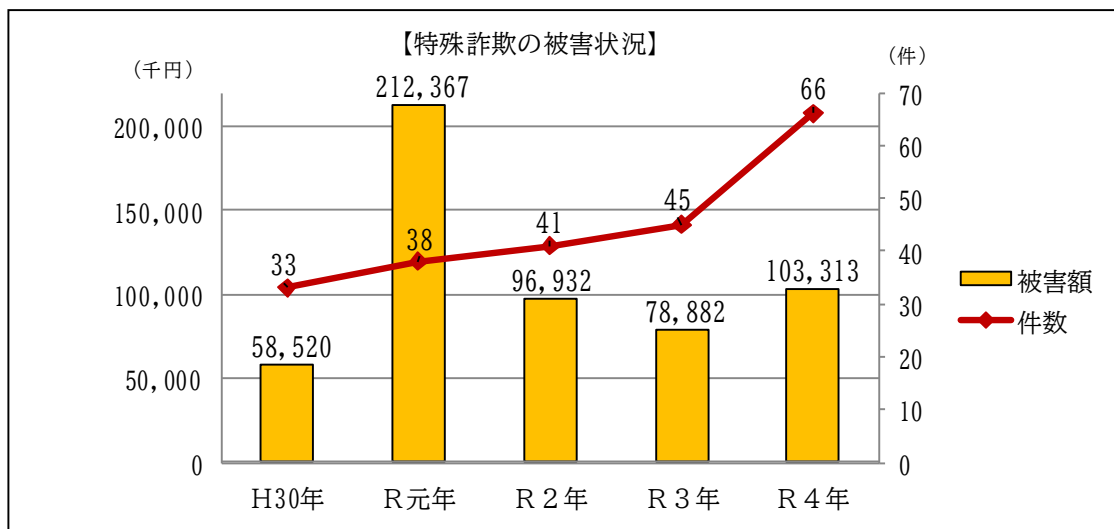
【参考資料】

1 秋田県の消費生活相談体制

- 消費生活相談件数（令和3年度）
5,701件（県：2,002件、市町村：3,699件）
- 消費生活相談員数（令和4年4月1日現在）
32人（県：10人、市町村：22人）



2 特殊詐欺の被害状況の推移



3 令和5年度の主な取組

- ① 高齢者の特殊詐欺被害の防止
啓発資料の作成・配布、多様な広報媒体を活用した啓発活動等
 - ② 消費者教育の推進
消費者トラブル防止に関する出前講座の実施、オンライン広告等
 - ③ エシカル消費の普及・啓発
 - ④ 交付金を活用した市町村事業への助成
専任相談員の配置、研修参加、啓発活動等
- （担当課室名 生活環境部県民生活課）

XIV-3 雪対策にかかる支援の充実について

内閣府政策統括官（防災担当）
総務省自治財政局
国土交通省国土政策局

【提案・要望の内容】

- (1) 過疎化、高齢化の進行により克雪力が低下している地域において、冬期間の住民の安全・安心な生活を確保するため、県及び市町村が円滑に雪対策を実施できるよう、高齢者や障害者等世帯の除排雪費用への助成、緊急避難的な空き家の雪下ろしに要する経費などについて財政措置を拡充すること。
- (2) 「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金」について、予算を十分確保するとともに、「安全克雪事業」の対象要件の緩和など制度の改善を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、除排雪中の安全対策に関する普及啓発や地域において除排雪に取り組む団体の立ち上げ支援等の対策を講じています。
また、多くの市町村では、高齢者世帯等の雪下ろし及び道路除雪により間口に寄せられた雪の処理などにかかる経費の助成を行っていますが、厳しい財政状況の中では、対象者や助成額、助成率、利用回数等に制限を設けざるを得ない状況にあります。
さらに、積雪による空き家の倒壊、空き家からの落雪等による危害の発生も全県域で懸念されています。
このため、県及び市町村の雪対策にかかる助成について、措置率の引き上げのほか、間口除雪や空き家の雪下ろしを対象経費に加えるなどの財政措置の拡充が必要です。
- (2) 「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金」においては、対象事業に内容の拡充や新規の取組を求められており、既に事業を実施している県や市町村にとって利用しにくい制度となっています。
このため、既存事業も対象とするなど、豪雪地帯のニーズを的確に捉えた制度とする必要があります。

【参考資料】

1 雪による人的被害の発生状況 (単位：人)

	死亡	重傷	軽傷	合計
平成30年度	6 (6)	5 0 (2 7)	3 9 (2 9)	9 5 (6 2)
令和元年度	1 (1)	1 4 (1 0)	8 (7)	2 3 (1 8)
令和2年度	1 8 (1 6)	1 3 7 (9 2)	1 0 9 (7 3)	2 6 4 (1 8 1)
令和3年度	9 (7)	1 0 6 (7 8)	1 0 2 (7 2)	2 1 7 (1 5 7)
令和4年度	5 (5)	3 9 (2 7)	4 7 (3 2)	9 1 (6 4)

※ () は65歳以上。令和4年度は令和5年3月31日時点。

2 雪下ろし等除排雪費用の助成状況等

(1) 助成状況

	雪下ろし (市町村数)	間口除雪 (市町村数)	助成実績額 (百万円)
平成29年度	1 5	2 3	2 1 2
平成30年度	1 6	2 3	1 6 4
令和元年度	1 6	2 3	8 8
令和2年度	1 6	2 3	2 3 6
令和3年度	1 6	2 3	2 7 0

※助成実績額は、雪下ろし及び間口除雪に助成した費用の総額

(2) 助成の利用制限

令和3年度に雪下ろし等除排雪費用の助成制度を設けた23市町村のうち22市町村で、上限額や助成回数等の利用制限をしている。

3 特別交付税措置されている主な経費（高齢者等の雪下ろし支援に要する経費）

- ・ 事業者に雪下ろしを委託した場合の費用に対する助成
- ・ 安全対策の広報や命綱、ヘルメットの貸出
- ・ 共助組織（自治会等）に対する除雪機の貸与、保険料の助成

(担当課室名 生活環境部県民生活課、あきた未来創造部地域づくり推進課)

XIV-4 水道事業の基盤強化に向けた支援の拡充について

総務省自治財政局
厚生労働省医薬・生活衛生局

【提案・要望の内容】

人口減少社会にあっても、水道事業の「安全」・「強靱」・「持続」が確保されるよう、市町村が推進する水道事業の基盤強化に向けた取組に対する支援を拡充すること。

- (1) 「水道施設整備費国庫補助金」及び「生活基盤施設耐震化等交付金」について、引き続き十分な予算を確保すること。
- (2) 水道施設の耐震診断や耐震化計画の策定に要する費用を補助対象に加えるほか、「水道管路緊急改善事業」をはじめとする基幹水道構造物の耐震化事業に対する補助率を引き上げること。
- (3) 水道事業の広域連携にかかる補助金等の採択基準を緩和するとともに、水道施設の広域的管理や事務の共同実施等に対する財政支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

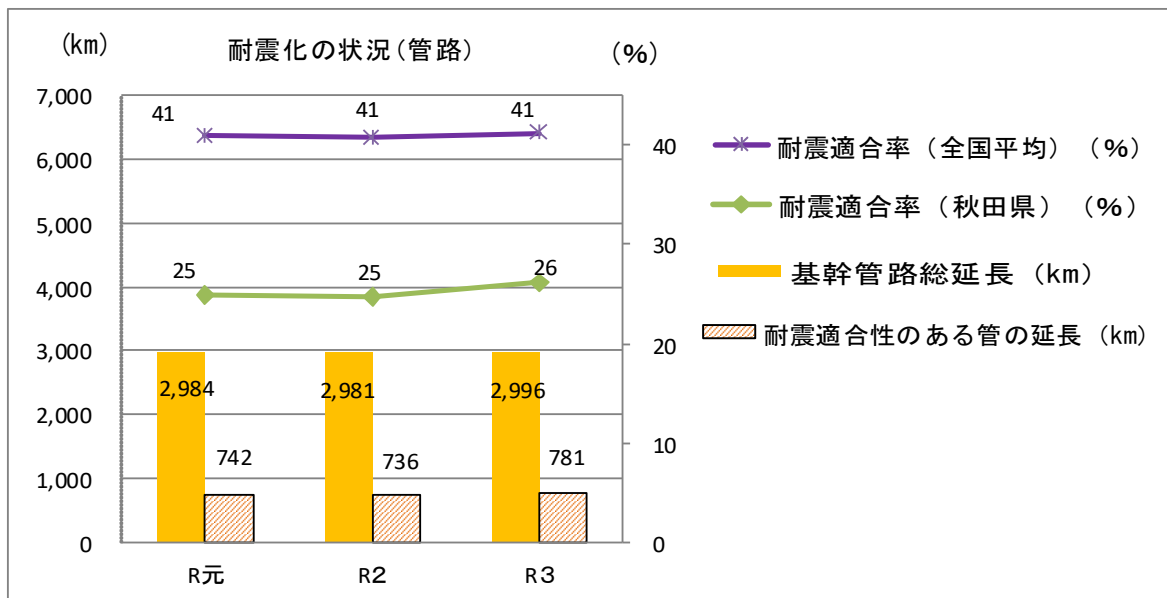
- (1) 当県の水道普及率は令和3年度末で約92%、基幹管路の耐震適合率は令和3年度末で約26%で依然として全国平均よりも低い水準にあります。水道施設の本格的な更新時期を迎える当県にとって、今後も所要額を満たす予算の確保が必要です。
- (2) 耐震化を計画的に推進するためには耐震化計画の策定が必要ですが、財政基盤の弱い市町村にとって、耐震診断や被害想定予測等に要する経費は大きな負担になることから、当県の水道における耐震化計画（管路）の策定率は28%、7市町村にとどまっています。
また、国は基幹管路の耐震適合率を令和10年度までに60%以上に引き上げる目標を掲げていますが、国庫補助率はおおむね1/4～1/3となっており、目標を達成するためには補助要件の緩和や補助率の引上げなど、制度の拡充が必要です。

(3) 昨年度に策定した秋田県水道広域化推進プランでは、市町村を超える様々な広域化シミュレーションを実施しましたが、69から25市町村へ合併が進んだ当県において、地形の制約もあり、施設の共同化等については課題が多い一方、共同調達や共同研修等については一定の効果が期待できることが分かりました。

広域連携を更に推進するためには、「水道事業運営基盤強化推進等事業」について、補助対象に事業統合等を伴わない2事業体間の広域化を加えることや人口要件の撤廃といった採択基準の緩和や、水道施設の広域的管理や事務の共同実施等に対する財政支援制度の創設など、それぞれの地域に適した取組を進める必要があります。

【参考資料】

1 秋田県の水道事業における耐震化の状況（簡易水道を除く）



2 水道施設整備費（国予算）における年度別推移状況

(単位：億円)

		R元予算額 +H30補正予算額	R2予算額 +R元補正予算額	R3予算額 +R2補正予算額	R4予算額 +R3補正予算額	R5予算額 +R4補正予算額
当初	公共	218	188	168	169	170
	非公共	432	418	227	218	202
補正	公共	70	70	90	25	25
	非公共	200	144	300	365	345
合計		920	820	785	777	742

注1) 公共：水道施設整備費補助金、非公共：生活基盤施設耐震化等交付金

注2) 内閣府（沖縄県）、国土交通省（北海道、離島・奄美地域、水資源機構）、復興庁計上分の総額で、前年度補正予算額を含む

(担当課室名 生活環境部生活衛生課、企画振興部市町村課)

XIV-5 東日本大震災等による県外避難者の生活再建に向けた支援について

復興庁

【提案・要望の内容】

避難者の生活再建に向けた支援や心のケア等は継続的な取組が必要であることから、引き続き避難先自治体が行う取組について「被災者支援総合交付金」など財源の確保を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

昨年実施した避難者を対象としたアンケート調査によると、世帯員の中に心身の不調を訴える者がいると回答した世帯の割合は26.7%であり、当県では支援を必要としている避難者を対象に、戸別訪問や保健師による定期相談等を行っています。

国では令和3年度から5年間で「第2期復興・創生期間」とし、受入県が活用できる「被災者支援総合交付金」制度を設けていますが、広域的避難は長期化が見込まれることから、国としても引き続き避難先自治体が行う取組を継続的に支援する必要があります。

【参考資料】

被災県別避難者受入状況

(令和5年2月1日現在)

被災県	民家等		応急仮設住宅		公営住宅		病院等		計	
	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
岩手県	2	3	0	0	1	1	0	0	3	4
宮城県	26	49	0	0	3	7	1	1	30	57
福島県	107	297	3	6	7	16	0	0	117	319
計	135	349	3	6	11	24	1	1	150	380

※当県の応急仮設住宅は、民間のアパート等を借り上げて提供しているいわゆる「みなし仮設住宅」である。

(担当課室名 総務部総合防災課)

XIV-6 道路標示事業にかかる国庫債務負担行為について

警察庁交通局

【提案・要望の内容】

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の規定に基づき実施する道路標示事業にかかる国庫補助金のうち、必要な額を国庫債務負担行為により措置すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

道路標示事業については、児童をはじめとした歩行者の安全を確保するため、消雪期の早い段階において再塗装を実施していますが、降雪により年度内の事業完了が困難であるため、当県の12月補正予算において、債務負担行為限度額を設定の上、当該年度中に支出負担行為、翌年度の事業完了後に支出しています。

本事業には、国庫補助金の対象となる事業も含まれていますが、当県の債務負担行為に対応した国庫補助金の裏づけがないため県単独事業として執行しています。

当県では道路横断中の交通事故が高止まり傾向にあることから、除雪作業により摩耗した標示を再塗装するため債務負担行為を活用した事業継続を検討していますが、財源確保が課題となっています。

(担当課室名 警察本部交通部交通規制課)

XIV-7 交通取締用四輪車の四輪駆動化について

警察庁長官官房、交通局

【提案・要望の内容】

国から配分される交通取締用四輪車は、ほぼ後輪駆動車であり、当県のような積雪地帯では、冬期間の交通指導取締活動等に支障を来していることから、今後の配分においては、四輪駆動車とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

国から配分される捜査用車や無線警ら車等については、前輪駆動車又は四輪駆動車ですが、交通取締用四輪車については、現在もほぼ後輪駆動車で配分されています。

冬期間の後輪駆動車の場合は、後輪の空転や横滑りによる尻振り状態、路面・路肩の積雪によるコントロール不能状態となるため、当県の冬期間の交通指導取締活動や交通事故処理については、主として四輪駆動車である交通事故処理車や誘導標識車を使用している現状にあります。

【参考資料】

○ 後輪駆動車で交通指導取締活動に支障を来した事例

雪で50キロ規制された圧雪（一部凍結）路面において、後輪駆動車の交通取締用四輪車で走行中、後方から追い上げてきた一般車両に追い越されたことから、法令遵守を指導するために追い上げたが、上り勾配（3%）のため尻振り状態となり加速できず、その先もアップダウンが続いたため追いつくことができなかった。

（担当課室名 警察本部警務部警務課）

XIV-8 無線警ら車・小型警ら車の増強等について

警察庁長官官房、生活安全局

【提案・要望の内容】

国から配分される無線警ら車、小型警ら車は基本的に減耗更新されているが、令和3年12月に全ての車両を対象に更新基準年数が延長され、更新整備が滞っている状況にあることから、更新基準年数に基づき確実に減耗更新するとともに、更新基準年数を短縮すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

国から配分される無線警ら車、小型警ら車については基本的に減耗更新されるものですが、更新基準年数の延長や滞留により走行距離が増えるとともに、当該車両が全体的に老朽化しています。

警察用車両の購入については国庫で支弁することとなっており、不足する分については、県費で整備し必要台数を確保していますが、県費整備分の更新も県財政が厳しく計画的に進まず、国費車両の減耗更新対象車両を延長使用しているところ です。

また、減耗更新予定の車両についても国からの配分が滞っていることなどから全体的に老朽化が進んでおり、特に無線警ら車、小型警ら車については、ほぼ毎日使用していることから、乗降回数が多いため座席シートの破れやサスペンションのへたり、エンジンの不調など年々修繕費を圧迫している現状にあります。

【参考資料】

- 老朽化した小型警ら車に対する県民からの苦情事例
「〇〇駐在所のパトカーが古く、見た目がみすぼらしすぎる。こんなパトカーで〇〇線を守れるのか。勤務員の士気にも関わらないか。コロナ情勢や警察が県の中で弱い立場で予算なども厳しいことも重々分かっているが、あまりにもひどいパトカーに見えるので、是非検討してもらいたい。」
(小型警ら車に対する実際の苦情です。)
 - 小型警ら車及び無線警ら車年式別配備状況
※警察庁が示す警察車両更新基準年数
小型警ら車 11年
無線警ら車 7年
- | | | | | |
|-----|-------|------|-----------|-------------|
| (1) | 小型警ら車 | 126台 | うち更新基準を超過 | 51台 (40.5%) |
| (2) | 無線警ら車 | 52台 | うち更新基準を超過 | 22台 (42.3%) |

(担当課室名 警察本部警務部警務課)

XIV-9 「人と動物が共生する社会」の実現に向けた取組に対する支援について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

- (1) 地方公共団体が行う「命を大切にすることを育む教室」や「犬猫の合同適正譲渡事業」などの動物愛護に資する独自の取組に対して財政支援制度を創設すること。
- (2) 「動物適正飼養・基盤強化事業」の一環として、「動物愛護フェスティバル」等の動物愛護週間関連事業を、国が全国各地において実施すること。
- (3) 動物愛護施設等の整備に対する財政的支援を拡充するとともに、補助対象を拡大すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、動物愛護センターを動物愛護の拠点として、動物愛護推進員や民間ボランティアとの協働により、様々な独自の取組を実施していますが、こうした「人と動物が共生する社会」の実現を図るための取組をより一層推進するためには、国の財政的支援が必要です。
- (2) また、秋田犬に代表される当県の資源を活用し、「動物にやさしい秋田」を県内外に発信していますが、国内の動物愛護思想の更なる醸成を図るためには、国が地方公共団体との共催等による全国規模のイベントやキャンペーン等を各地で開催する必要があります。

- (3) さらに、管轄面積の広い当県においては、犬猫の一時収容施設や動物愛護センターへの搬送用車両が必須となっており、今後施設の改修や車両の更新などにより収容犬猫の飼養環境等を整備していくことにしていますが、現状では予算が十分ではなく、また車両については対象外のため、「動物収容・譲渡対策施設整備費補助金」の拡充や補助対象の拡大が必要です。

【参考資料】



犬猫搬送用車両



動物愛護フェスティバルの様子



動物愛護フェスティバルの様子



(担当課室名 生活環境部生活衛生課)

XIV-10 公衆衛生獣医師の地域偏在の解消に向けた制度の構築等について（新規）

厚生労働省医薬・生活衛生局

【提案・要望の内容】

- (1) 地方における公衆衛生獣医師の不足が顕著となっていることから、地域偏在の解消に向け、国が主体的に実効性のある取組を実施すること。
- (2) 公衆衛生獣医師が不足している地域での勤務を促進するため、獣医学生への修学資金貸与の財政支援制度を創設すること。
- (3) と畜場法第14条に規定されると畜検査員が行う検査の一部簡略化について、早急に検討を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の公衆衛生獣医師は、本庁、保健所、食肉衛生検査所、動物愛護センターにおいて勤務していますが、獣医師の採用が非常に困難な状況が続いており、人員不足が常態化しています。
- (2) 当県では、公衆衛生獣医師不足の解消に向け、県への就職を条件に、獣医学生に県独自の修学資金を貸与してきたほか、県が交通費等を負担して行うインターンシップ、獣医大学での説明会の実施、初任給調整手当の支給など、公衆衛生獣医師確保対策に取り組んで来ましたが、県単独の取組には限界があります。
- (3) 令和3年地方分権改革に関する当県の提案への政府の回答を踏まえ、効率的な畜検査の実施など地域の実情に応じた検査のあり方について、早急に検討を行う必要があります。

【参考資料】

当県の公衆衛生獣医師数の推移

(単位：人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
獣医師数	41	40	39	38	34	35	36	34	28	26
新規採用数	1	1	2	2	1	3	0	0	0	1

当県の公衆衛生獣医師の年齢構成

(単位：人)

年代	20代	30代	40代	50代
獣医師数 (R4.3.31現在)	3	5	4	14

(担当課室名 生活環境部生活衛生課)

XV ふるさとの自然や資源を次代につなぐ環境保全対策の推進

XV-1 八郎湖の水質保全対策に対する支援強化について

環境省水・大気環境局
農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

湖沼水質保全特別措置法による湖沼水質保全計画に基づく各種対策事業に対する財政的・技術的支援を一層拡充することにより、中長期にわたり安定的かつ継続的に活用できる十分な支援制度を設けること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 八郎湖については、国営干拓事業が昭和52年3月に完了してから徐々に富栄養化が進行したことから、同法に基づく指定湖沼として平成20年3月以降「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」を策定し、流域市町村や関係機関と連携しながら、生活排水や農地排水の浄化・抑制といった発生源対策や、アオコ除去といった湖内浄化対策による水質保全対策を実施してきました。

しかし、依然として湖水の環境基準を達成できておらず、夏場にはアオコが発生し、地域住民の生活に悪影響を与えていることから、今後とも水質保全対策を強力に推進していく必要があります。

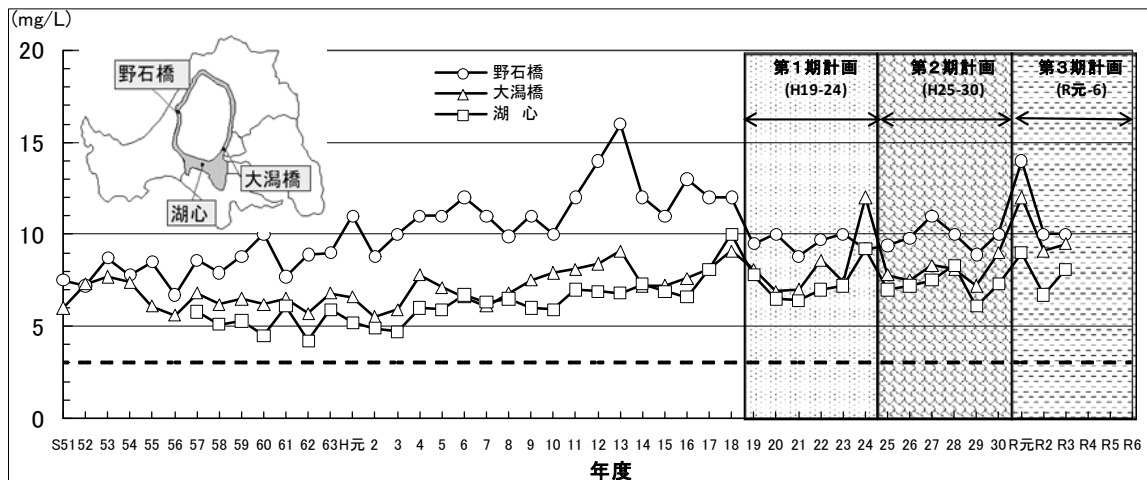
- (2) 八郎湖の水質保全対策においては、全世界測位システム（GNSS）を活用した無落水移植栽培の普及拡大など、農業排水の濁水軽減対策を新たに推進する必要性が生じている中、水質保全対策や湖沼水質保全計画の策定については、県単独事業で全て実施せざるを得ず、必要な予算の確保に困窮しています。

同計画に掲げる水質保全対策の効果をできる限り早期に発現させるためには、計画策定に要する経費も含めた助成事業など、中長期にわたり安定的に活用できる充実した財源を確保することが喫緊の課題となっています。

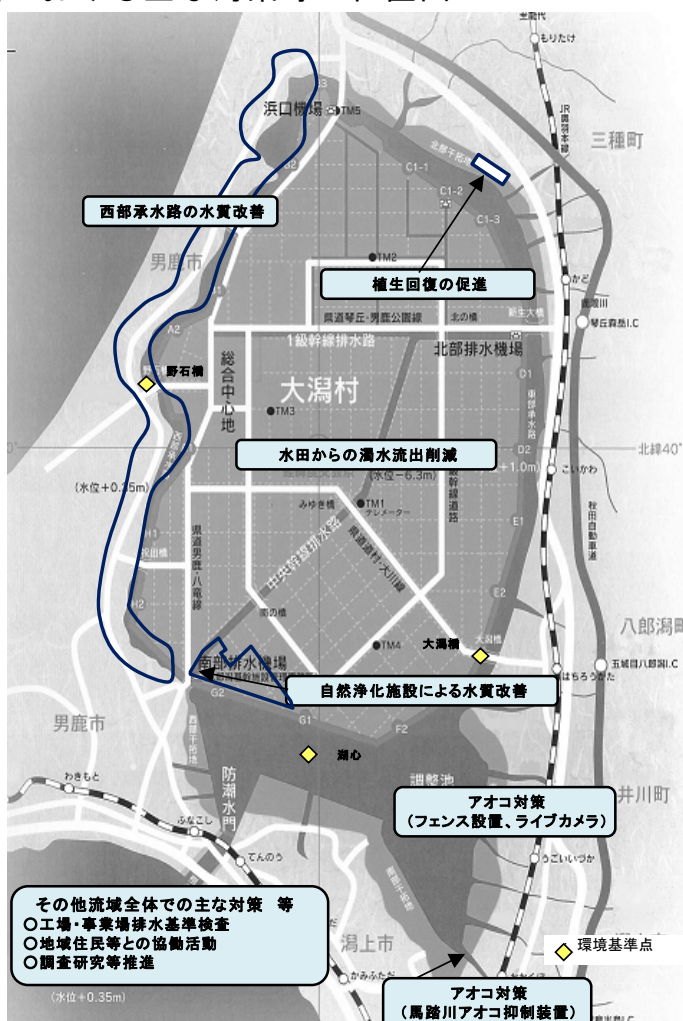
なお、八郎湖中央干拓地は湖沼法に基づく流出水対策地区に指定されていることから、現在大瀧村で実施されている国営かんがい排水事業八郎湖地区においても、水質保全対策が円滑に行われることが望まれます。

【参考資料】

1 八郎湖水質の経年変化（COD 75%値）



2 令和5年度における主な対策等の位置図



(担当課室名 生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室)

XV-2 風力発電所にかかる環境影響評価の実効性及び信頼性の確保について

環境省大臣官房

【提案・要望の内容】

風力発電所にかかる環境影響評価の実効性及び信頼性を確保するため、次のような措置を講じること。

- (1) 準備書手続終了後に発電機の諸元を変更するなど、環境への影響が懸念されるような計画変更を行う場合には、説明会を開催する等、事業者が住民への説明責任を果たせるような仕組みを設けること。
- (2) 事業区域が近接して複数の事業が実施される場合の複合的・累積的影響について、評価項目の選定基準や評価基準を示した評価指針等を定めること。
- (3) 洋上風力発電所による環境への影響について、国において積極的に国内外の情報収集に努め、速やかに分析等を行うとともに、得られた知見を関係地方公共団体等へ提供し、より信頼性の高い環境影響評価が実施されるよう支援すること。

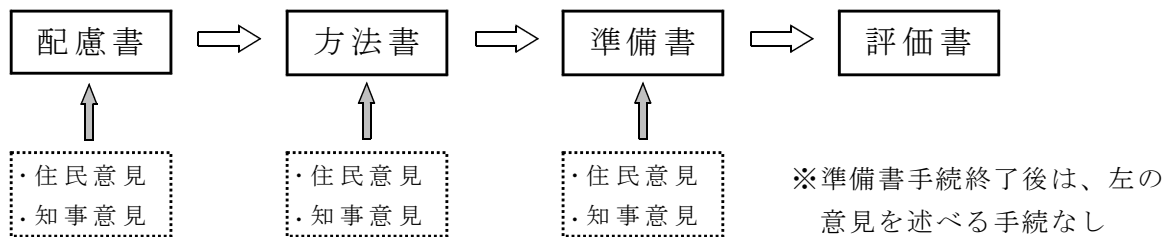
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 環境影響評価法では、風力発電所の出力が10パーセント以上増加した場合、評価手続の再実施が必要となります。
当県では、準備書手続終了後に、評価手続の再実施の要件に該当しない範囲で、発電機の大型化（1機あたりの定格出力の増加）と、設置基数の削減を検討している事例が複数発生しています。
このような場合、形状等の大幅な変更があるにもかかわらず、その内容が住民に伝わらず、結果として住民等の意見も反映されないため、住民の不信を招くおそれがあります。
- (2) 当県では、事業区域が近接した複数の発電所の設置計画があり、複合的・累積的な環境影響が懸念されますが、評価項目の選定基準や評価基準がなく、事業者に委ねられている状況です。
このため、複合的・累積的な環境影響の評価項目の選定基準等を定めた評価指針等の策定が必要です。

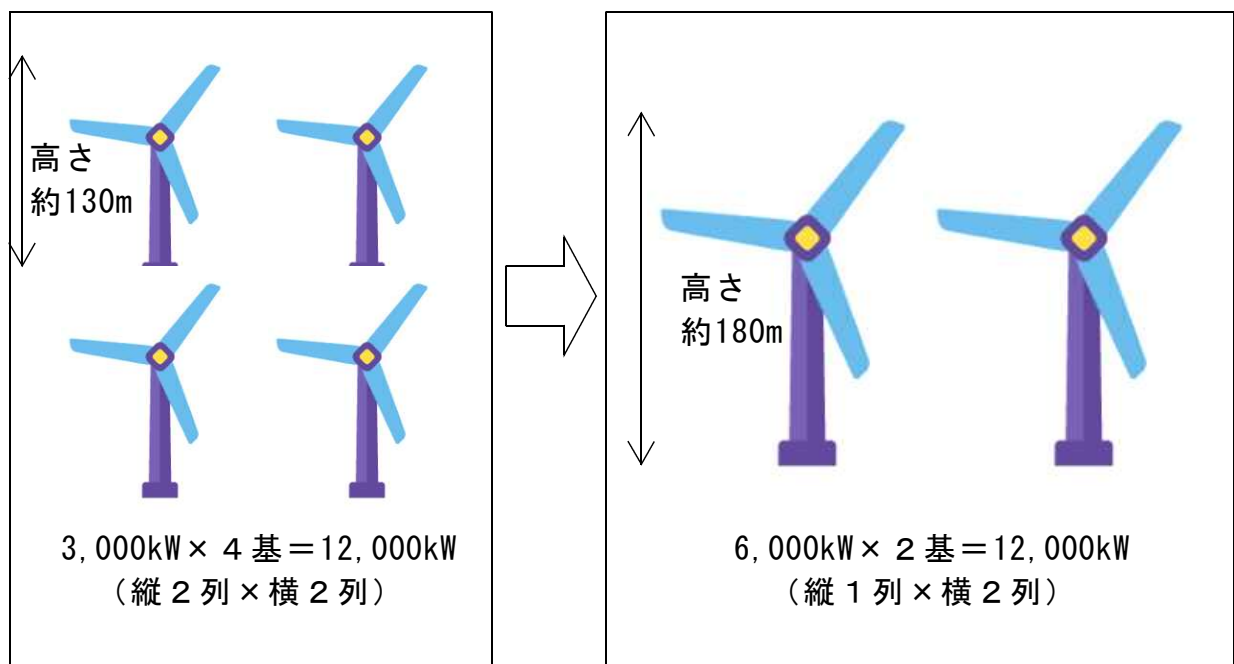
- (3) 当県では、国内で導入実績のない9,500kWを超える大型の発電機を数十基設置する洋上風力発電事業が複数計画されていますが、その環境影響については十分に解明されていない点が多いため、影響の評価において多くの不確実性が伴います。現在、洋上風力発電事業の環境影響評価手続が進められていますが、地方公共団体が収集できる知見には限りがあるため、国による技術的な支援が必要です。

【参考資料】

1 風力発電所にかかる環境影響評価の手続フロー



2 風力発電機の大型化に伴う影響



大型化に伴う変更点	影響のある環境要素
風車高さ	景観、風車の影、動物（鳥類）等
定格出力	騒音（低周波音含む）
配置	動物（鳥類、魚類）、植物等

（担当課室名 生活環境部環境管理課）

XV-3 ツキノワグマの保護管理への支援について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

ツキノワグマ（以下「クマ」という。）の適切な保護管理を総合的に推進するため、地域の実情に応じて指定管理鳥獣に指定するなどにより、個体数推定にかかる調査、地域で対策に当たる職員の育成、出没抑制策の確立や被害防止等に対する財政的及び技術的な支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 近年クマの生息域が拡大し、人の生活圏に近接または重複してきており、住宅街や学校等への出没や農業被害、人身事故の発生が続き、安全安心な生活への脅威となっています。
人とクマとの軋轢を軽減するためには、適正管理に向けた継続的なモニタリングによる個体数の把握が必要ですが、野外調査や推計に要する財源の確保が課題となっています。
- (2) また、出没時の緊急対応体制を整備するとともに、人の生活圏にクマを呼び寄せないため、緩衝帯の設置、誘引物の撤去等の出没抑制策が必要ですが、地域において対策の主体となり、住民指導に当たる市町村職員等の育成・専門性の向上が課題となっています。
- (3) さらに、今後の抜本的対策として、クマの生息域を奥山側に戻すため、クマの追い上げや集落周辺での捕獲等、専門性の高い近接抑制策の確立が求められています。
- (4) 現行の指定管理鳥獣にかかる制度は、全国的に課題が生じている鳥獣を対象としておりますが、クマは指定の対象とされておらず、必要な支援が受けられない状況です。

【参考資料】

1 クマの目撃件数及び人身事故被害者数（R4年度は2月13日時点）

年度	目撃件数	人身事故被害者数（人）	
		山林内	人間の生活圏
H30	920	4	3
R元	672	6	10
R2	931	6	3
R3	864	5	7
R4	728	2	4

2 市街地等におけるクマの出没及び人身事故事例（主なもの）

年度	事例概要
H30	・住民が自宅近くの藪を刈り払おうとしたところ、クマに襲われ負傷。
R元	・下校途中の中学生がクマに襲われ負傷 ・住宅地にクマが出没し、対応にあっていた鳥獣被害対策実施隊員2名及び警察官1名が負傷
R2	・住民が住宅地内でクマに襲われ負傷。入院先で7日後に死亡。 ・住宅地にクマが出没し、周辺の交通規制を行ったうえで有害鳥獣捕獲により射殺。
R3	・小中学校の敷地内に連日クマが出没し、箱わなにより捕獲対応。 ・自宅横の畑で作業中、クマに襲われ負傷。
R4	・住民が田んぼで作業をしていたところ、クマに襲われ負傷。入院先で3日後に死亡。 ・住宅地にクマが出没し、周辺の交通規制を行った上で有害鳥獣捕獲により射殺。

3 生息数推定調査（カメラトラップ調査）規模

3年間で全県を網羅できるよう、年度毎に調査地を変え、延べ362台の自動撮影カメラを設置し調査を行った。調査は県による委託調査（委託先：民間業者）と、秋田県立大学との共同研究によって実施した。

年度	委託調査		共同研究*	カメラ台数計
	委託額	カメラ台数	カメラ台数	
H29	864万円	80台	35台	115台
H30	864万円	80台	36台	116台
R元	671万円	60台	71台	131台

*共同研究：調査費は大学負担

（担当課室名 生活環境部自然保護課）